

第百四十五回
参議院総務委員会會議録第八号

平成十一年五月十三日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

山下 善彦君

木庭健太郎君

八田ひろ子君

五月十日

辞任

日笠 勝之君

五月十一日

辞任

松田 岩夫君

但馬 久美君

五月十二日

辞任

真鍋 賢二君

山本 正和君

月原 茂皓君

椎名 素夫君

五月十三日

辞任

足立 良平君

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

政府委員
内閣官房内閣外
政務次官
兼内閣総務大臣
官房外政務次官
長
人事院事務総局
職員局長
内閣総務大臣官
房審議官
総務庁行政管
理局長
経済企画庁国民
生活局長
経済企画庁総合
計画局長
外務省アジア局
長
文部省生涯学習
局長
厚生大臣官房総
務審議官

野中 広務君

登 誠一郎君

佐藤 信君

佐藤 正紀君

龍上 信光君

金子 孝文君

中名生 隆君

阿南 惟茂君

富岡 賢治君

真野 章君

本日開会に付した案件
○理事補欠選任の件
○参考人の出席要求に関する件
○男女共同参画社会基本法案(内閣提出)
○男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)

参考人
お茶の水女子大
学長 佐藤 保君

説明員

内閣総務大臣官
房男女共同参画
室長
文部大臣官房審
議官
文部大臣官房審
議官
文部大臣官房審
議官

名取はにわ君
銭谷 眞美君
遠藤純一郎君

志村 昌俊君

横田 吉男君

羽田 信吾君

藤井 龍子君

常任委員会専門
員

厚生省児童家庭
局長
厚生省保険局長
労働省女性局長

○委員長(竹村泰子君) 理事の補欠選任について
お諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。

○委員長(竹村泰子君) 参考人の出席要求に關す
る件についてお諮りいたします。

男女共同参画社会基本法案及び男女共同参画基
本法案の審査のため、本日の委員会にお茶の水女
子大学長佐藤保さんを参考人として出席を求める
ことに御異議ございませんか。

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(竹村泰子君) 男女共同参画社会基本法
案及び男女共同参画基本法案を一括して議題とい
たします。

内閣提出案の趣旨説明は既に聴取いたしてあり
ますので、これより男女共同参画基本法案につい
て、発議者小宮山洋子さんから趣旨説明を聴取い
たします。小宮山洋子さん。

○小宮山洋子君 ただいま議題となりました民主
党・新緑風会提出の男女共同参画基本法案につ
きまして、その提案の理由及び内容の概要を説明い
たします。

一九九六年、二十一世紀を展望し提出された男

女共同参画ビジョンや政府の行動計画である男女共同参画二〇〇〇年プランで、男女共同参画社会推進のために新たな法制が必要であるとして基本法制定の検討が提言され、その実現が強く求められてきました。

私たちは、男女共同参画を総合的、効果的に推進するためには、基本的理念と政策の方向を示した基本法の制定が必要であるという結論に達し、ここに男女共同参画基本法案を提出いたしました。

まず、男女共同参画は、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、男女平等の達成を目指すものです。そのためには、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受し、かつ、ともに責任を担うべき社会を実現するために対等な構成員として参画するという意味から、名称を男女共同参画基本法としました。

以下、法案の概要を説明いたします。

まず前文を置き、男女共同参画の基本理念を明らかにして方向を示し、この法律を制定するという姿勢をわかりやすく明示しました。

本案は、男女が社会的、文化的に形成された性差にとらわれず、個人としてその個性と能力を発揮する機会が十分に保障される社会を形成することを目的とするジェンダーの視点を取り入れられました。

次に、「定義」の項では、政府が積極的改善措置となつていふ部分を、本案では積極的改善措置とし、より強く男女間の格差の解消を提言しています。

「人権の確立」の項では、直接的には性別による差別的取り扱いを正すものではないが、結果として、男女のいずれか一方に差別的効果をもたらすことになる取り扱いを性別による差別的取り扱い扱いに含めることとし、いわゆる間接差別を明記しました。

また、女性に対する暴力の根絶が人権の確立に不可欠であるとし、女性に対する暴力の撤廃に向けての積極的な取り組みを特に明示しました。

「条約等の尊重と国際協力の積極的推進」の項では、日本が国際社会の中での役割を積極的に果たさなければならないことから、締結した条約その他の国際約束の尊重を明記し、男女共同参画の視点に立った国際協力が推進されなければならないことを強調しました。

「法制上の措置等」の項では、国及び地方公共団体は、男女共同参画の促進に関する施策を実施するため、必要な法令や条例の制定や改廃または必要な財政上の措置を講じなければならないとしました。

「男女共同参画基本計画」の項では、盛り込むべき九項目を明記しました。

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための施策。二、男女の家庭生活と職業生活等との両立支援のための施策。三、政策等の立案及び決定への男女共同参画の促進のための施策。四、男女平等を推進する教育及び学習機会の充実のための施策。五、男女共同参画の視点に立った税制、社会保障制度及び婚姻その他の家族制度に関する法制の見直し等、社会における制度または慣行の改善のための施策。六、社会経済活動その他の活動における性別による差別的撤廃のための施策。七、女性に対する暴力の根絶のための施策。八、妊娠または出産に係る選択の自由等性と生殖に関する女性の自己決定の尊重及び、女性に固有の身体的機能の保護等生涯を通じて女性の健康の支援のための施策。九、その他、男女共同参画の促進のための施策。

以上です。

「苦情の処理等」の項では、男女共同参画の促進に影響を及ぼす施策についての苦情の処理及び被害者の救済のための組織や運営体制につき、新たな立法措置を講ずることを明記しました。

「条約等の誠実な履行と国際協力の推進のための措置」の項では、女性差別撤廃条約、その他の国際約束を誠実に履行するために必要な措置を講ずること、及び男女共同参画の促進に関する国際

協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずることを明記しました。

「地方公共団体及び民間の団体に対する支援」の項では、国は、地方公共団体の施策や民間団体の活動との連携を図り、支援することを明記しました。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要です。

何とぞ、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(竹村泰子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井道子君 自由民主党の石井道子でございます。

男女共同参画社会基本法につきましては、去る四月十二日に本会議で趣旨説明、質疑が行われました。そして、それ以来一カ月経過をいたしましたのでございまして、まさに待望の法案の審議であると思っております。これは多くの女性の皆様方が大変期待をされている法案でございますので、速やかに参議院先議としての成果を上げなければならぬというふうに思っております。今回、私がトップバッターでさせていただきますことを大変うれしく思っております。

男女平等につきましては古くから新しい問題でございまして、今までもさまざまな取り組みがなされてまいりました。特に、この問題が国際的な視野に立った形で取り上げられたのが二十四年前の国際婦人年の際ではないかというふうに思っております。そして、一九七五年に、昭和五十年ですが、メキシコで世界婦人会議が開催されました。当時、私はちょうど県議会議員に初当選をした時期でございまして、そのことを大変印象深く思い出しております。

そして、その後いろいろと経過がありました。一九八五年に、国連婦人十年に当たる年でありまして、このときにケニアのナイロビにおき

まして世界婦人会議が開催され、私も参加させていただきました。そのときは参議院議員として議席を得た年の翌年でございまして、大変私にとりましてはその節目節目でいろいろと貴重な経験をさせていただいたことをうれしく思っております。

そして、この婦人会議に参りますといつも感じること、大変な女性のパワーを感じさせられるところでございまして、これからのそのような世界的な規模において男女平等の政策が着実に実行されることを期待しております。

私は、今回いろいろこの男女平等の問題について過去を振り返ってみますと、ちょうど昭和六十年に女子差別撤廃条約が批准されました。そして、国内法につきましてはさまざまな取り組みがなされまして、ちょうどこの国籍法が施行されました。そして、さらに男女雇用機会均等法が成立をいたしました。私もその審議に携わることができました。さらに、平成四年には育児休業法も成立したのでございまして、そういう面では国内法の整備についても着々と準備が進められ、効果を上げてきているのではないかとこのようにも思っております。

政府におきましても、最初、昭和五十年に婦人問題企画推進本部が設置され、その後、平成六年には男女共同参画推進本部ができて、全大臣が参加をする会議となりました。また、男女共同参画室というものもできて、さまざまな取り組みがなされているところでもございます。

このような大変長い間にわたる取り組みにつきましていろいろと感慨深いものがありますが、今回は男女共同参画社会の形成に向けて国を挙げて取り組んでいくということになりまして、今度の法案が提出されたわけでございまして、そういう点では大変によかったというふうに思っております。大変感銘深いものがございます。

男女共同参画社会の理念につきましては、男女平等にとどまらず、女性も男性も社会の一員として社会に対する責任を自覚する、そしてよりよい

社会をつくり上げていくという前向きな姿勢が盛り込まれているというふうに思っておりますが、二十一世紀を前にして、我が国社会において新しい社会を創造していくという積極的な姿勢が重要であると考えます。

まず、この基本法案を審議するに当たりまして、目指すべき男女共同参画社会とはどのようなものかを国民の皆様方にもわかりやすく御説明をいただきたいと思いますが、官房長官、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(野中広務君) たいま石井委員から、石井委員がかかわってこられた男女共同参画社会を目指すそれぞれの道筋をお伺いいたしながら、私もまた、ちょうど国際婦人年の十年の際に京都におきまして副知事としてこの仕事にかかわることになりました。自來、国政に出ましても、石井委員が婦人部長、女性局長等をやられる中において御一緒に仕事をしたいことを思い起こしながら、本日ここに基本法案の御審議をいただくことになりましたことを大変感謝深く、またそれを担当する閣僚の一人としてこの席におりますことに大きな感動を覚えておる次第であります。

さて、たいま御質問のございました男女共同参画社会とは、この法案の第二条第一号に規定をいたしておりますように、男女が社会の対等な構成員としていたしましてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることによりまして、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することとができ、かつ、ともに責任を担うべき社会であるというところでございます。すなわち、女性と男性が対等なパートナーとしてさまざまな分野に参画をし、喜びも責任も分かち合っているような社会であることを目指すものだとは私は認識をしておる次第でございます。

○石井道子君 男女共同参画社会という言葉は、最初は大変耳なれない言葉でございましたが、最近はいろんなところでそのようなことが言われておりまして大分なれてきたのではないかと考えて

おります。やはり言葉の普及ということと同時に、言葉の持つ深い意味も十分に知っていただき、それを普及していく必要があるのではないかと考えております。

男女共同参画社会という言葉は、参加ではなくて参画という言葉を使っておりますが、この参画という言葉にはどのような意味が込められているのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(佐藤正紀君) 男女共同参画社会におきまして、参加ではなく参画という言葉を用います。参加とは仲間に加わることというように意味が書いてございまして、参画につきましましては、意思決定過程へ加わるといふようなことで、参画ということはそういう意思決定過程に加わるといふ非常に重要な意味を持っております。

男女が社会の対等な構成員として政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤である、こういう認識を込めたものでございます。

○石井道子君 男女共同参画社会の理念というもののつきましましては、言われてみればごく普通のこととでありまして、普通に述べていられしやうというところでございますが、なかなかこのことを実行するのはそう簡単にはいかないというふうに思います。それは、やはり長い間の日本における経過、歴史が示しているのとおりでございます。このような中で、本日審議しております男女共同参画社会基本法案は、男女共同参画社会の形成に向けて力強い推進力になることを期待しているところでございます。

そして、この男女共同参画社会の実現に向けて基本法がなぜ必要であるか、そのことについて御説明をお願いいたします。

○政府委員(佐藤正紀君) 男女共同参画社会を実現していくためには、多くの分野で整合性をとった施策を講じていくことが必要であらうかと思っ

ております。そのためには、基本法を制定いたしまして、国民合意のもとに男女共同参画社会の形成の促進に係ります基本理念を明らかにいたしまして、国、地方公共団体、国民の各主体の責務を明確にいたしまして、基本計画の策定等、そういう施策を定めまして、それからまたさらに推進体制を明確にすることによりまして推進していくことが必要であらうかと考えております。

この基本法の制定によりまして、男女共同参画社会の形成が一層推進されることを期待しております。

○石井道子君 ちょうど一九九五年には、北京において世界女性会議がございました。アジアで開催されたということもありまして、日本からは約五千人くらいの方が参加をされたと聞いております。そのときからも大いに関心が高まってきたというふうに思います。私もその会議に出席をさせていただきました。世界各国から集まった女性たちの大変熱い思いと、そしてパワーというものを感ずることができたわけでございます。我が国の参加者が北京に集まって、そしてその女性たちのパワーを日本に持ち帰って、それが今基本法という形で結実したのではないかとすることも考えられるのでございますが、北京の女性会議がこれに基づいて御説明をお願いいたします。

○説明員(名取はにわ君) 北京で行われました世界女性会議は、議員が今おっしゃいましたとおり、我が国からも多くの人が参加をいたしました。国内外において大きな盛り上がりを見せました。

そのような状況の中、その翌年の一九九六年には男女共同参画ビジョンが男女共同参画審議会から答申され、同ビジョンを受けて政府の国内行動計画である男女共同参画二〇〇〇年プランが策定されましたが、このビジョンとプランには、法律に基づき諮問機関の設置と男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律についての検討が盛り込まれておりました。この翌年の一九九七

年には男女共同参画審議会設置法が制定され、法律に根拠を置く男女共同参画審議会が設置されて、同審議会において男女共同参画社会基本法についての調査、審議がなされ、一九九八年の十一月には基本法の制定や内容について提言する答申が提出されるに至りました。この答申を受けて、政府は男女共同参画社会基本法案を策定し、今国会に提出したところでございます。

また、今申し上げた二つの審議会答申の審議過程におきましては、広く国民の御意見を求めておりまして、その答申には男女共同参画社会の形成に取り組む多くの方々の声が反映されております。

このことにかんがみますと、たいま議員からのお話がありましたとおり、一九九五年の世界女性会議からの男女共同参画社会の形成のための流れが基本法案につながったものであると考えております。

○石井道子君 このように、我が国におきます男女共同参画社会の形成のための取り組みにつきましては、国内においての取り組みも大変重要であります。国際的な取り組みと連携をし、相互に影響し合いながら進めていくということも重要であるというふうに思います。この基本法にも、国際的な協調の基本理念が規定をされているところでもあります。

来年には女性二〇〇〇年会議がニューヨークの国連本部で開催をされます。その会議に向けまして、国内の取り組み体制というものはどうなっているのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○説明員(名取はにわ君) 女性二〇〇〇年会議は、北京行動綱領採択五年後の実施状況を評価するとともに、さらなる行動とイニシアチブを検討するため、国連総会特別会期として来年六月にニューヨークの国連本部で開催が予定されております。

この会議に向けた国内取り組み体制といたしましては、準備の過程において広く民間団体等との連携を図るため、昨年十二月に女性二〇〇〇年会

議日本国内委員会を置き、既に第一回会議を開催したところでございます。また、同委員会は、関連する国際会議について広く情報提供を行うなどしており、今後も引き続き民間団体等との連携を図りながら準備を進めてまいりる所存でございます。

○石井道子君 この男女共同参画問題とそれから環境問題というのはちよつと共通する部分があるというふうに感じます。

私もちよつど環境庁長官を務めた関係で、最近地球温暖化対策とか身近なダイオキシン問題とか、非常に環境に対する関心が高まってきたことは御案内のとおりでございます。環境問題も、やはり平成四年に地球サミットが開かれて、そしてその後、平成五年には環境基本法が成立をし、さらにアセスメント法ができて、また地球温暖化対策推進法も成立を見たということで、だんだんと具体的な取り組みが進められてまいりました。

この両方の問題に共通することは、どちらも非常に身近な問題であるということ、そして大変重要な問題であるということでございます。そのことを実際に国民の一人一人が実行して成果を上げていくということが大変重要なことではないかというふうに思っております。行政の取り組みも大切であります。やはり国民一人一人がそのことを十分自覚して実践していくことが大切でございますので、男女共同参画社会の形成の促進については地域の住民による各種の活動が重要であります。

そして、それに対する政府の支援もまた重要であると思われまが、政府としてどのようにお考えでいらつしやいますでしょうか、御説明ください。

○政府委員(佐藤正紀君) 男女共同参画社会の形成につきましては、先生の御指摘のとおり、政府の施策のみによって可能となるものではないと思ひます。国民の一人一人が、職域、学校、地域、家庭、その他のあらゆる分野におきまして、この法

案の基本理念にのっとりまして、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めていかなければならないものだらうと思つております。

この基本法案におきましては、民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動を支援することを重要と考えておりまして、第二十条におきまして、国は民間の団体に対して、「情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という規定を規定いたしておるところでございます。この規定によりまして、各団体に対してもいろいろ支援をしてまいりたいと考えております。

○石井道子君 基本理念の一つに、家庭生活における活動と他の活動の両立ということがございまして、活力ある社会づくりにつきましては、豊かな家庭生活を享受できるようにすることが重要でございまして、その中で女性が、家庭が仕事かというふうな、家庭とそれ以外の活動のどちらか一つを選択せざるを得ないというふうな状況を、人によつては少なからずそのような環境に置かれるというところを見聞きするわけでございまして、これは大変嘆かわしいことであるというふうに思ひます。

今、少子化のことが日本では大変心配をされておりました。女性にとつて重要な出産とか育児の問題、このようなことをやはり無事に行っていくことが重要であります。女性も肩の力を抜いて自然に仕事をしたり勉強したり、または地域活動に参加したりというふうなことで、家庭生活と両立するような社会をつくる必要があるというふうに思ひます。また、男性も家庭における役割をもっともつと果たしていかなければならない、そういう時代になつていゝるというふうに思つております。

ここで言います他の活動とはどのようなものであるかというお考えをお伺いしたいと思います。また、家庭生活における活動と他の活動の両立のために社会がどのような支援をする必要があるか、そのことについて御説明をお願いいたします。

○政府委員(佐藤正紀君) 基本法の第六条におきましては、男女共同参画社会の形成のために、男女が社会のあらゆる分野で活動する際に充実した家庭生活を送ることが重要であるということから、その旨を基本理念として明記しております。が、他の活動と家庭生活の両立ということ、他の活動というところが書いてございます。

ここで考えておりますのは、仕事をするということも当然でございますが、そのほかに、勉強をすること、ございましてとか地域活動をするなど、ボランティア活動等も当然含まれるわけでございまして、家庭生活を除く職域、学校、地域、その他あらゆる分野における活動を意味しておるところでございます。

社会の支援ということについてでございますが、現行の政府の行動計画であります男女共同参画二〇〇〇年プランにおいても、多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実、それから育児、介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備など、男女の職業生活と家庭生活の両立支援の問題を取り上げているところでございまして、今後、この法律の趣旨に沿つて一層取り組みをまいりたいと考えておるところでございます。

○石井道子君 今、女性に対する暴力の問題が大変話題となつております。今までは、特に家庭内暴力などについては潜在化しておりまして余り表には出なかつたということですが、最近では大変マスコミにも大きく取り上げられるようになりました。重大な社会問題となつております。参議院におきまして、昨年八月に初めて設置されました共生社会に関する調査会がございまして、そこでやはり「男女等共生社会の構築に向けて」というテーマで、女性に対する暴力について現状と課題について調査を行つてまいつたところでございます。今までも合計五回はどの会議を行つて、また視察もしたところでありますが、その中で、やはり今のところはまだ実態がよくわ

かつていないということで、実態調査をする必要があるという意見もございまして。東京都では一部署なされたようでありまが、国としては今まではそのようなことがなされておりました。

そしてまた、このような男性の暴力から逃れる女性のための保護対策、また精神的なケアの問題、このことについてもまだまだ不十分であります。今までの売春防止法の婦人相談所をその公的シェルターとして代用しているとか、便宜上そのような方法をとつておりまして、むしろ民間シェルターとして多くの方々が大変努力をして苦勞をしてそのことに当たつておられる実情も知つてまいりました。そのようなことで、やはりそういうふうな方々に対する助成とか支援とか、そういう必要性も感じていゝるところであります。またそのようなケアをするための専門的な人材を育成することも必要ではないかというふうに思つております。

今はこのような女性の暴力に関する取り扱ひにつきましては各省庁に分かれておりました。警察庁とか法務省、また文部省、労働省、厚生省、それぞれに目的に合った活動はしていらつしやいます。総合的な窓口として対応できていないという実態がございまして、このことをちよつどこの調査会におきましていろいろと調査してまいつたところでございます。

このような女性に対する暴力は、女性の自由な活動を制限したり、女性が男性と対等な立場でさまざまな分野に参画をするというものを阻害しております。伸び伸びと女性がその個性、能力を発揮することができない、妨げられていゝるというふうな状況でございまして、その点については男女共同参画社会の形成という観点からも重要な問題ではないかというふうに思ひます。

女性に対する暴力については、男女共同参画審議会の暴力部会において検討されているということも伺つておりますけれども、このようなことに対して政府の認識を官房長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 男女共同参画社会基本法案は、男女の共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としておるものでございまして、今、委員から申されました女性に対する暴力の問題等、個別具体的な施策は基本法案の中には具体的に規定しておらないところでありまして、

ただ、女性に対する暴力の問題というのは、委員がたまたまお触れになりましたように非常に深刻な問題があるわけでございまして、参議院におきまして熱心にお取り組みをいただいております。かつまた男女共同参画審議会においてもそれぞれ暴力問題を御熱心にお取り組みいただいております。近くその答申をいただくことといたしておるところでございます。

ただ、この法案に基本理念として、最初に男女の個人としての尊厳が重んぜられること等、男女の人権の尊重を織り込んでおりますことは、この法案の中にそういう委員が御指摘になりました問題等を含めまして基本理念としてこれを取り入れたところでございまして、この基本理念に照らしますならば、女性の基本的な人権の享受を妨げたり自由を制約する女性に対する暴力は決して許されるべきものでないと考えております。また、現在の政府の行動計画であります男女共同参画二〇〇〇年プランにおきましても、女性に対するあらゆる暴力の根絶を重点目標として取り上げておるところでございまして、この問題の重要性は十分認識しておるところでございます。

今後、各省庁連携いたしまして、政府一体として取り組んでまいりたいと考えております。

○石井道子君 女性の人権を守るという点でも、さらに強力な政策を進めていただきたいと思っております。

国連開発計画が行っております人間開発に関する指標というものがあつた。HDIというものは人間開発指数ということで、これが世界では日本は八位である。そして、GDIというところでジェンダー開発指数ということについては日本は十三

位である。また、GEMという点について、ジェンダーエンパワーメントの測定という点については日本は第三十八位ということで、大変低い地位でございます。

そのようないろんな指数によって国際社会における日本の地位というものの、状況というものがあつた程度示されているわけでございまして、これからの男女平等等、そして男女共同参画社会がますます成熟を遂げていこう成果を上げることが期待されているわけでございまして。

きょうはこの男女共同参画社会の形成に向けて、官房長官を初め政府委員の方から大変心強いお言葉もいただきました。大変うれしく思いますが、このことを今度の基本法をきっかけといたしまして、それを実効ある施策をこれから進めていくことが大変重要であると思っております。ぜひこれからの特別の御配慮と御活躍を期待しているところでもございまして。

きょうは大変お時間をいただきましてありがとうございます。以上で質問を終わります。

○矢野哲朗君 自由民主党の矢野哲朗でございます。

今回の議題が私にとって果たして合っているのかどうかというふうな気持ちを持って御質問に立たせてもらいましたのでありますけれども、きょうの質疑においても、ぐるっと見回しますと、この質疑参加者、竹村委員長初め女性八、九名、男性も八、九名ということで、もう日本ではそういう社会が確立されているのじゃないのかなというふうな思いも一部するわけであります。

加えまして、一昨年でありましたか、参議院召集五十周年を記念しまして女性国会を大々的に開催したことがございまして記憶に残っているのではありませんけれども、あのとき本会議場でもって女性の皆さんが一堂に会して、五百人ぐらいて本会議場を埋め尽くした。あの場面を見たときに、女性社会万歳と凱旋を聞いたような感じがいたしました。

で、かえって我々男性が世の中の隅々こに迫りやられてしまったのではないかなというふうな一部妄想にも浸った場面もあります。

しかしながら、今我が同僚議員であります石井委員からも、いろいろな数値からいってまだまだ世界の先進諸国に比べると日本は残念ながらその域に及んでいないという部分も多々あるということ、今回の基本法の制定に及んだというふうな私には理解をさせていただいております。

二十一世紀を本場に目前に控えて、男女それぞれの人権が十分尊重されて、豊かで活力のある社会を実現し、男性も女性も、こういう場合にも、みずからの個性を發揮して生き生きと充実した生活を送ることを目指すためにこの基本法が制定される。私としても、前向きな政府としての努力、それに対応して国会としても十分審議をしながら速やかなる成立を目指したい、そう思う一員でもあります。

加えまして、日本の二十一世紀を展望したときに、高齢化がますます促進をされる、そうなりますれば社会保障費の国民負担率がますます増大します。そんな中で、健康な高齢者並びに女性の社会参画というものをますます意図しなければいけません。今までの経済に対する価値観が、大量生産、大量消費という時代から本当に地球に優しく環境というものを十分考慮した上でやっていくというふうな価値観になってきたわけであります。加えまして、国際化そして情報化というふうな付加価値の高い産業に価値観が変わってきた時代でありますから、そういう意味では女性も含めた多様な人材を生かしていくという時代に移り変わってきたというふうにも理解をさせていただいております。ですから、この基本法を制定して、基本理念、そしてこれに関する基本的な施策の枠組みを定めて、社会のあらゆる分野においてこの取り組みを総合的に推進するというふうな意図が十分うかがえるわけであります。

そこで、お伺いしたいのでありますけれども、この基本法が制定されて日本がどのように変わっていくんだらうか、その辺のひとと法律の制定の効果をお伺いしたいと存じます。お願いいたします。

○国務大臣(野中広務君) 矢野委員から、男女共同参画社会基本法の御審議に当たりまして力強い御支援をいただきましたありがとうございます。

男女共同参画社会基本法によりまして、幅広い分野にわたる男女共同参画社会の形成を促進していきますための施策が総合的かつ計画的に押し進められますことが期待をされておるところでございます。例えば男女共同参画基本計画の策定を通じて、各種の施策の調整が行われ、総合的に推進されることが考えられるわけでございます。

また、この基本理念が示されますことにより、国民の間で議論が喚起されることを通じて、男女共同参画社会についての国民の一層の理解が深まり、国、地方公共団体及び国民の各主体が男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを行うに当たっての基盤が整備されていくことになろうかと存ずる次第であります。

このように、この基本法の制定によりまして男女の人権がそれぞれ尊重をされ、かつ少子高齢化等の社会経済情勢の急激な変化に対応できる豊かで活力ある社会が実現をされるものと考えます。また、そのためにこの法律の制定の効果を我々お互いに求めていかなければならないと存じておるところでございます。

○矢野哲朗君 今の答弁をお伺いしまして、より一層この法案に対する期待の大きさというものを私も同感させていただきました。

この法案、五つの基本理念として基本的な施策について策定しているわけでありますけれども、特に基本法という一つの性格上、余り細則をうたいそして細則に縛られることはいかがなものか。ですから、この大枠、この基本法の考え方、内容については私も賛意を示す一人でありまして、そして、特に今回の法案の目玉だということに

うたわれております積極的改善措置でありますか、横文字で言うポジティブアクションということになるんですか、それを規定した趣旨は、不自然さをより積極的に改善しようということでしょうか。うたふうな一つの積極的改善措置ということをやったと思うのでありますけれども、その趣旨を改めて確認させていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤正紀君) この基本法案におきまして積極的改善措置、いわゆるポジティブアクションでございますが、これの規定を置いてござ

います。この中身は、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することでございますが、こういう積極的改善措置を含みました男女共同参画社会の形成の促進に關する施策を総合的に策定し実施する責務を国に課し、さらに国のそれに準じた施策を推進する責務を地方公共団体に課してあるわけでござ

います。現在、日本の社会におきましてかなり男女の機会が均等になっておるとはいへませんが、まだかなりの格差があるということがございます。こういうことを改善していくためには、暫定的に片一方に対しまして積極的に機会を提供するというようなことも必要であるということを考えまして、こういう規定を置いたところでございます。

○矢野哲朗君 私も積極的改善措置を図るということは大賛成であります。

一例でありますけれども、農業生産従事者というのは大体六割以上女性が就業している。しかしながら、その問題点の一つは、一つの舞台で議論するのは農業委員の皆さんが農業会議というところで議論するわけでありますけれども、九割以上が男性であります。実際は女性が真っ黒になつて朝から晩まで仕事をしている、そして家事までやっている。御主人は午後あたりから農業会議だということで行つて、それで会議はそこそこにして夜はちよつとお酒でも入りながら遅くなつ

て帰ってくるというふうな実態があるわけであります。そういう実態は早急に私は積極的改善措置をもつて改善していただきたいなと思ひ一人であります。

反面、数値を設定しますと、そこまで持つていかなきゃいけないというふうな、逆差別的な発想になつてしまふおそれがあるのではないかなという心配もするんです。そうすると、拘束されてそこまで女性を登用しなきゃいけぬなというふうな心配を一部するのであります。その辺の考え方はいかがなものでしょうか、お伺いをいたしま

す。○政府委員(佐藤正紀君) 先ほど申し上げましたように、現状においてかなりの格差がある場合に、片方に対して積極的に機会を提供していくということも必要なことであらうかと考えております。

現状で政府がとっております施策の中では、例えば審議会の委員に対しまして女性の割合を三〇%を目標にしようというのを我々もいたしておりますが、これは個別のケースごとに適宜適切に判断して対応していくべきものであらうと思つておりまして、一律にすべて数字を決めるといふようなことはかえつてふさわしくないのかなというふうに考えております。

○矢野哲朗君 審議会の一つの目安が三〇%というような数字があつたわけでありますけれども、その三〇%という科学的根拠は何でありますよう

か。○説明員(名取はにわ君) 科学的根拠と言へるかどうかわかりませんが、実はこの三〇%には根拠がございまして、もともと一九九五年、先ほど石井先生がおっしゃいましたナイロビ世界女性会議でナイロビ将来戦略というものが出されたわけなんです。このところにおきまして、意思決定レベルの地位における女性比率を一九九五年までに三〇%にするという国際的目標が提示されております。

それで、ただその三〇%というのは実は一九九

五年までということではございましたのですけれども、今はもう一九九九年でございます。なかなか到達できないというふうなことで、今、実は審議

会委員も当面、二〇〇〇年までのできるだけ早い時期に二〇%を達成しようというところで今一生懸命努力をしているところでございます。

○矢野哲朗君 私もよくわからないのでありますけれども、男女共同参画社会という言葉からすると、要するにイーブンというふうな話になるわけでありまして、五〇、五〇というのが自然な姿だと思ふんですね。ですから、今後の長期計画の中で当面はこのぐらい、しかしながら目指すはこう

だねと。しかしながら、それは適材適所でもってというふうな、その辺の何かこうしなきゃいけないんだという悲壯感といいますか、何かそういうものをひしひしと感じて、もう少しおらかにこの男女共同参画社会をみんなつくつていこうというふうな雰囲気がちよつと感じられないん

です。○政府委員(佐藤正紀君) 先生のお話のように、必ずイーブンになるように四苦八苦するというようなことではございせん、男女共同参画社会というものは、あくまでも男女が対等な構成員として活動するということ、それからみずからの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会を確保されるというふうなことでござい

まして、人に決められて役割を決めるということではなくて、あくまでも自分の意思に基づいて自分の役割を決めていくということに重要性があるうかと考えております。したがしまして、男女共同参画というところで必ずイーブンでなければならぬというふうなことから考えるということではないかと考えております。

○矢野哲朗君 私が申し上げたことは、自然の姿としてということではあるべき姿を希求しようというふうな趣旨でもって申し上げたつもりであります。

ですから、余り悲壯感を持って、今本当に世界からこれだけおくられているんだ、だからこうなん

だというふうな発想は、ちよつと私、三〇%という、国際規約の中で三〇%をうたつたの、ではなぜ国際規約の中で三〇%とうたつたのかと、こ

う聞きたくするんですね。だから、その辺はいずれにせよ日本の風土の中で本当に、将来はこうだけれども、前向きでやつていこうなという雰囲気

をぜひとも、女性に決してこの世の中でもって被害者じゃないのでありますから、何かちよつとそういう裏向きの印象を強くするものですから、あえてこの質問をさせていただきまして。

それから、今後、国も当然でありますけれども地方公共団体、そして国民一体的にこれを取り上げていく、そうしなければいけないと思うのでありますけれども、この基本法が制定されることによつてそれがどう運動していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤正紀君) この基本法におきましては、国におきまして積極的に男女の共同参画に資する施策を総合的に策定し実施する責務を有すると同時に、地方公共団体におきましても国に準じた施策を講ずるといふこと。法律の中では十三条におきまして政府は男女共同参画基本計画をつくつていくことになっておりますが、それに応じまして地方公共団体におきましても国の計画を踏まえまして計画を策定していくということになつております。これで国と地方と歩調を合わせまして男女共同参画社会の推進に向けて施策を推進していくことになるかと考えております。

○矢野哲朗君 加えまして、国民の積極的な理解、参画が当然必要になってくるわけでありますけれども、例えば家庭においての夫婦の役割、これが基本理念の家庭生活における活動と他の活動との両立を含めて、その辺でもつて家事の役割を夫婦でもつてよく話し合ひながら分担し合つて両立をさせていきましよう、こういうふうな基本的趣旨だと思ふのでありますけれども、この点について本法に照らしてどうか、その辺ちよつと考え方を聞きたいと思ふのであります。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘のとおり、

この法律は家庭生活、これが社会の基本的単位でございまして、家庭生活というものが重要であるというのを踏まえまして、第六條で、家庭生活における活動と他の活動の両立を基本理念としてうたっているところでございまして。

豊かな家庭生活を送りながら男女がともに社会に参加していくためには、家族を構成する男女が相互に協力し合うことが大事でございまして。さらには社会からの支援も必要かと思ひますが、家族の一員としての役割を円滑に果たしながら他の活動を両立するためには、御指摘のとおり家庭の中での話し合いというものが非常に重要であらうと思ひますが、それを踏まえまして協力し合つていくことが大切であらうと思ひております。

○矢野哲朗君　そこで、決して私は女性に表に出るなというふうな窮屈な話をしようとは思つておりません。反面、女性の能力を生かすことは表に出ることなんだというのを余り助長されてもいけないことかなと思ひております。

そんな中で、主婦業という職業、今回この共同参画社会基本法制定と同時に、女性の家庭における役割、専業主婦としての重要性、社会的意義、そういうものを私は並行して再認識するような作業が必要なんじゃないのか。

片や、さあみなで社会に出ましよう、社会に出て能力を発揮しましよう、これまた当然の話であります。大歓迎であります。しかし、それが一つの風潮になりました。家に帰つてみたらだれもない、何時まで待つてもだれも帰つてこない、女房も帰つてこない、私が自分で洗濯してアイロンをかけて飯をつくるなんていう話が毎日続いたら、これは家庭の崩壊になってしまひます。

ですから、その辺を考えると、片や積極的に参画する、家庭と社会の両立ということを図らなければいけないというふうな基本理念、これは私も賛成でありますけれども、加えて、同時に並行的に、専業主婦、主婦の役割を再評価する一つの作業が必要なんじゃないのか。そういうふうな一つの、改めて社会的な地位を明確にするという

ふうなことが私は並行的に必要になってきたと思うのでありますけれども、その辺のお考え方を伺ひ申し上げたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君)　非常に現実的な御指摘をいただいたわけですが、委員がおっしゃいますように、社会を構成する重要な基本的な単位であります家庭というものの中におきまして主婦の役割は大変重要な位置づけを持つておると認識するものでございまして。

この男女共同参画社会というものは、男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思に従ひまして社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保されるということ、そういう社会を目指すというところをこの法律の第二條一号はうたつておるわけですが、この法律の第二條一号はうたつておるわけですが、この社会のあらゆる分野における活動というもののうちには当然のこと家庭における活動が含まれておるものでございまして、申し上げるまでもなく、他から押しつけられるものでもなく、みずからの意思に基づきそれぞれの役割を選択することが重要であると思ひわけでございます。

現在、政府の行動計画でございまして男女共同参画二〇〇〇年プランにおきましては、家事労働を含みます無償労働の数値的把握の方策につきまして調査研究を行いますとともに、社会的評価のあり方につきましても検討を行うことといたしておるわけですが、そういう数値を求めることによつて私どもは家事あるいは家庭における主婦のありようというものについての方途を考えなくてはならないと思つておる次第でございまして。

○矢野哲朗君　今、官房長官から社会のあらゆる分野における活動、その中には当然のことながら家庭における活動も含まれると、こういうふうな御指摘がありました。冷静に法案を読めばこういうふうな解釈ができるわけでありましかつても、ややもするとこの法律が成立することによつて一つの風潮ができて、家にいるなんてあなた古いわよというふうな話になって、みんなで表に出ようなんというふうな風潮がでちゃうとやっ

ぱりまずいなど。ですから、そういうふうなことだけは阻止するがために、要するに、じゃあ父さん、給料を幾らもらつてきて、私の家庭内における労働報酬は幾らに評価するの、じゃあ父さんからの給料を私はこれだけいただきますよ、今の無償報酬に対する一つの数値基準をつくるというの、そういうことだと思ひんですけれども、その辺が冷静に夫婦内で対応できるように、しかしそうすると、何となく夫婦間も寒々とするような感じがするんです。今までは、要するに夫婦一体でもつておやじが稼いで小遣いだよ、こういうふうな話で、私の女房としての仕事は幾らに値しますよ、だからお父さん給料をください、こうなつちやうと何となくあつた一つ家庭内が寒々とするような感じがいたします。

その辺での何か対処方法はありますか。

○国務大臣(野中広務君)　矢野委員から、私の最近の認識とは異なるような御指摘があつたわけですが、私が、私は現在、我が国の給与と税のあり方の中で、我が国は源泉徴収になつた国民は少ない、一方においてそういう認識と評価を持つておるわけではございません。それだけに、現在、給与はほとんど銀行等の金融機関振り込みになつております。したがつて、現在ではむしろ奥さんから給与をもらつておる男性の方が多いし、また子供の上にもお母さんからお小遣いをもらつておるお父さんをつつと眺めておるといふ、そういう中で父親の位置づけというものが今日非常に子供の見方から変わつてきておるんじゃないかというのを危惧しておる一人でもございまして、双方相まって、そういう問題について今後どういったような男女共同参画社会というものを十分国民に認識していただく中から、それぞれ我々のありようというものを求めていかなくてはならないと思ひておる次第でございまして。

○矢野哲朗君　官房長官御指摘のとおり、私も実生活の中でそういう問題意識を持つておりますが、本当に給与振り込みなんというふうなことが

起きちゃつたものですから、子供たちは私にありがとりの一言も言わないんです。ですから、本當に制度が変わつてしまつたということに対してどうでもない一つの価値観が変わつてしまつたというふうなことも現実には体験しておるもので、まさにこの法案も社会の一つの構築を変えていくという話でありますから、やっぱりそういう面での問題点があるかなというところは十分ふしなから、この基本法が推進されることをひとつ期待したいと思ひます。

私も十九分までの時間なのでありますけれども、大体言ひ尽くされたかなというふうな感じがいたします。

最後になりますけれども、私は男女共同参画社会の一つのあり方として、日本の風土、歴史に根差した一つの男女共同参画社会というものを希求すべきだ、やはりヨーロッパ諸国、アメリカがこうだからというだけではなくて、日本の風土に根差した社会をいかに構築していくか、これが一つの重要なポイントだと思ひます。

なぜならばということ、日本の一つの民話なんでもしうけれども、日本の民族の誕生というのは、今さら言うまでもなく、イザナギノミコト、イザナミノミコトという男女の二つの柱があつて、人間と同じ行為をして子供が生まれてきた。要するに、日本の原点をさかのぼれば、陰陽の原理原則があつたというふうな現実があるわけでありまして、この男尊女卑なんというふうな基本的な考え方は日本にはなかつたわけでありまして。

ですから、そういうふうな一つの日本のあり方からして、日本の歴史からして、その風土からしてということ、ぜひ日本にふさわしい男女共同参画社会の確立を目指されたい。その辺での御意思を官房長官、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○国務大臣(野中広務君)　男女共同参画社会の実現というものは、今、矢野委員も御指摘がございましたけれども、今日深刻に迫つてくる少子高齢化などの社会経済情勢の急速な変化の中にありま

して、従来の長い伝統を失うことなく、また我が固有のありようを大切にしながら、なおその中において、我が国が持つべききたる意味において男女の人権が侵される部分等を十分改善し、男女の人権が相互に尊重をされ、かつ豊かで活力ある社会を実現する上で来るべき二十一世紀を決定する大きなかぎとなる意義を持つものだと私は思うわけでございます。このため、政府といたしましても、この男女共同参画社会の実現を政府の最重要課題として取り組んでおるところでございます。

男女共同参画社会基本法の制定ということは、男女がみずからの選択によりまして、性別にかかわらず、おのおの個性を生かしながら社会のさまざまな分野に對等に参画することを通じまして、未来に向けて豊かで活力ある社会の実現を目指していかうと考えるものでございます。私は、男女共同参画担当をいたします閣僚の一人といたしまして、男女共同参画社会の形成の促進に努めているところでございますが、男女共同参画社会基本法の早期の成立のために一層努力をすることがこの道に通ずるものであると考えておるところでございます。

何とぞ、議員を初め委員各位の一層の御理解をいただき、参議院において本法案の早期成立を図っていただきますよう改めてお願いを申し上げます。次第でございます。

○矢野哲朗君 官房長官の強い御決意をお示しいただきまして、我々も来るべき二十一世紀に必要な事柄かなという思いでもって早期成立に最善の努力を尽くしたいと思っております。

そこでもう一つ、官房長官にその決意のほどでお伺いしたいのでありますけれども、今通常国会の予算委員会の折から、日の丸・君が代を法制化しようというふうなことで、強い御決意のほどをお伺いした経緯がございました。その後、何かちょっとトーンダウンしたかななんて新聞報道にも載っていたのでありますけれども、まさかそんなことはあるまいと思っておりますけれども、

あわせて、この時間をおかりしまして、官房長官のあのときの思いをあと一度お示しいただければありがたいなと、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○国務大臣(野中広務君) 一九九九年という年を迎え、やがて明年は二〇〇〇年、二十世紀の最後でございます。こういうときに、私もこの半世紀を振り返りながらも、いろんな問題について新しい世紀を前にして、政治家がみずから決断をしないで避けて先送りをしてきた問題が数多くあると思うわけでございまして、経済問題あるいは現在非常に深刻なそれぞれ産業を取り巻く構造改革の問題等、さまざまな問題について政治家として先送りした責任の重さというものを考えるわけでございます。

そういう中におきましても、この国のありようを考えるべき私も政治家が、今御指摘ございました国旗・国歌というものについても明治時代の太政官告示のままだ、そのままだ明確にしないで今日に及んで、そして国民の前にそれぞれ競技会とか大会とか、特にオリンピック等世界的な規模のものについてはすべてが共通の認識の中に立つて国旗・国歌を認めておるにもかかわらず、その根拠となるべき法律をなぜか先送りをしてまいりまして、先般のあの広島における石川校長のような悲劇を生むことになってまいりましたし、私もまた自分の経験を通じて、根拠がないために残念ながら理解のいかなないまだ小さな子供たちを混乱に巻き込むような不幸な事態を見てきたことを経験として持つておるわけでございます。それだけに、この際二十世紀末の我々の整理すべき一つの大きな事項として国旗・国歌のありようについて明確にしなければならぬという意思を予算委員会等でもお答えしたわけでございます。

政府といたしましては、これを受けて、国旗・国歌に関しまして、内閣官房副長官の事務の副長官を中心にして、事務方を中心にして法制化に当たっての法的諸事項についての最終的な調整と検討を行っておる段階でございます。

て、国旗・国歌に関する法案につきましては、可能な限り早く国会の御審議をお願いできるように諸準備を進めてまいりたいと考えております。国会におきましても、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○矢野哲朗君 官房長官のあわせての強い御決意のほどをお示しいただきまして、私からも心から感謝を申し上げます。ぜひとも、やり残したことは本当にないような形で新しい世紀を迎える、これが我々政治家としての一つの大きな使命だろうと私も感じております。その一つとして今、問題提起をさせていただいたわけでありますから、ぜひとも官房長官、できる限り早い機会、今国会というところで理解していただくべく、そういう理解のもと、速やかにこの法案も成立するように我々も最大限の努力をしたい、このことを申し上げて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。○末広まきこ君 自由民主党の末広まきこでございます。

きょうは、私の属します常任委員会が開かれておるにもかかわらず、この男女共同参画社会基本法に関連して質問させていただく機会を与えていただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

男女共同参画社会基本法の目的にこういふ文言がございまして、「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に對応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性」、こういふふううにうたわれております。私は、女性と男性が社会のあらゆる分野において共同参画することは、男女の人権の尊重という考え方から要請されるものであり、その実現は本来いかなる社会経済情勢にあつても尊重されるべき課題であると考えますが、他方、社会経済情勢が急速な変化を示している今日においては、男女共同参画社会の実現が一層強く求められているのではないかと考えております。

先ほど来、石井委員の方からは、環境と並んで今日国民に身近で大変重要な法案であるというふうなお話がありました。また、矢野委員からは、専業主婦がいなくなった男は困る、専業主婦の役割を再評価してほしい、こういう率直な御意見も出ております。

まず初めに、官房長官は男女共同参画社会の形成の意義を現在の我が国における急速な社会経済情勢の変化との関係でどのように見出し、いかにしやるのでしょうか。これからお伺いしてまいりたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 女性と男性が対等なパートナーといたしましてさまざまな分野に参画をいたし、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成というのは、今日の少子高齢化あるいは経済活動の成熟化、国際化など、社会経済情勢の急速な変化に對応いたしまして、豊かで活力ある社会を実現していきまします上におきましては、二十一世紀の我が国を決定する大きなかぎであるという強い認識と意義を私は有するものであると考えておるところでございます。

このため、政府といたしましては、男女共同参画社会の形成を、政府の先ほど来る申し上げておりますように重要課題として取り組んでおるところでございます。

○末広まきこ君 ただいま官房長官から、男女共同参画社会の形成は社会経済情勢の急速な変化に對応して豊かで活力ある社会を実現する上で二十一世紀の我が国を決定する大きなかぎである、こういうお答えを、大変力強いメッセージだと思っておりますが、ちょうどいいいたしました。

日本の産業就業構造を見てみますと、女性の年齢別就業状況をあらわすグラフがございまして、二十歳代前半と四十歳代後半をピークとして二つの山を描いて、三十歳代前半をボトムとするM字カーブを描いております。我が国においては、ちょうどボトムになっております三十歳代前半の女性であっても就業意欲が高いことから見ましても、女性の年齢別就業状況がこのようなM字カーブを描いておることは、環境と並んで

ブを描いていることは、ある意味において能力のある女性が十分に活用されていなくて社会全体にとっても大きな損失である、そういう側面もあるのではないかと思います。

そこで、我が国においては女性の年齢別就業状況がこのようなM字カーブを描いておりませんが、他の先進国においてはどのような状況となっているのでしょうか、まずその点をお伺いいたします。

○政府委員(佐藤正紀君) 総理府におきましては、先ごろ、「男女共同参画の現状と施策 男女共同参画二〇〇〇年プランに関する報告書」、いわゆる白書でございしますが、これを発表させていただいております。この中で、各部門におきまして国際比較を試みたわけでございしますが、女性の年齢別の労働力率について見ますと、韓国では我が国と同じようなカーブを描いているところでございします。アメリカ合衆国、カナダ、スウェーデン、ドイツ、ノルウェー等を見ますと、どちらかというとそういう中間段階での落ち込みがない普通の山形を描いていると理解いたしております。

○末広まきこ君 今、ほかの先進国における女性の年齢別就業状況について、きれいな台形を描いているというふうなお答えでございましたが、他の先進国に比べてこのようにM字カーブが存在するなど、我が国において女性の参画が進まないことの大きな理由の一つに女性が家庭責任の多くを担っているということがあります。ほかの活動、例えば仕事ですとかあるいは地域活動、そういったものとの両立が困難であると思っております。ただ、実はこのM字カーブも昔からこうだったのかというと、これはどうも違うようでございます。

戦後の高度成長のもとで女性の社会進出が進んだかのように思いますが、実はかつての農家や自営業中心の時代から産業構造が変化してきてサラリーマンの時代になりました。それで専業主婦化が進んだというのがどうやら事実のようでございます。以前は、女性も農家や自営業に家族とともに切れ目なく働いていたんで

す。特に最近では団塊の世代にM字カーブ、女性には家庭にという、これが浸透してきたように聞いております。

平成十年の厚生白書には、二十五歳から三十九歳の女性有業者の離職理由、仕事をやめる理由として、結婚のため、育児のためというのが大きなウェイトを占めております。平成八年七月三十日に男女共同参画審議会から出されました男女共同参画ビジョンにおきまして、今日の我が国の少子高齢化による労働力人口の減少に対処するには女性の就業率が重要である、重要な要因となっているというふうにしております。

女性の就業希望の現状を踏まえると、就業と育児、出産の両立が可能になれば女性の就業はふえたと考えられます。女性の就業と出産、育児の両立に対するお考えとその対策について、野中官房長官にお伺いいたします。

○国務大臣(野中広務君) 委員が御指摘なさいましたように、我が国におきまして家事、育児、介護等の家庭責任の多くを現在女性が担っておる実態でございまして、このことが御指摘のように女性の家庭生活と職業生活との両立を困難なものにしておるということはお説のとおりであらうと思っております。

男女共同参画社会の形成を実現してまいりますためには、家庭生活におきまして活動と他の活動との両立が重要でありますことから、この旨を基本理念といたしましてこの法律にも明記をしたところでございまして、働く女性にとっては家庭生活と職業生活との両立に対する男女共同参画社会基本法の効果、意義は大きいと考えておるところでございます。

政府といたしましては、従来のいわゆるエンゼルフラン等の問題を十分政策の上に生かすことによりまして、またこの基本法の制定によりまして、男女共同参画社会の形成の基本理念に関する国民の理解を深めていきますとともに、基本計画の策定等を通じて総合的、計画的に各種の措置を講じていきたいと考えておるところでございます。

ます。

○末広まきこ君 今、官房長官はエンゼルフラン等で対策を講じていっているというふうにおっしゃっています。確かに子育て支援、それから育児、介護休業法などの諸対策が行われております。大変意義深いと思いますが、今回の基本法案が現在の女性の置かれた姿を端的にあらわすM字型カーブの改善に對してどのような効果と意義をもたらして行くのか、野中官房長官のお考えをお伺いしますとともに、政府の一層の取り組みに対する御決意もあわせてお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 私が先ほどお答えいたしましたように、ただいま末広委員がおっしゃいますように、現在の女性の取り巻く環境というのは家事、育児、介護等、家庭生活に多くの負担が女性にかかっているわけでございまして、この法律の成立を待ちまして、なお私も十分個別施策について、ただいま御指摘のような意見を反映できるように一層努力をしてみたい、またこの法律が男女共同参画社会の形成の基本理念ということとをうたっておるわけでございしますので、これが国民の皆さんの御理解を深めていくことによつて、基本計画の策定を十分深め、総合的かつ計画的に各種の措置を講じてまいらなくてはならないと、かたい決意を持っております。

○末広まきこ君 大変丁寧な力強い決意をちょうだいしたわけでございますが、もう少しこの問題を掘り下げていってみたいと思っております。

男女共同参画社会の実現は、少子化社会への備である結婚という状態が望まれます。ところが、二十年前と今日とを比較してみますと、未婚率が大きく変化、上昇しているのではないかと、こういふことは一般認識として持たれているわけでございますが、ここで改めて、少子化との関連においてどのくらい未婚率が上がっているのか、具体的な数字を聞いておきたいと思っておりますので、厚生省

にお越しいただいております。お願いします。

○政府委員(眞野章君) 全般といたしまして未婚率が上昇いたしておりますが、特に若い世代の女性の未婚率は各年齢層とも上昇いたしております。例えば、二十五歳から二十九歳までの女性の未婚率でございしますが、国勢調査によりまして、昭和五十年には二〇・九%でございましたが、昭和六十年には三〇・六%、平成七年には四八・〇%と、この二十年間で約二七ポイントほど上昇をいたしております。

○末広まきこ君 平成七年、四八%というのが最後のデータでございします。少し古いかなという気もするんですが、五十年で二〇・九%、六十年で三〇・六%、その十年後で四八%ということではもう二〇%近い伸びをしているというふうな方、上昇の仕方なのでございます。ただいまでは恐らく五〇%を超えて、女性の二人に一人は二十代では結婚しないという数字がかたいと思っております。

なぜ女性は結婚を遠ざける傾向が高くなっているのか、これはもう大変大きな疑問でございします。好きな人ができて女性も結婚にためらいを感ずるのはなぜなのか。その背景になっているのは、せっかく高い学歴と働きがいのある職を得ても、出産によつてすべてを投げ出さなくてはならない状況がある。つまり、出産後の社会システムの不整備が挙げられるのではないのでしょうか。再就職で著しい条件劣化が見られます。仕事の内容も収入も以前と比べようもなく劣化いたします。せっかく男性と伍して頑張ってきたのに、好きな男性の子供を産むという極めて自然な行為を行った結果、女性の人生に挫折が訪れてしまうというのは大変残念です。

結婚や出産などで途中退職した女性は、退職していない女性に比べて所得はどれぐらいの差が出るのでしょうか。以前、たしか経企庁の発表があったように記憶しておりますが、きょう、その数字をお持ちいただけましたでしょうか。

○政府委員(金子孝文君) 今、委員御指摘の点でございすけれども、平成九年度の国民生活白書、そこで、働く女性が出産、育児のために就業を中断する場合と就業を継続する場合の生涯所得の差について推計をしております。これは労働省の賃金構造基本統計調査のデータを使っていますので、現実には、年功序列というのが日本のシステムになっていますから、そういうことが当然この推計の中に反映されているわけでありす。

その白書の分析でありますと、一つの例として短大卒の女性、この女性が二十歳のときに就職し、六十歳まで働く、これずっと働くわけですが、その場合には生涯所得が二億三千六百万円になるという推計になります。これに対し、二十七歳時に出産、育児のために一たん退職し、三十二歳時に同様の職種にフルタイムとして再就職した場合には、生涯所得は六千三百万円減少するということから、先ほどの二億三千六百万円の二七％が減少するということです。これは同じ職につくわけですけれども、三十二歳になったときにそれができなくてパートタイマーとして就職すると、現在だと大体九十万から百万ぐらいが平均賃金なので、百万のパートタイマーとして再就職するということで推計しますと、生涯所得は一億八千五百万円減少するということですから、七八％の減少ということであります。

○末広まきこ君　今さらながら驚く数字でございます。三十二歳で仕事に復帰して二七％生計所得が減り、パートで復帰した場合には七八％減ってしまうということでございます。ですから、得るのは二％であるということで、この数字というのは重く受けとめていかなければならない今後の大きな課題であらうかと思ひます。

これに關しまして、突然でございますが、官房長官、何かコメントございますか。今の數字に對してのコメントで結構でございますが、知っていたとか知らなかったということでも結構です。

○國務大臣(野中広務君) 質疑の經過を承りながら、共通的な基礎的認識としては私どもも、現在

我が国が抱える少子高齢化の進展する中におきまして、女性が職場を持ち、その仕事と出産と育児との両立を図っていく上において、生涯を通じて充実した人間形成を図るためにも、またこれからの我が国の経済社会の活力をどのように維持していくかという点に対しても、大きな課題であるとともに、私は深刻な問題だと受けとめさせていたいただいた次第でございます。

仕事と育児との両立支援については、今までそれぞれ育児休業制度の定着や子供を産み育てながら働き続けることのできる環境整備等の施策を行ってきたおかげでございますけれども、今のより深い状況を考えてときに、改めて政府全体として子育てに対する社会的な支援を総合的にやっていく施策というものを十分考えてまいらなくてはならないし、保育、住宅、雇用、教育等あらゆる分野を含めて総合的な子育てを中心とする施策の一層の充実が私は必要であると認識を新たにした次第でございます。

○末広まきこ君　ありがとうございます。大変感謝を深くいたしました。

本當にそういうふうに雇用の面からも、これは単に個人の所得が減るから損ではないかというような話をしているんじゃないんですね。今の人口構成によっていけば労働力全体というものが細まっていく、そういう中でやっぱりどう対応していくのかというこれは大きな政治課題だと思っています。

次に、女性が結婚をためらう理由の二つ目として、職場優先の企業風土が挙げられると思います。

經濟至上主義の戰後復興期の日本においては、まさに企業戰士の時代が築かれ、パブル崩壊の日まで会社こそが生きがい、すべてという会社人間たちが、やむを得ずだと思いますが、家庭は妻に任せ、おれは会社のために一生懸命やるんだ、全身をなげうって会社のために尽くすんだ、こういう思いで突っ走ってこられた。これが男女の固定的性別役割分担の考え方の実践につながった。

てきた結果であると思います。

家庭は男女でつくるものという大昔からのこれは大前提なんです。女性の問題はイコールその女性と生涯かかわって生きていく男性の問題であるという、これはもうだれかの問題と切り離せるような問題じゃないんです。お互いに死ぬまでシェアしていく問題なんです。そういう大前提を職場を優先する余地どこかに置き忘れたかし、企業もまた戦後日本も必死だったんだと言えると思います。

それで、今日、産業構造の大転換期を迎えて企業は残業を求めなくなったり、あるいは国際化の中で、会社も大事、家庭も大事、個人一人一人が大切といった認識が広まっていきつつあるように思います。企業も国民の一人として男女共同参画社会の形成に努めるべきであると思っておりますが、本法律の性格上そのような理解でよろしいのでしょうか。

再び官房長官、お願いします。

○國務大臣(野中広務君) おっしゃるとおりでございます。この基本法におきましては、「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」責務を規定しておるところでございます。このような基本案におきます国民の責務の規定につきましては、法人にもおのずから適用をされることが明確であると存じておる次第でございます。

今、委員から御指摘のありました重要な問題と
いうのは、企業も国民の一人としてこの法案の趣

旨が十分生かされるように努力をしていただけでなく、私どもも啓発をしていかななくてはならないと考へておる次第でございます。

○末広まきこ君　今の点がまさにこの法案で一番懸念し心配していた点でございました。明快な回答をいただけたことは大変うれしく思います。

育児休業法が制定されて、夫である配偶者も育児休暇をとることができるようになりました。男

女共同参画社会基本法より先行して実施されているということは大変喜ばしいことだと思っております。

そこでお伺いしますが、現在の時点で夫が育児休暇をとっているのは育児取得者全体の何％でしょうか。これは民間と公務員とで調査が分かれるのでして、まず労働省、民間の方の数字を教えてください。

○政府委員(藤井龍子君) 平成四年から民間労働者に適用される育児休業法が施行されております。

が、平成八年度に私どもが行いました女性雇用管理基本調査によりますれば、この育児休業に関する規定を設けている事業所においてという限定つきではございますが、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合は〇・一六％、つまり妻が出産した男性労働者で育児休業をとった方というのは一万人に十六人という割合でございます。

それでは、育児休業をとった労働者全体に占める男性の割合はどれくらいかということでございますが、男性が〇・八％、つまり女性は一九・

二%を占めているという状況でございます。
○末広まきこ君 同じ質問を公務員の方の数字で、これは人事院にお願いします。

○政府委員(佐藤信君) 平成九年度におきます私ども人事院の調査によりますと、平成九年度中に一歳未満の子供を養育することとなった男性職員

のうち、育児休業を取得した者の割合は〇・一二％でございます。また、実際に育児休業を取得した男女の職員のうち、女性は九九・五％、男性は〇・五％でございます。

○末広まきこ君　せっかくよい制度ができていても活用している人は少ないという大変寂しい現状でございます。これは何か、慣習にもあるんで

しょうけれども、やっぱりそこその理由があるのではないのかなというところで私は疑問を感じました。

それで、夫が育休をとらない原因というのは何なのかということで個人的に少し調べてみました

た。圧倒的な理由は、職場の人たちへの気兼ねでございまして。自分が一時的に抜けることによる職場の周りの人たちにかかる負担。それでなくてもみんな手いっぱい仕事を抱えているところへ私の分もお預けするわということに割り振っている。同僚に対する気兼ねあるいは上司に対する気兼ねがあったんだと思いますが、これを考えると、まず言い出せない、行方前にも言い出せない。加えて、自分自身のできるのなにかという不安もあって、この二つが大きなために要因になっているように感じます。といっても、御承知のように、数字自体がとて低いですから、その低い中でビックアップして聞いただけですから、これはとても少ない回答だと思ってください。

そこで、私は、この二点をクリアして三ヶ月間の育休をおとりになった男性を見出して少し取材してみました。貴重な体験談をお話しくださいますか。この場をかりてお礼申し上げます。

その方は四十歳を過ぎて昨年初めてのお子様に恵まれました。まず妻が九ヶ月間育児休暇をとって、残る三ヶ月間、夫がとりました。職場の上司の絶対実現しようという心強い応援があったのでございまして。

妻が夫の育休について、無理しなくていいんじゃない、あとはベビーシッターやおばあちゃんに依頼をかけるから、こう言ったことが皮肉にも夫のためらいをばんと後押しして決意を固めることになったんだそうでございまして。これは本当に皮肉なことだと思えます。妻が、こうしてくれなくちゃ嫌だとか、あなたもやるべきよともいっていらした。この方の場合実現したかどうかは、非常にその実現性は薄かったようにお聞きしました。

次の実技ができるかなという不安なんです。これはウィークデーに日中ベビーカーを押して近所を歩いたりするのは人目が気になったそうです。つまり怪しい人ではないのかなと。さまたまな御自身の違和感があったそうです。育児をする

うちにそのような違和感というのは吹っ切れてきて、それどころではない、役頭の日常が始まるわけでございます。ほかの母親たちの姿を見るにつけ大したものだなという実感を覚えるようになっていきました。

よく育児に疲れるという女性の声を耳にします。が、そういうときに周りの反応は結構冷たいんですね。育児に疲れた母親に対する反応というのは、やり方が悪いんじゃないかと、何かそういう冷たい反応をするんですが、育児疲れというのは、まさにこの男性が体験したところによりまして、気が抜けてなくて、しかも赤ん坊のペースで一日じゅう振り回されて、それに合わせてばたばたと生活して時間が過ぎて自分のペースがとれないという、仕事の疲労とは全く異なる疲労感であるという。育児が大変だとわかってもらえないのがつらいと打ち明ける女性たちの悩みのこの男性は身をもって体験した、わかった。女性が育児がつらいという理由がわかったというふうにおっしゃっていました。また、A型ベビーカーという寝かせた状態で移動する大きなベビーカーがございましてけれども、これを抱えて駅やスーパーの上の階に上がることは、これはもう四十二歳の働き盛りの男性をもってしても困難であることから、町のバリアフリー化の必要も実感することになりました。

これらの育児休暇体験を通じて、この男性は育児効果についてこのように語っています。仕事と違う喜びがある。つまり、子供は泣きもするけれども笑いもする。この笑い声が自分を頼ってくれる存在として豊かな喜びを与えてくれたと、このように話していました。

私は、この体験談を一時間半くらいお聞きしまして、大変幸せな思いでお聞きすることができました。人間らしい膨らみのある話だというふうに感じました。実際にやってみて妻の苦勞や母の苦勞を理解して支え合うことの大切さを実感する、男性の育児休暇がもっともっと実践的に広がっていくことを願っていますが、官房長

官の御意見はいかがでございましょうか。

○官務大臣(野中広務君) 育児休業法ができました。育児休業の権利というものは男女の働く者にひとしく与えられると認識しておりますが、先ほど来実際の育児休業の取得者の数字を聞きまして、非常に男性が少ないという認識は持っております。たまたま、これはひどいという状況を改めて私は強くかつ深刻に考えた次第でございまして。男女がともに育児するという家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにするためにも、男性の育児休業の取得が進んでいく環境づくりというものをこれから努めていかなければならないと思うわけでございまして。

委員から、今四十歳で子供を持たれた方の育児に対する経験談を聞かせていただきました。一つは、職場の環境というものをどのようにこれから男性が育児休暇がとりやすいような環境に持っていくかということの必要性、あるいはこれを阻害しておる育児のノウハウというものがこの数字に深刻にあらわれておるのではなからうかと思いたが、そのことを思うと三十数年前ですが、私自身も随分夜泣きをするのを自分が起きておしめをかえたりなんかしたことを思うと、今の男性の方がおくれしておるのかな、こんな思いをしておるわけでございます。いずれにいたしましても、私どもの経験を通して、なかなか育児休暇がそんなに簡単にとれない職場の環境というものはよく理解できます。けれども、最近の若い人たちが触れ合いながら、やはり厳しい職務環境の中にも、子供たちの育児を行うことの喜びというものを味わっておる、そういう経験を私もさまざま聞くことが多々ございまして。

いずれにいたしましても、この男女共同参画社会基本法が皆さんの御努力によって成立した時は、諸施策について十分配慮を加えながら、今申し上げましたような男女ともに育児休暇がとれる環境づくり、あるいはそういうものがとりやすいようなまた職場環境というものがつくられるよう一層の施策の充実には努力をしてまいりたいと考えておるところでございまして。

考えておるところでございまして。

○末広まきこ君 大変御丁寧な答弁をありがとうございます。

男性がそれだけ育児休業をとりにくいというのと同じくらい、女性もやはり育児休業制度はあってもとりにくいのでございまして。やめざるを得ないのでございまして。それが本日の一番の言いたかったことでございまして。男性に押しなべてとりなさい、これを流行にしないということでは決してございせん。

少子化の要因となっている女性の未婚率が高くなるのは、その主たる原因として男女の固定的役割分担の観念が、女性にだけ負担のかかる現状を少しも改善して結婚や家庭に夢を持てる社会を築くのが少子化への対応になり、職場だけを優先する習慣を改めて職場と家庭のバランスを図る社会環境を整えていくことが日本の将来を明るくする意味でこの法案の重要性を認識するわけでございまして。

私も、平成七年の北京で行われました第四回世界女性会議に出席いたしました。これは念願であつたわけですが、国会議員にもなっておりますが、残念ながら自費で参りました。来年六月にはニューヨークで女性二〇〇〇年会議が国連で行われます。日本も早くその国際的地位にふさわしい男女共同参画社会を形成してほしいと願い、権利、主張が飛び交うのじゃなくて、もっとふわりとした、お互いを必要とし合う男女共同参画社会基本法の一日も早い成立を強く望んでおります。輝く未来と個性の多様性を尊重して、専業主婦もキャリアウーマンも、女性も男性もそれぞれの生き方を認め合うことによってこの基本法をより魅力あるものにし、時代の流れに沿ってその運用が豊かさを増すようになっていっていただきたいと思います。こういう思いを込めて、私の質問を終わります。

○委員(竹村泰子君) 午後一時に再開すること

とし、休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時開会

○委員長(竹村憲子君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、男女共同参画社会基本法案及び男女共同参画基本法案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 私は、主として民主党・新緑風会提出の男女共同参画基本法案について質問いたしますが、折に触れ内閣提出の法案についても質問したいと思っております。

官房長官が先ほどの答えの中で、男女共同参画に関するこの基本法案というのは、二十一世紀の我が国のあり方を決めていく重要な法案だということをおっしゃいました。私もそう思います。もっと正確に言えば、そうなるような法律をつくらなきゃならぬというふうに思っております。

我が国のあり方、形を決めていく、この一番の基本は憲法でございますが、第二次世界大戦直後に制定されました我が日本国憲法は、これはよく知られているように、国連憲章と理念をもとにする、いわば二十一世紀の地球憲法にも通じる本質を持ったすばらしい憲法だと思っております。しかし、やはり五十年以上前の制定ですので、現在の社会環境とか二十一世紀の日本と世界のあり方を考えれば、それは不十分なところもあると言わざるを得ない。

そこで、私は、準憲法規範と言うべき幾つかの基本法というものをつくって、そして今の日本国憲法の中身をそうしたことと豊富なものにして、そしてこれから十年ぐらい先、二〇一〇年ごろを目標にこれらの基本法体系を取り込んで新しい憲法典にしたらいののではないかと考えたりするわけですが、そういう基本法体系の中には既に制定

された環境基本法もある、あるいは先日衆参両院の大変な努力で可決いたしました情報公開法も、今後知る権利が明記されるなどすれば立派な準憲法規範になると思っております。

今、この委員会で審議されておる男女共同参画に関する基本法、どういふものを仕上げるかということですが、これも二十一世紀の日本と世界を展望した準憲法規範として極めて重要な法案だと、この国の形を決めていく法案だと思っております。政府提出の男女共同参画社会基本法案に対してもそれなりに一定の評価を惜しみませんが、しかしやはり準憲法規範という点から見ると十分なところがあるのではないかと。それは、これらの審議の過程で見ていきたいと思っております。

そこで最初の質問ですが、男女共同参画基本法、つまり参議院提出の方の発議者である小宮山議員にお尋ねをいたします。

今回、民主党・新緑風会がなぜ政府案に対して対案というものを出したのか、民主党案と政府案との違いはどこにあるのか、簡潔に御説明いただきたいと思っております。

○小宮山洋子君 今、江田議員からお話がありましたように、もちろん同性、男女の平等というのは憲法のもとに保障されておりますし、午前中にも石井委員を初めいろいろな方からのお話にありましたように、一九七五年の国際女性年以來、四回の世界女性会議が行われた国際的な流れがあります。その中で、日本ではまだまだ男女の格差がいろいろの面に残っている、そうしたところの中から政府が政府案として今回男女共同参画に関する基本法について法案を出された、そのことについては私も一定の評価をいたします。

ただ、今準憲法という言い方を江田議員はなさいましたけれども、憲法だけでは足りないもの、それを補って、すべて今ある個別法にも行き渡り、これからつくられる個別法にもしっかりと力を発揮する、そういう実効性のあるものにするためには政府案ではまだ足りないのではないかと。それで、必要な点として、例えば苦情処理の法

制化の問題ですとか地方での条例制定にいろんな格差がある中で結びつくようなこととか、何点か私たちはもっとそこをしっかりと働けるものにする、よりよいものにするためのことを明記した法案を提出いたしました。

これまで、ともしますと対案を出すという政府案に反対だから対案を出すというそういう見方をされてきましたけれども、やはり私たちは立法府にいてよりよいものをつくっていくために議論をもっと深め、合意を形成していくために政党として私たちの案を持って臨むというのは当然のことではないか。そういうことから、よりよいものを皆で議論を深めていただき、合意ができればその中から形成をしたい。そういう本意から提出をいたしました。

もう一つ、国会の中だけではなくて、これまである基本法のうちしっかりと働いているものは数少ないと思うんですが、それは法案の中に働けるような仕組みが盛り込まれたということに加えて、やはり国民全体の中にその法律をしっかりと使おうという機運が盛り上がっている、例えば環境基本法などですね。そういう意味からしても、私たちが出した法案を一緒によりよいものへ議論を深める中で国会の外でもこの法案についての認識が深まり、うまく使えるような機運が高まることも希望いたしました。私たちが法案を提出いたしました。

○江田五月君 男女の平等であるとか女性の地位の向上であるとか、あるいは社会的、文化的に形成された性差にとらわれない、それぞれが個人として自発的な意思でその能力や個性に応じて社会に参画をしていくとか、そういうものを求めて、この何十年というところと長過ぎるかもしれないが、少なくとも十数年、いろんな動きが起きてきた。そして、そういう動きの中で我が国でも、一九九六年の男女共同参画ビジョンや、あるいは男女共同参画二〇〇〇年プランや、あるいは男女共同参画審議会であるんな議論がされて、そして政府が一つの合意を取りつけて

今回の法案を提出された。そういう御努力はそれほりうまさに多とするし、そうして出てきた案についての一定の評価というものもそれはするんだと。

しかし、そうしたいろいろな議論の中で、例えば女性に対する暴力のことであるとか間接差別であるとか、あるいはリプロダクティブヘルス・ライツであるとか、あるいは地方自治体に対するいろいろな施策であるとか教育措置であるとか、いっぱいいろいろな論点があつて、そうしたものは必ずしも政府が取りつけた合意の中にすべて包含し尽くされていない。しかし、これは重要な論点だからこうしたものも議論のテーブルにのせて、そしていいものをつくる努力をしようということだと思っております。

官房長官に伺いたいんですが、議会というのはどうもこれまでは、政府がある提案をする、野党はそれをいかにつぶすか、すべてをつぶすわけじゃもちろんありませんけれども、ともすればそういう対立の場のように見られてきました。でも、この数年、もうそういう時代は終わったんじゃないか。そうではなくて、議会というのはやっぱり本質は議論と合意の形成だ。そういう議論、合意の形成、それに資するものとして、これまでの長い男女共同参画の議論の歴史の中で、政府案に包含されていないテーマについてテーブルにのせようという努力で民主党・新緑風会案が出されている。

この皆さんの努力について、私もその努力をしている一人です。ですから質問するところもおかしいんですが、ひとつ官房長官の見識を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 政府といたしましては、男女共同参画審議会の御答申をいただきました。この答申に基づきまして今御審議を賜っております。まず法案を提案させていただいた次第でございますので、何とぞ委員各位の慎重な御審議を賜って、それぞれ男女共同参画社会として二十一世紀にいい時代を築き上げる基礎をこの法律でお決め

いただきますよう期待をしておるところでございます。

○江田五月君 政府がおまじめになって合意形成をなさったものについては今の答えですが、それだけでなく、もっとそうした流れの中でそこに必ずしも包含されないものがあるという論点とてあつて、それを議論の場に出さうということとて民主党・新緑風会が会派として法案をまとめて出したことに対する努力についてどうお考えになるかということでございます。

○国務大臣(野中広務君) 提案しております政府側として非常に申しにくい見解を求められておるわけでございまして、一人の立法院にある者といたしまして、従来の議会、政府案とのあり方と変わらしまして、先般の情報公開法に見られますように、それぞれ各党が議論をされ集約をされ、そしてよりよいものを結論として導かれ、さらにそれが衆議院の満場一致の議決となり、なお参議院においてこれを補足して衆議院に回付され、衆議院もまた参議院の決定を認めていくというふうな院のあり方としては、新しい合意形成を求めている制度のあり方として私どもは高く評価をしております。

○江田五月君 そういふ御理解でぜひともいい男女共同参画システムをつくるためにみんな合意形成に力を尽くしていきたいと、官房長官もそのことをお認めいただいたと理解をしたいと思います。

昨年の金融国会の場合でも、内閣がお出しになった法案に対してでさえ、大蔵大臣がそれを出したからそれと別の合意をする必要はないんだとかなんだとかそんなことは言う必要はないんだと議論の素材なんだというのを言われていたわけ、ぜひとも実りある合意に向けて努力すること、を官房長官もお認めいただきたいと思っております。

準憲法規範としての男女共同参画基本法というものの意義について触れましたが、もう一つ民主党・新緑風会案について述べてみたいと思うので

は、今回の統一地方選挙の大きな特徴です。都道府県議選でも市町村議選でも女性議員が大躍進をした、これは私は今回やっぱ非常に大きな特徴だと思っております。

全国いろんな例がこれからだんだん紹介されてくると思いますが、例えば、自分のことを申し上げて恐縮ですが、私の住んでおります岡山市ですと、これまで五十四人の市会議員中五名女性の市議がいました。二人が引退されました。現職三になるわけですが、その現職三が全部当選して、さらに四名新人が当選して、定数が五十二に減る中で女性議員が七名登場してきた。立候補自体は十人あるいはまた、投票率を見ますとこれがすごいんですね。市議選の投票率、男は四九・八四％、女性の投票率は五四・五九％、ざっと四・七五％からの差がある。女性の方が有権者の人口が多いのに率が高いというのは、やはり女性が今行動し出しているというときだと思ふんですね。政治の分野に限らず、経済の分野でもあるいは国際社会でも地域社会でも元氣印の女性たちが大活躍をしている。

私は今回の法案を見ると、今の日本社会を一定の満足すべき社会だと見て、そしてその社会が到達した利益を男性だけにやなく女性も享受できるようにしよう、こういういわば現状追認型の法案というのの一つ考えられるだろう。これは女性の問題を解決するという視点の法案と言えますかね。そうじゃなくて、今の日本社会はまだひずみや欠陥が多い社会だ、むしろ元氣印の女性の力がますます発揮されて、その女性の力で社会のひずみや欠陥を正していく、そういう意味で男女共同参画を推進していくことで女性の力と男性の力で社会の構造改革を実現する、いわば推進型の法案、社会のシステムを変えていく法案、こういうものもあるだろう。

さて、我が国の政治経済、どうも土木、建設偏重の公共事業や重厚長大型の産業構造を改めて、ハードで硬直的な社会から、健康、医療、福祉、環境、教育などを重視するソフトで柔軟性のある

社会へと構造改革をしなきゃならない、そういうときに来ているわけですが、これなども男性中心社会から男女共同参画社会への転換ということになるんだと思ひます。

どうも私は、政府案は非常に幅の広い意見のばらつきの中で一生懸命合意を採られた、そのことはそれで大切なことですが、その合意の形成に注意を払う限り現状追認型になっているんじゃないか。女性の地位向上ということはあるにしても、もっと何か世の中、構造改革をしようという視点が必要ではないか。構造改革をしようという視点がないければいけないんじゃないか。そういう意味でいえば民主党案は共同参画推進型だと思いますが、小宮山議員、どうお考えになりますか。

○小宮山洋子君 江田議員のおっしゃるとおりだというふうに思ひます。

私もやはり、現状追認型と言われましたけれども、女性をある程度まで引き上げればそれでよしということではなくて、今この日本の社会のいろいろな状況を見てどうなとも思われるかと思いますが、基本的に構造を変えなければいけない。構造を変えようとして、今、江田議員が言われたように女性に元氣だ、それも一つありますけれども、もう一つ言わせていただければ、これまでの社会の仕組みは圧倒的多数の男性の皆さんが決めしてきた、だから違う価値観を持った女性ももっとそこで自分の能力をいろいろなバイアスのからなく進められる、そういう意味からしても私は男女共同参画で社会システムを変えようことを推進する形にするべきだというふうに思っております。

その点からしますと、やはり私も法案を出した理由の一つとしては、そういう男女共同参画推進型の社会をつくっていくための基本法としましては、その方向性が一つはもっと明確になる必要があるのではないかと、それは、例えばそれに必要な法整備をするとか、法改正をするとか、予算の措置をきちんとつくるとか、個別に行き渡るまできちんとその方向性が示されているかといえ

ば、それがまだ足りないのではないかと。

もう一つ、推進をしていくためにはエンジンが必要なので、江田議員は現状を余り変えずに追認、追従型という言い方をされましたけれども、政府案の場合は余り波風を立てずにゆるゆると小さなエンジンで進めていきましようというふうに私たちには受け取れる。だけれども、今二十一世紀に向かつて少子高齢社会、情報化、国際化、いろいろ変わらなければいけない中で、小さなエンジンでゆるゆる進んだのではなかなか変わっていくのではないかと。やっぱ一定の大きさを持ったしっかりしたエンジンをつくる必要がある、そういうふうに私は考えております。

○江田五月君 今回の男女共同参画ということについての議論の大きなポイントにジェンダーの視点というのがあると思ひます。ジェンダーの視点という言葉自体はどれほどなじんでいるのかないのかよくわかりませんが、ちなみに、官房長官、ジェンダーの視点というのはもちろん聞いたことは当然ありだと思ひますが、この政府案にはジェンダーの視点というものはあるのかないのか、これはどう御認識になっておりますか。

○国務大臣(野中広務君) 御審議をいただきました男女共同参画審議会の答申におきまして、ジェンダーということはすなわち社会的、文化的に形成された性別というように表現をされておると認識しております。

○江田五月君 性別という言葉も少しもせんが、性差という言葉も最近よく使われているように、社会的、文化的に形成された性差、あるいは社会的、文化的に形成された男女の役割分担の固定化された意識といったそんなようなものかという気がするんですが、この政府案の方で見ると基本法、第一章、総則、(目的)、第一条、その後この法律は男女の人権が尊重されと、ほんと出てくる。

さて、男女の人権というのとは一体何だろう、非常にわかりにくいんです。女性の人権という男

性と差別されないという、大体そういうことだろうと思いますが、男性の人権で女性と差別されないという、そういう差別されないということが男女の人権という中に入っているのかいないのか、非常にわからない言葉が一番最初に出てきます。

しかし、この官房長官がお読みになりました提案理由説明で見ますと、ある程度わかってくるんです。個人の尊重、法のものとの平等、男女平等の実現、しかし現実には社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性と男性がその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく個性と能力を十分発揮できるようにするという男女共同参画社会というのはまだできていない、それを目指さなきゃならぬ。そして、その次には今度は、人々の意識の中に形成された性別による固定的役割分担意識、これが男女共同参画を妨げる、そんなことをずっと言われて、その後には男女が性別により差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権、こういうつながりになって男女の人権という言葉が出てくるので、やはりそれだけのいろんな説明がなければ男女の人権というのはいらない。

その点で言えば、民主党・新緑風会案の方は前文というものを付けて、そこに男女の問題についてきっちりしたことをお書きで、そして今のような憲法の原則、さらにまた、ジェンダーのバイアスのかかった世の中を変えていく、意識の変革も必要、そうした意味で、個人の権利が尊重され、かつ男女が社会的、文化的に形成された性差にとられずその個性と能力を発揮する機会が確保されるように行っていくかなきゃならぬということがずっとあって男女の人権という言葉が出てきますから、ジェンダーの観点から男女の人権というものをとらえてこれを確立していくという方向なんだということがわかるわけです。

私は、やはり政府案もジェンダーの観点ということを考えるならば、そうした男女の人権とは何かというものがちゃんとわかるような少なくとも前文のようなものが要るんじゃないかと思えます

が、まず小宮山議員、そのあたりについてどうお考えになりますか。

○小宮山洋子君 私もそのように思います。男女共同参画という言葉自体がなかなか理解されない中で、この法律が先ほどから申し上げているようにきちんと基本法として機能していくためには多くの人が理解をしなければいけない、そのためには今の点も含めて前文をつけてわかりやすくするということが一つの必要な条件ではないかというふうに考えております。

それからもう一つ、ジェンダーの方のこともお答えしていきたいと思います。

民主党・新緑風会案では、男女の人権の尊重、ジェンダーの観点ということにつきまして、前文で、今御説明があったようにわかりやすく前提として、「個人の権利が尊重され、かつ、男女が社会的文化的に形成された性差にとられず、その個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画の促進を図っていく必要がある」ということで、ジェンダーの観点をしっかりと入れてあります。

ということとは、ジェンダーの観点をいれる必要があるということは、今やはりそれだけのいろいろなジェンダーのバイアスがかかった状態にあるという現状認識をきちんとしておかないと、この基本法をいい形で働かせるわけにはいかないのではないかと。そういう考えもございまして、ジェンダーの観点はやはり明確に入れるべきという考えをとっています。

○江田五月君 私の時間はそろそろですが、官房長官に、今のところ、つまり男女の人権と突然唐突に出てきてもなかなかわかりにくい、前文などそういうものをちゃんとつけて、そして男女の人権というものがなるほどこういう文脈で出てきていて、こういうことをやろうとしているのだなというのがもっとわかりやすくなるような工夫が必要ではないかという私の指摘についてどう思われますか。

○国務大臣(野中広務君) 第一条におきまして、

男女の人権という表現を使いまして、単に人権という規定にしないで男女の人権と規定をいたしておりますのは、人権につきましては性別に起因する問題という観点を強調したものでありまして、したがって男女の人権の享有主体はすべての人でございまして、外国人の人権や子供の人権のように一部の人を対象とした人権のようにとらえ方がされがちでございまして、ここで男女の人権とした次第であり、また男女の人権は第三条に規定をいたしておりますように、必ずしも性別による差別的取り扱いを受けないことのみを指すものでもございまして、例えば女性に対する暴力のような男女の個人としての尊厳にかかわる問題も、性差に起因する問題として、ここに言う男女の人権の問題に含まれるものと考えるわけでござい

ます。また、性差にとられず男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることも同様に含まれると考えて、ここに男女の人権という規定をしたわけでございまして、前文につきましましての御見解は委員会御審議を賜りたいと思っておりますし、私がお答えをすべき立場にないと思うわけでござい

ますが、第一条で男女の人権という規定をいたしました理由を申し述べた次第でございます。

○江田五月君 今の官房長官のお答えの中にある女性に対する暴力をなくしようと、これなども非常に重要なテーマの一つなんです、残念ながら政府案にはそのこと自体というのがしっかりと入っていないんです。私どもの方には、「人権の確立」の中に、女性に対する暴力の根絶ということをしつかりと一項目立てて書いてあるとか、そういうような違いがあるわけです。そのほかにも間接差別のこと、あるいは積極的是正措置、リプロダクティブヘルス・ライツ、あるいは自治体での条例制定などのこと、基本計画における具体的な項目のこと、苦情処理、救済のための組織、いわゆるオンブズパーソンのこと、あるいは国際社会との協力、協調のことなど、さまざまな工夫をしておるわけですが、時間がないので、またこうした

ことについては私どもの提出者に後刻伺う機会を持ちたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長(竹村泰子君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、足立良平さんが委員を辞任され、その補欠として川橋幸子さんが選任されました。

○小宮山洋子君 今度は政府案について質問をさせていただきます。

まず、この基本法制定の目的、「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする」となっていますけれども、やはり目的に、男女の平等の実現ということが私たちはその目標としてはあるのではないかと考えていますので、そういったニュアンスのことを、そのとおりの言葉でないにしても、そうしたことを目指すということを入れるべきだと考えますけれども、官房長官はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 先ほどもお答えいたしましたように、本法案の第一条には男女の人権が尊重される社会を実現することの緊要性にかんがみまして、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを基本法の目的とすることが規定されておる次第でございます。

また、男女共同参画社会の形成につきまして、この基本理念の一つでございます男女の人権の尊重を定めた第三条におきまして、男女共同参画社会の形成は男女が性別による差別的取り扱いを受けないことを旨として行わなければならないことを規定しておるわけでございます。

このように、この法案上、男女が性別による差別的取り扱いを受けないということは、法の目的や男女共同参画社会の形成をする上での基本的理念とも密接に関連をしておりますので、私どもは明確に規定をされておると考えておるところでございます。

○小宮山洋子君 少し前にいたしました江田委員

との議論の延長に、またこれも同じことですが、なつてくると思うのですが、男女の人権という点でも、先ほどそちらの席でも申し上げたように、やはりジェンダーの視点というものをいれませんが、つきりしないのではないかと。

そこで、ジェンダーの視点というのは、先ほど官房長官からもお答えいただきましたが、私どもは社会的、文化的に形成された性差という言い方をしております。性別、性差、いろいろな言い方はございますけれども、性別というのは広辞苑を引きますと、「男性と女性との別。雄と雌との別。」と書いてあります。これは生まれながらの男女の差、いわゆるセックスによる差を言うのに当たるとは、言葉としては、性差というのとは、男女の性格特性や性能の差」と、性能と書いていいのかわかりませんが、広辞苑ではそのように書いてございます。私も言っている社会的、文化的に形成された、だれがつくったのか、私たちが日々繰り返してつくり上げてきている女らしさとか男らしさとか、男の役割、女の役割、こういうことを言うのには、やはり私は性別というよりは社会的、文化的に形成された性差と言った方が明確になるのではないかと考えておりますので、私どもの法案ではそういう言い方を使っています。その社会的、文化的に形成された性差、ジェンダーという視点を入れて現状認識をしないと、せっかく基本法をつくりましてもそれがしつかり働くということとは難しいのではないかと私は思います。

官房長官、繰り返すにようになりますけれども、もう少しこの点のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 大変こういう問題にお詳しい小宮山委員に私の方からお答えするのは当を得ていないかわかりませんが、社会的、文化的に形成された性別、いわゆるジェンダーという言葉は、一般的にはお話のように大変理解されにくいという意見が男女共同参画審議会の御審議の過程におきましても随分出された問題でございます。

すし、昨年六月に公表されました男女共同参画社会基本法の「論点整理」に対する意見の中で出されたことも踏まえまして、この基本法案におきましては、社会的、文化的に形成された性別、これをジェンダーという言葉は用いておりませんけれども、委員が御指摘のジェンダーの視点は、第四條の「性別による固定的な役割分担等」という言葉に表現をされておると考えておるところでございます。

○小宮山洋子君 この問題だけを繰り返していても時間があつたのですが、私はこれは目的の中、あるいは前文も含めて、まずこの基本法自体がどの方向を向いて、個別法に向かっていろいろなことができるように仕組むをつくるのかということ、を明確にするためにも、やはりジェンダーの視点というのはいずれ必要ではないかというふうに思っております。

次に、第二條のところ、定義の部分ですけれども、ポジティブアクションの訳だと思っておりますが、積極的改善措置という言い方をとられております。これは中間報告の段階では改善措置という言い方ではなかったのではないかと思いますが、私どもはこれをより強い意味を込めて積極的改善措置としております。これはとり方の問題かもしれませんが、改善といふのは今あるよりもちよつとでもよくなれば改善、例えばゼロのものがある、五よくなつても改善と言ふのではないかと。是正という場合には、これを正しくするということですから、マイナスの状態が非常に強ければ、そこを少なくともニュートラルなところまで持つていくという意味合いが込められて、私は是正措置と言ふ方が的確ではないかと思ひますけれども、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 積極的改善措置についてのお尋ねでございますが、英語ではポジティブアクションと通常言われてるようでございます。この言葉の訳語につきましてもいろいろな訳され方があるようでございますが、本法案におきましては、昨年十一月の男女共同参画審議会の答

申の中で、「男女共同参画社会の形成を阻害している事情を改善することを目的として必要な範囲内で暫定的に行われる性別による異なる措置を妨げるものではない」というような御提言をいただいていることを参考にいたしまして、積極的改善措置という言葉を使わせていただいたところでございます。

○小宮山洋子君 これは政府案に対するNGOの意見などからも幾つか挙がっていたと思うんですが、私にはやはり改善という言葉では非常に何かあいまいという感じがする。どこまでよくするかというところがあいまいになる。あいまいにした方が、先ほどのエンジン論でいいますと、小さなエンジンで波風立てずにちよつとずつ改善しようというところのなかなというふうには思ひますけれども、やはりこれはより強い意味を込めて積極的改善措置とした方がより明確になるというふうに私も考えております。

そして次に、第三條の「男女の人権の尊重」の項目の中で、「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」となっていますけれども、これは機会が確保されるのみならず、結果の平等もやはり確保されなければならないのではないかと私は思ひます。

ただ、結果の平等といったときに、個人の能力に差があるのは当然だとかいろんな議論があると思ひますので、機会が確保され、そして個人として能力に差がなければ結果にも差があつてはならないという意味での結果の平等の確保ということも含められるというか、入れるべきではないかというふうな考えますけれども、この点はいかがでしょうか。

意思によつて参画する機会を確保するという社会でございますので、第三條におきましては、「能力を発揮する機会が確保されること」とすることとがその趣旨にかなうものと考えてこれを規定したところでございます。

また、男女それぞれが発揮する能力に対する評価につきましても、同条におきまして「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」との規定を受けまして、性別にとらわれることなく適切に評価がなされるものと考えております。

○小宮山洋子君 そして、同じ第三條の中で差別の取扱いを受けないこと」ということが政府案にはありますが、ここにやはり間接差別の禁止というところも盛り込むべきではないでしょうか。私どもは、間接差別を盛り込むべきだと考えまして、「直接的には性別による差別的取扱いをするものではないが、その結果として、男女のいずれか一方に対し差別的効果をもたらすことになる取扱い」を性別による差別的取扱いに含むこととするというところで、私たちの案ではいわゆる間接差別を明記しております。

これにつきましては、間接差別の定義が難しいとか、もちろん審議会の中でもいろいろ議論があり、NGOその他の皆さんからの意見の中にも間接差別について多くの意見があつたということも承知をしております。確かに定義は難しいという意見はございますけれども、これは論議を深めて、間接差別ということをはきちつと明確に定義して、そこまでの法律が及ぶようにしませんが、やはり真の男女共同参画という形には私はなり得ないのではないかとこのように思ひます。

委員に一方的に著しく不利益となることを容認してその基準を制定したものだとして、女性差別を認定している。これは間接差別の例なのではないかと思っています。

また、国連の女性差別撤廃委員会も、九五年の一月に日本政府に対して、私企業において昇格や賃金に関して女性が直面している間接差別に対処するためにとった措置の報告というものを求めています。

これは、職場での昇進、昇格、賃金差別などの是正を実現するためにはやはり明確な間接差別の定義が必要であり、そのことがこの条文に盛り込まれるべきだという考え方なのですから、この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) この法案におきましては、差別的取り扱いというのはそれだけの定義でございまして、間接差別、直接差別という別はいたしておりません。これは、いわゆる間接差別の概念自体につきましては、何を間接差別と言いかという点につきましては、先生もお話しになりましたように、非常にいろいろな意見が分かれておりまして、コンセンサスが得られにくいということがございます。

この点につきましては、審議会の中でもいろいろな御議論がございました。結果といたしましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、性的な取り扱いを異にするということではなかったにしても、結果として性による差別であったということにつきましては、実際の裁判実務におきましても差別的取り扱いと認定をされておるという実態を踏まえ、特に間接差別という定義を置くことなしに、差別的取り扱いと言えればそれで十分ではないかという議論もございまして、法律上は差別的取り扱いという用語で一本化したものでございます。

○小宮山洋子君 今、一本化して取り扱ったと言われましたけれども、定義することが難しい、だから一本化するとなりますと、間接差別というこ

とをきちんとそこで定義してこういふものではないかという点にしたいか、まずまずあいまいになって、やはり間接差別の部分というのは非常に抜け落ちやすくなると思うんです。その一本化されたという理由が今の御説明ではちょっとわかりかねますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) むしろ、細かな定義を置くよりも、結果として差別的取り扱いと認定されるという方が我々としては範囲としては広いのではないかと、これも考えておりまして、差別的な取り扱いという言葉を一本に絞ったということでございます。

○小宮山洋子君 結果としてその方が広く認定されやすいというのは、それはやっぱり小さなエンジンをつけてゆるゆるとやっていくか、ある程度ものをきちんと盛り込んでおいて一定の速度で世の中を男女共同参画に変えようとしていくかという基本的なスタンスという考え方の違いなのではないかというふうにも思います。私はやはり、民主党・新緑風会の案が盛り込んでいますように、間接差別についてもきちんと盛り込むべきだというふうに考えております。

それから、先ほど一部江田委員の質疑の中でも出てまいりましたけれども、三条の人権の確立、尊重ということについて、女性に対する暴力の根絶ということが不可欠だというふうに思いますけれども、この点が政府案には入っていない。これはどうしてなのでしょう。この暴力に関する点につきましては、官房長官の基本的なお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) この法案は、男女共同参画社会の形成を、先ほども申し上げましたように、総合的かつ計画的に推進することを目的とするものでございます。すなわち、男女共同参画社会につきましては、その形成についてコンセンサスをつくる必要でありまして、個別事項を織り込むというのは、これからなお基本法の後、本来、各論、個別の事項を織り込んで施策を進めていくという考えの上に立たなくてはならないん

ではないか。委員がおっしゃるように、小さいエンジンか大きいエンジンかという違いの解釈にもなるかもわかりませんが、私たちがとしては、男女共同参画社会の実現というものは、この基本法をもとにいたしましてコンセンサスをつくっていくという、これにより重点を置くべきであると考えておるわけでございます。

したがって、女性に対する暴力の問題等個別具体的な施策はこの法案の中には具体的には規定をいたさないで、この法案につきましては、基本理念をいたしまして第一に、男女の個人としての尊厳が重んぜられること等男女の人権の尊重を織り込むこととしておとることでございます。

この基本理念に照らしますと、女性の基本的人権の享受を妨げたり自由を制約する女性に対する暴力は決して許されるものではないわけでございまして、その点につきましては御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○小宮山洋子君 今、総合的、計画的にということ、個別の事項については言及をしないということとでありましたけれども、後ほど、その個別の事項についても基本計画のところでも改めて伺いたいと思いますが、女性に対する暴力の撤廃というのはいずれにせよ女性に対する暴力の撤廃といたしましては、国際的な流れからいいますと、女性に対する暴力が人権の問題だということ、女性に対する暴力が人権の問題だということ、ウィーンでの人権会議を含めて、これはもう大きな一つのテーマになっているわけですので、決して、これは個別な事項だからそこには明記しないというふうな範疇に入るものではないのかというふうなふうに考えます。

そして、午前中の審議の中で石井委員からもお話しされましたように、御一緒に参議院の共生社会に関する調査会でも、国会としては初めて本格的にこのテーマを取り上げているところ、その共生社会の調査会も、これからどういふ方向で進めていくか、また議論を進めていくこと

になっていきます。

一方また、この共同参画のための基本法のもとをつくりました総理府の男女共同参画審議会の中でも、大きなテーマとして二つの部会ができています。その基本問題部会でつくり上げたのがこの基本法のもとでありまして、もう一つは、女性に対する暴力部会という部会を設けて取り上げているというところは、この基本法をつくることと並んで大切な大きなテーマだとして女性に対する暴力の撤廃、禁止ということを考えているのではないのでしょうか。

ですから、これは決して個別の小さなテーマということではなくて、きちんとこの基本法の中に少なくともその筋道を明記すべき大きな事柄だと思っておりますけれども、重ねて伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(野中広務君) 私も、女性に対する暴力が現在深刻な状況にあることは十分認識をし、委員の御発言を否定するものではありません。ただ、委員からお話があったように、今、男女共同参画審議会におきましてせっかく女性に対する暴力問題等を含めて御審議を賜って、近々またその御答申をいただくことになっておりますので、この法律におきましては、いわゆる男女の人権の尊重という表現で包括的にすべてをあらわすようにいたした次第でございます。

○小宮山洋子君 今、調査会などでもいろいろな調査をしたり、いろいろほかのところも調査した結果などを見ても、人権の問題だと考えている人すらいるわけですね。例えば夫から妻へあるいは恋人からの暴力というものは、それはもう女性の人権を阻害するものだという認識すら持っている人も中にはあるわけですので、せっかくこれからつくる基本法が、やはり女性に対する暴力を撤廃する、禁止するためのそういう例えば法整備をするとか、いろいろな取り組みをするための方向性をきちんと示す必要は私はぜひあるのではないかとこのように思います。

総理府の審議会の中でも、この五月か六月には

とりあえずその結果が、報告が出るとは聞いておりますけれども、まだまだ法整備をするという段階ではなくて、現状を把握し、これからどうするかという段階なのではないかと思っております。これからその方の動きが、きちんとやはり暴力を禁止することにつながる法整備、あるいは今の法律の見直し、それから被害者の救済とか、いろいろな多方面なことでも実効性のある取り組みをしていくためにも、この基本法の中に女性に対する暴力の撤廃ということは何らかの形できちんと盛り込んでおく必要があるというふうに思っております。

官房長官でなくとも政府委員の方でも結構ですのでもっとその辺を、しつこいようですけれども、これは非常に私には大切な問題だと思っております。もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(佐藤正紀君) 我々が基本法を提案した背景にちよつと言及させていただきまします。男女共同参画社会をつくるという大命題に立ちまします基本理念を明らかにいたしまして、それを各方面で御議論いただきまして、そういう社会を形成していくというコンセンサスをつくるということがまず第一の重大事だと思っております。それを踏まえた上で、各分野におきましていろいろ御議論いただいた上で、各個別の分野につきましましていろいろ改善を加えていくということにならうかと考えております。そういうことも考えまして、個別の分野につきましましての規定はこの法案には盛り込まなかった、こういうことでございます。

○小宮山洋子君 同じ繰り返し御答弁なので、これ以上議論しても余り意味はないと思っておりますが、私はあくまで一つの個別の問題だとは考えておりませんので、またこの委員会ではいろいろ審議をしていく中で、各党の御意見も伺いながら、できればいい形で何か一言ぐらいはどこかにその道筋をつけるものを盛り込むべきではないかということをお願いして、この点についてはとりあえず質問はここで切り上げさせていただきますかと思っております。

次に、第七条の「国際的協調」の部分なのですが、けれども、「論点整理」の中では「国際的に確立された理念の尊重」ということがあったと思うので、すけれども、今回出てきました政府案の中にはそういったことが見当たらないように思っています。私たちの法案では、国は女性差別撤廃条約やその他の条約、国際約束を誠実に履行するために必要な措置を講ずるということを書き記しています。なぜそういうことが必要だと申し上げるかといいますと、女性差別撤廃条約というのは女性たちにとつては憲法のようなものではないけれども、ここで規定されたさまざまな事項、当然日本はとくに批准をされているわけですから、いまだに十分に実現されていないわけですから、もちろん、政策方針決定過程への女性の参画など国際水準からも著しくおくれしている。その辺をしっかりと男女共同参画にしていくなかにも、やはり女性差別撤廃条約を初め、そうした国際条約に盛り込まれていることをしっかりと実行していくという意味合いのことをこの基本法の中に盛り込むべきではないかというふうに思っていますけれども、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 委員が御指摘されておりますとおり、男女共同参画審議会の基本問題部会におきまして昨年の六月に公表されました中間的な取りまとめであります「男女共同参画社会基本法の論点整理」におきましては、「基本理念」の中で「国際的に確立された理念の尊重」と表現して挙げられておりましたところでございますが、昨年十一月に最終的に男女共同参画審議会の答申がまとめられましたところでは、この文言は「国際的協調」という言葉に整理をされたところでございます。我が国の男女共同参画社会の形成の促進に際しまして、女性差別撤廃条約等我が国が締結をいたしました条約を誠実に実施をしていくという趣旨につきましては、基本法の基本理念の一つである国際的協調に十分含まれておると解釈をするわけでございます。

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別の撤廃を目的とした女性の人権に関する基本的な国際規範であると認識をするわけでございまして、その遵守に努めていくことは言をまたないところでございまして、今後ともこの条約を誠実に遵守するとともに、国際的な動きを踏まえながら、女性の人権に關し適切に対応してまいらなければならないと考えております。

○小宮山洋子君 遵守に努めるというふうにおっしゃいましたけれども、なかなか遵守されていない現状があるというのを申し上げているので、例えば、女性差別撤廃条約の第二十四条には、「自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとること」というようなことも定められているわけですから、そういう意味からしまして、やはり国際的に確立された理念を尊重して、それを守っていく、必要な措置を講じていくということはこの基本法の中に私は盛り込むべきなのではないか。

今これは女性の問題で言っておりますけれども、例えば労働に関するILOの条約ですとか子供の権利に関する条約も日本は批准はしているわけですから、私たちがから見ると、国際的なおつき合いという国際的な流れの中で批准はしないうと、ただけれども、守るといふ約束をしたら、多くの国は約束したことを実現するための法改正をしたり新たな法律をつくったり予算を組んだり、実現のための、その理念を尊重してそれを守るための必要な措置というのをとっているわけですから、ところが、日本では、例えば子どもの権利条約などにも、全くと法改正する必要があると、予算をつける必要はありませんと、いうことでずつと過ぎてきてしまった。

この国会で、女性議員やNGOが力を合わせてつくり上げてまいりました子供に対する性的虐待とか、それからポルノに関する法律というのが上がってきていますけれども、これについても、子どもの権利条約を批准したら、それぞれ被害国で

ある途上国も加害者を出している先進国もすぐに法改正に取り組んで、もっとも早くやっつけている。ところが、日本は国際会議でかなり指摘をされて、二十年、三十年おくられてやっと取り組む、そういうような状態があるわけですから、話を戻しますと、女性差別撤廃条約につきましてもまだまだ履行されていない部分というのが数多くある。そうした中で、遵守に努めますというだけでは私は足りないのではないかと、基本法の中にやはり国際的に確立された理念を尊重する、あるいはそのために必要な措置を講ずるということを入れるべきではないかというふうに考えておりますが、これも重ねてもう一度伺いたいと思っております。

○政府委員(佐藤正紀君) 国が調印をいたしました批准された条約につきましては、遵守義務があるのは当然のことであらうと考えております。

男女共同参画審議会におきましては、我が国の男女共同参画社会の形成の促進のための取り組みが国際社会の取り組みと相互に密接な関連を有していることにかんがみ、国際的協調のもとに我が国の男女共同参画社会の形成が促進され、国際的な協調という形に書き改められたわけでございます。政府といたしまして、そういう国際的な取り決めの理念を尊重するだけでなく、今後いろいろなどところに対して協力を行っていくということも含めまして、国際的協調という言葉に改めたわけでございまして、そういう国際的な理念の尊重というものが、この言葉の中に含まれていると私も解釈いたしております。

○小宮山洋子君 これも議論をしても議論は尽きないと思っておりますけれども、私は、やはり国際的な協力とか協調に含まれているとか、遵守をするというところだけでは不十分だと思いますので、これもせつなくつくる基本法なので、やはり女性たちの憲法とも言える女性差別撤廃条約を

初め、そうした国際的な条約あるいは国際約束についてきちんとその理念を尊重し、必要な措置をとっていくという点を盛り込むべきだというふうに考えます。

そして、基本法であるから個別なものについては言及しないというお話が先ほど暴力のところでも、それ以前の審議の中でもございましたが、私は、やはり個別法にしっかりと届くためにはある程度この基本法が目指しているものが具体的に明示されていなければならないのではないかと。そういう意味では、第十三条の基本計画のところですけども、これは「総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱」というような非常に抽象的な大まくりな言い方になっているわけですけども、ここを私たちの党の案としては、九つその基本計画の中で盛り込むべき項目を明記いたしました。例えば、

これまである基本法の中でも、高齢社会基本法では第二章の中である程度その基本施策の事項を具体的に規定しているんですけども、そういうふうには規定をする方が私は明確に働く法律になるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 基本計画についてのお尋ねでございますが、これまで男女共同参画に関する行動計画、改善計画も含めまして五回ほど策定されているかと思いますが、これが時代によりまして柱立てが変更をしております。また、来年六月にはニューヨークの国連で女性二〇〇〇年会議が開催されるという動きもございまして、そういう動きも踏まえて、また計画を作成するに当たりましてはその項目について検討を加えていくべきであらうと考えております。法律で細かく具体的な内容を規定するとそれだけに硬直化してしまおうというおそれもあるのではないかと考えたところでございます。

昨年十一月に審議会から提出されました答申では、基本計画に盛り込む事項につきましては、「世界の情勢、時代の変化に柔軟に対応するため、

基本法で詳細に規定せず、主要事項にとどめることが適当である」とされたところでございます。

○小宮山洋子君 その時代の流れの中で柔軟に、確かに具体的に書く、それからいろいろ状況の変化、時代の変化の中で変わっていくかもしれないけれども、基本的な項目を書いておく分にはそれほど変わっていくものではないのではないかと。私たちが、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための施策から始まりまして九項目、これはビジョンとかプランの中で挙がっている項目に近いもので、その時代によつて変わっていくというものではないと思うんですね。

ただ、ここにやはりそういう具体的なものを盛り込んでおいた方が個別法にしっかりと働くのではないかと。というのは、これまで基本法と言われるものが既に十五の日本の中で施行されているんです。先日成立いたしましたまだ施行されていないものづくり基本法も入れますと十六基本法があることになるのですが、このうち幾つもの基本法が実際に働きをして実効性を上げていっているのか。実効性をなかなか上げにくい、理念とか枠組みだけで終わってしまったというものは、私は具体的に中にしていないからだとどう思うんですか、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) この男女共同参画社会基本法につきましては、二〇〇一年の省庁再編に当たりまして男女共同参画会議が置かれて、各省庁の施策に対します総合調整、監視等の機能を果たすことになっていくことだと思っておりますが、そういうような推進体制が整うことを考えますれば十分に実効性は上がっていくものと考えております。

○小宮山洋子君 もちろん男女共同参画会議の働きについては私たちも期待をしておりますし、きちんとそこが働くように、またこれからの設置法を含めいろいろ取り組みの中できちんとしたものを獲得していかねばいけないというふうに

考えておりますが、そのこととここに基本計画を具体的にした方がいいということとは私は直接は関係しないのではないかと。そちらが働くこととここに盛り込んでおくことと両方私は必要なのではないかと思うんですね。

例えば、ここに挙げています雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための施策とか、あるいは男女の家庭生活と職業生活等との両立支援のための施策、午前中に末広委員からもいろいろ職場での育児休業とかM字型のカーブの話などもございましたけれども、それではこのことをこへ盛り込んでおくことがどういう障害になるのでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生の御指摘のように、現時点においてそのような問題がいろいろあるのかということとは十分わかるわけでございますが、この基本法につきましては、二十一世紀を見据えまして、将来にわたらずと適用されていく法律であるということがございます。そういう雇用の情勢、それからいろいろな分野におきます情勢につきましてはこれから時々刻々また変わっていくかと思いますが、将来におきましても適合するということから考えますと、ここにおきましては抽象的な規定を置くことが適当かと私どもとしては考えております。

○小宮山洋子君 ちょっと今の御説明は全然よくわかりません。ここに規定を掲げてあつて、そのことがすべて一〇〇％全部のことが達成されるということはまずなかなか、二十一世紀になっても難しいんじゃないでしょうか。達成されればそれは結構なことでありまして、それがここに掲げられていることとどう矛盾をするのでしょうか。

それから、例えば政策立案及び決定への男女共同参画の促進ですとか教育のこと、あるいは税制、社会保障など、それから経済活動、ここにも一応女性に対する暴力のことも含んでおりますが、それからあとプロダクティブヘルス・ライツにかかわること、その他のこととどう入れておけば、時代が変わってもこれを入れておいたから

不都合だということとは全くないのではないかと、これを入れておいた方がより明確になるのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) この基本法がどうあるべきかという考え方の問題だと思っておりますが、私は、先ほど審議会からも申し上げましたけれども、男女共同参画社会を築いていく上での二十一世紀における骨格的、基本的な法案としてたえらるものにしておきたい。そういう意味において、私のとり方が間違つておるのかもわかりませんけれども、委員の御指摘は、今、否定はいたしません、女性に対する暴力が非常に大きな問題となつておること、あるいは育児等が女性に非常に負担がかかつて家庭生活の中から職場への進出ができないう状態になつておる等、さまざまな女性を取り巻く問題があることは十分認識をいたしておりますけれども、これからこの基本法が目指している方向というのは女性のそういう弱い面あるいは虐待されておる部分、そういうものを強固して法として取り込むことが本当にこの男女共同参画社会を形成する基本法をつくる上でのいいのかどうかというところは私は論議整理をする必要があるのではないかと。お考えは違ふかも知れませんが、内容を入れるべきでないという立場をとらせていただいた次第でございます。また、それは審議会の答申をも受けさせていただいた次第でございます。

○小宮山洋子君 今、図らずも官房長官がおっしゃったことは現状追認型であるということが明らかになったのではないかと気がするんですね。マイナスをゼロにしようか、女性に弱い面をと言っているのではなくて、私はこれは全部、すべてのことについて男女の共同参画ということをやっているのではありません、こうしてすべての面で男女の共同参画をと言っているわけですね。女性に弱い面だけを挙げるということではなくて、男女共同参画がこういうあらゆる面で必要だということを

言っておりますので、これもまた議論をしていると果てしなく続きますので、これは一応、これを入れた方がいいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、やはりこの基本計画のところについてですけれども、国、都道府県と同様に、市町村におきましても策定義務というのを明記すべきなのではないかというふうに思っております。もちろん、市町村によっていろいろな状況があるから策定義務まで課しては無理ではないかという意見もあるのは承知しておりますけれども、やはり策定するということをしなせんと、ますますその格差の中で市町村の状況がばらばらになってしまふのではないかと考えがあらります。

それともう一点、やはり地方のことですけれども、都道府県とか市町村におきましても国と同様に、あらかじめ男女共同参画の審議会、言い方は違いますが、そういった民間の人が入った審議会の意見を聞いてというふうな規定も設けるべきではないかと思うのですが、地方にきちんと行き渡るという意味からして、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 基本計画につきましては、国と都道府県については策定の義務を課しました。市町村につきましては努力の義務を課したわけですが、市町村は全国に三千以上もあるということ、それからその規模が非常にさまざまであるということから考えまして、一律に計画の策定を義務づけることは適当ではないと考えたところでございます。しかし、市町村におきましても、本法案の趣旨にのっとりまして計画の策定に積極的に取り組んでいただきたいと期待するところでございますので、計画の策定を努力義務としたところでございます。

それから、策定に当たりまして審議会等の意見を聞くべきではないかというお話でございますが、この点につきましては地方公共団体の自主性にゆだねることとしたところでございます。しかしながら、本基本法におきまして基本計画の策定

を規定した趣旨を踏まえまして、各地方公共団体のにおける基本計画策定に際しましては、その手続についてはいろいろ工夫がされることと期待をいたしているところでございます。

○小宮山洋子君 今回の基本法が本当に実効性のある働きのものになるかどうかというところは、それぞれの地域にまできちんとそれが行き渡るかどうかということが一つ大きなポイントだというふうに私は考えております。

その中では、いろいろ実情に差があることは承知しつつも、特にいろいろな地方の現状を聞きますと、今の効率化、リストラなどの中でもすると女性に関する部分というのが縮小され、何か総合的な中に入った一人だけ要員がいるだけで、今まではちゃんとそういう室とか仕組みがあったものが小さくなってしまったという逆の傾向もある地域もあるように聞いておりますので、そういう意味からして、いろいろな状況があるからこそやはりそのところに市町村まで含めてきちんと必要となること、審議会など民間の人が入る、必要の手だてをもつて実現していくことが肝要なのではないかと思っております。どうでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) いろいろな基本法におきまして、基本計画の策定につきましては、国、都道府県、それから市町村も規定を置いていて、国にございまして、多くのものにつきましましては、国につきましまして策定の義務づけ、それから都道府県、市町村については努力義務というふうなものがございまして、そういうふうな差が出ておりますのは、都道府県、それから市町村につきましましては、こまめな公共団体の権限になっているかというところが一つ大きな違いがあるかと思っております。男女共同参画につきましまして市町村の果たす施策というのはどこら辺まであるかということもあろうかと思っておりますが、こまめな辺につきましましては地方公共団体の自主性にゆだねるのが適当であると考えた次第でございます。

○小宮山洋子君 次に、やはりこれは審議会からの報告の後、特にNGOを初め一般の皆さんから

の意見の中にも議論の多かった部分だと思っておりますけれども、苦情処理などについて伺いたいというふうに思います。

第十七条の「苦情の処理等」というところは、政府案では人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じることになっておりますけれども、これだけでは私には足りないというふうに考えます。審議会の議論の様子などを聞いていまして、例えば今ある人権擁護委員ですとか行政相談委員などを、もちろんこれはいい形で働くように活性化していくということは必要だとは思いますが、一応はこのところまでやろうというところなのか、そのあたりの程度まで必要な措置という中身を考えていられしやるのかを伺いたいと思っております。

○政府委員(佐藤正紀君) この法律案は基本法案でございますことから、個別具体的な措置につきましては規定をしておきませんけれども、男女共同参画社会の形成を促進するためには苦情の処理が非常に重要であるということから考えまして、国は政府の施策についての苦情の処理のために必要な措置及び人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならぬと、こう決めたところでございます。

本条の規定に基づきまして具体的にどのような措置を講じるかにつきましては、行政改革が求められている状況の中で効率性ということも踏まえまして、まず既存の制度の活用を図ることになると考えております。これは、先生が先ほど申されましておられるシステム、あるいは国政調査権等を考へておられるわけですが、まず第一には既存の制度の活用ということを考えております。

○小宮山洋子君 やはりきちんと働くかどうかというのはそのチェックがどこでできるか、これに反した場合にそれをどのようにそれに対してきちんとした対処ができるかということにかかっているんじゃないでしょうか。もちろん、行革が行われることは承知しておりますけれども、それは既存のシステムだけでやりますということではとて

も私は心もとない、きちんと働かないというように思っています。

今の行政相談委員とか人権擁護委員の人選を見ましても、もちろんここを活性化するということがいいんですけど、これを活性化してもってできるというところはいいんですけど、今のことが急に百八十八度変わるとは思えない中で、例えば男女共同参画という言葉も今の行政相談委員、人権擁護委員の何%ぐらいの方が知っていらっしゃるかに、私はかなり心もとないのではないかとこのうに思っています。

ですから、その意識を、もちろんいろいろ研修その他を含めて、途中から研修してどの程度になるか、人選のところからやらないと私は無理だと思っておりますけれども、高齢の方がちょっと名譽職的にやっているというふうな感じの中ではなくともうまうまいかな。確かに女性の中に入っている人々がやっていると、確かに女性の中に入っている人々がやっていると、研修して既存の仕組みを使えば何とかなるでしょう、行革の後であとと考えるとということではとてもいいかなというふうに思っています。

その既存のシステムを使うというのは、どのようになことでもうまうま使えるようにしたいというふうに思っています。

○政府委員(佐藤正紀君) 行政に対する不服でございますと、先ほど申しましたように人権の侵害につきましましては一応システムができていてという前提に立つわけでございますけれども、これが男女共同参画の視点に立ちまして十分機能するようには総理府といたしまして十分配慮してまいりたいと考えております。

○小宮山洋子君 十分配慮ではわからないです。だから、例えば研修をするとか人選の仕方をこう変えろとか、具体的に言っていただかないと、十分配慮では何もしないということだろうというふうに私は思わざるを得ない。

私どもが言っておりますのは、施策についての苦情処理、それから個人、被害者の救済のための

組織とか運営体制について新たな立法措置を講ずるということを明記すべきだ。これはいわゆる議論になってきたオンブズパーソンということですが、オンブズマンと言うと男性の呼称になりますので、オンブドとかオンブズパーソンという言い方をしておりますけれども、そうしたことに就いては例え男女共同参画ビジョンなどでもずっと議論をしてきたことだし、中間報告の段階では一応入れようかどうしようか議論になっていましたよというところには上がってきたわけですね。

日本の中でどういう仕組みをつくるかというのはこれから早急に私は議論すべきだと思っておりますが、このオンブズパーソンの機能、こういうような実効性のある機関を例えれば法律を新たにしておくということについてはどういふふうにお考えなんですか。

○政府委員(佐藤正紀君) 国の策定しております男女共同参画二〇〇〇年プランにおきましては、「総合的な推進体制の整備・強化」という項目の中で、「行政相談委員、人権擁護委員等について、女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修機会、情報提供等の充実を図る。また、行政相談委員、人権擁護委員等の中から、女性問題等に関して高い識見を有する者を男女平等等をめぐる問題を重点的に取り扱う地域担当者として任命すること及びこれらの者が扱った事例の蓄積が施策の企画、立案、推進等に反映される仕組みの導入を検討する。」等々、こういうようなことが現在の計画の中でも考えられておりますので、こういう施策を充実させてまいりたいと当方としては考えております。

○小宮山洋子君 私の聞いたことに答えていただいていると思います。プランの中で何をやっていらいっしょるかを聞いているのではなくて、プランには一部、一部というかなり削られてしまいましたが、ビジョンをつくった。総理府の男女共同参画審議会が男女共同参画ビジョンというのをNGOの方の意見も聞きながらつくったと

いうのは、今の審議会がいろいろな隠れみのだと言われたり悪口を言われる中で、これからあるべき一つのいい方向として非常に私は評価したい。私もその中に実際にその当時はいたわけですから、そういう中で打ち出し、議論の過程でも話題に上ってききましたオンブズパーソンの機能というのか、オンブズパーソンの仕組みについてはどのようにお考えですかということをお聞きしているのです。

○政府委員(佐藤正紀君) 私どももいたしましては、先ほど申し上げましたとおり、行政改革が求められている状況の中では、既存のシステムをまず活用することを考えたいと考えております。その上で、いろいろ検討いたしまして、必要があれば必要な措置を講ずるということは規定にも書いてございますので、その時点でまた考えたいと思っております。

○小宮山洋子君 このオンブズパーソンということにつきましては、これは男女の問題だけではなくて、子供の問題、人権の問題、いろいろなところで私はぜひ日本の国でも必要な仕組みなのだというふうに思っております。確かに、このオンブズパーソンあるいはオンブドの仕組みというのは、北欧の国、ノルウェーとかスウェーデンなどはよく使われている国でよく言われるのは、人口八百万の国と一億二千万の国と違うのだから日本では機能しないとかいろいろ言われるのですけれども、その考え方を取り入れて、非常に簡便にしかもたれでも使いやすい中できちんとその苦情が処理され、個人の救済につながるという、私はこれは日本でも日本型に、もちろん日本に合うようにすればいいわけですから、取り入れるべき仕組みなのではないかというふうにずっと考えてきております。

だから、日本の中では国の中に一つだけつくってやってもそれは行き渡らない。八百万と一億二千万は違うわけですから、例えば都道府県単位で置いて、中央に一つ置くとか、そこの人選の問題とか、権限を持って日本の中で機能するのになど

へ置いたらいいとか、これは日本にふさわしいものをつくるためにはいろいろな検討が必要だということも承知しておりますけれども、日本の国の中で一人一人のやりの人権がきちんと守られるという意味からしまして、この仕組みの検討というのには私は必要なのではないか。

確かに行革ではありますけれども、行革というのは全部一律に削減すればいいというものではなくて、もう一回洗い直して、むだなものは削っていくけれども、行革の中であった必要なものなれば、きちんと整備をし、つくっていくということになれば、どんな今のままの仕組みがやせ細っていくだけでは私は仕方ないのではないかと。行革の中でもあえて私はこういう仕組みを日本に取り入れるという検討をすべきではないかというふうに思っておりますが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 傾聴すべき御意見だと思っております。

また、行革につきましても、男女共同参画に見られますように、多くの省庁において局の削減やあるいは十二省庁に対する極度の省庁の削減を行っている、これに伴います局の削減も行ったわけでございますけれども、そういう中におきまして、男女共同参画社会を構成していくためには男女共同参画局を置き、そしてこれをより実効あるものとするために、それぞれ内閣府に男女共同参画審議会をも設置することとしたわけでございますので、委員おっしゃるような、これからの行政改革の中においても、これをリストラすべきものとしてこれから十分充実すべきものをその時期時期に変えていかなければ行政は弾力性を保つことはできないと思っております。

○小宮山洋子君 ありがとうございます。今の官房長官の言葉は非常に心強い言葉だと思っております。ぜひこのオンブズパーソンの機能を持つための検討ということも、その範疇に入れているかどうか検討をしていただければというふうに思っております。私の持ち時間もあとわずかになりましたけれども

も、今政府案について幾つか申し上げたことは、裏返せば私も民主党・新緑風会が出している法案に盛り込んである点だということです。もう一度、おさらい風になりますけれども、こういう点がぜひ政府案の中にも必要ではないかということをお願い申し上げます。一つは、やはり前文をつけてわかりやすくする必要があるのではないかと。それから、それから、法律の目的の中に、「社会的文化的に形成された性差にとらわれず、個人としての個性と能力を発揮する機会が十分に保障される社会を形成」と私どもは書いていますけれども、やはりジェンダーの視点ということをきちんと盛り込む必要があるのではないかと。それから、やはり定義の積極的改善措置というのは、是正措置とした方が明確なのではないかということ。それから、間接差別も明記をした方がきちんとそういう部分にまで男女共同参画が行き渡るのではないかと。さらに、強調いたしました女性に対する暴力の根絶が人権の確立には不可欠でありますので、女性に対する暴力については何らかの形でどこかに明記をすべきではないかということ。さらに、今ちょっと前に申し上げました基本計画に具体的な項目をもう少し、もう少しというかきちんと盛り込むべきではないかということ。それと、今申し上げました苦情処理や個人の救済のための仕組みをきちんと新たな法整備も含めて確立すべきではないか。それからあとは、国際的な条約とか約束をきちんと履行していくための理念を尊重し、必要な措置を講じていくことを盛り込むべきではないか。まだ漏れている点があるかもしれないけれども、主な点はこうした点で、私どもの法案をよく読んでいただければ全部書いてございます。

こうしたことについて、先ほど江田委員とのやりとりの中で野中官房長官が、これからの国会のあり方としては、政府案をただ受け取るというだけではなくて、議員の側からもいい提案をして、例えば情報公開あるいは金融国会のように、その提案も踏まえてやっていくというのは新しい形で

はないかという大変強い言葉をいただきましたので、ぜひこの男女共同参画基本法案につきましても、男女でこれも共同参画でいい形で、新しい形で充実したものがつくっていくように、そして国会の議論がさらに外へ広がって、みんなが使える機運の中でいい形で成立するようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。本日は、男女共同参画社会基本法につきまして、大きく分けて三点について伺わせていただきます。

第一点目は、この男女共同参画社会基本法の根本理念あるいは究極の目的、目指すものなどについて伺わせていただきます。二点目は、各条文の解釈についてでございます。また三点目は、現在直面上の問題についての具体的な施策について伺います。

まず、第一点目でございます。

一九七五年、国際婦人年におけるメキシコ会議での世界行動計画採択から約四半世紀の長い道のりを経まして、ようやく男女共同参画社会基本法が国会で審議される段階を迎えました。その間、国憲法の改正や男女雇用機会均等法の制定及び改正、また女子差別撤廃条約の批准等を経ました。遅々とした歩みではございましたが、多くの人々の努力によりまして着実に積み重ね、また前進がなされてまいりました。今回の法案はその一つの結実であると思います。これまでこの流れをつくり、また支えてこられた多くの関係者の方々に敬意と感謝を表したいと思います。

ところで、なぜ男女共同参画社会の形成と推進が必要なのかを改めて確認させていただきたいと思ひます。

まず第一点は、男女共同参画が実現されていない社会、殊に男性中心、男性主導の社会は、女性の人間としての尊厳を侵害しているからであります。男女共同参画社会の実現というのは、この女

性の人間としての尊厳を保障し、実現するために何よりも必要なものであると思ひます。そしてまた、女性が男性と平等に生きていく権利、平等権をこの男性中心社会、男性主導の社会というのは侵害しているからである、こう思ひます。したがって、女性の平等権を保障し、実現するために、この男女共同参画社会の実現がどうしても不可欠であります。

一九七九年、女子差別撤廃条約において、女性に対する差別は人間の尊厳に対する罪と見たわれしております。この男女共同参画社会を実現する究極の目的は、すべての男女、すべての人間が平等に平和的生存権あるいは人間らしい生活、平和、福祉あるいは環境、人権、これが十分に守られる社会を実現する、それこそが目的であるというふうに思ひます。

このことは、二十世紀の歴史を振り返ってみればよく理解できることと思ひます。結果的に男性中心、男性主導の社会というのはどういふ社会を築いてきたか。二十世紀はよく、戦争と暴力とイデオロギーが猛威を振るった世紀と、こう言われてまいりました。そして、そのために多くの人々の生命や安全や人権、これが奪われ、抑圧された時代をもたらした。この結果につきましましてはさまざまな要因が挙げられるわけですが、このように非人間的あるいは非人道的な結果をもたらした大きな要因の一つとして男性中心社会、男性主導社会であったという点が挙げられることは否定できないと思ひます。この歴史の反省の上に立って、二十一世紀を平和、福祉、環境、人権、人間が大事にされていく時代、こうしていくために男女共同参画社会の実現が不可欠であると思ひます。

ところで、女性の能力がどのくらい開発され、どれだけ社会に受け入れられているか、発揮できているかを意味するものにGEM、ジェンダーエンプowerメント測定、こういうものがあります。これは、日本は九十四カ国中三十四位でございます。また、一位はオーストリア、二位がスウェー

デン、こういう順になっております。

環境の問題一つとっても、例えばドイツはGEMが九位でございますけれども、憲法に環境保護を規定しております。また、環境保護を憲法で定めている国にはオーストリア、スウェーデン、スイス等があります。これらの国は、すべてジェンダーエンプowerメント測定で上位に属する国でございます。つまり、女性の能力が開発され、そして女性が政策決定の場に参加している国というのは、環境問題についても非常に進んでいるということを加えて示していると思ひます。これは環境問題だけではなく、平和の問題あるいは福祉の問題、人権あるいは地方分権、民主主義、こういう先進国と言われている国というのは、まさしく男女共同参画社会が実現されている国とほぼ見事に一致していることを示しております。

日本も、ぜひそうした真の先進国となるために、単にスローガンに終わるのではなくて、男女共同参画社会を本気で実現させたいと思っておりますが、野中官房長官のお考え、御決意を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 浜四津委員からは、本院の本院におきまして代表質問におきまして、男女共同参画社会基本法につきまして、二十一世紀を生命の世紀、人権の世紀とするための法律であるという格調の高い質問と評価をいただいたことを今鮮明に覚えておる次第であります。

私も、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化など社会経済情勢が急速に変化をする中にありまして、男女の人権が互いに尊重され豊かで活力のある社会を実現する上で、二十一世紀を決定する大きなかぎであると考え、意義を有するものであると考えておる次第であります。

そのため、私といたしましては、男女共同参画担当大臣といたしまして、男女共同参画社会の実現のために男女共同参画社会基本法の早期成立に向けて最大限の努力をいたしますとともに、なお今後施策の充実と努め、また組織の確立に努めま

して、議員を初めそれぞれ皆様方の一層の御理解をいただき、国民各層の御理解をいただいて、真に私どもが目指す男女共同参画社会の実現のために一層努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○浜四津敏子君 次に、この基本法の理念というのは、当然憲法の理念及び国連憲章あるいは世界人権宣言、また人権に関する国際規約、女子差別撤廃条約、北京宣言行動綱領などに示された人間の尊厳あるいは平等などといった諸理念を当然に踏まえたものでなければならぬと思っております。また、この基本法は、二十一世紀の男女共同参画社会の確立に向けて、国内における男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めるものでありますから、この目指すべき社会の理念あるいは確立されるべき価値をだれが見ても明らかにすることが大事であると思ひます。

そこで、こうした理念を明確に例えれば前文に掲げてみてもいいのではないかと今も思ひますが、なぜこの法案には前文を置いていないのか、その理由はどこにあるのか、お伺ひいたします。

○政府委員(佐藤正紀君) 前文といふのは、法令の本則の前に置きまして、法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるような文章でございます。最近の法律では、第一条に目的規定あるいは趣旨の規定を置くものが多くて、そこではっきりと目的がわかるということから、わざわざ前文を置かないという例が多いかと思っております。

男女共同参画社会基本法案におきましては、第一条におきまして、本基本法の目的といたしまして男女の人権が尊重される社会を実現することの緊要性を挙げるとともに、第三条におきまして、基本理念として最初に男女の人権の尊重を掲げました。その人権の内容といたしまして、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないことを明記したところでございます。

このように、御題旨の点につきましては、本則における目的、基本理念の規定の中で明確に盛り込まれておるといふことから、重ねて前文を置かないこととしたところでございます。

○浜四津敏子君　それでは次に、法文の解釈に移らせていただきます。

第二條の第二号の中に積極的改善措置、いわゆるポジティブアクションが定められております。これについては、時に男性の側からこれは逆差別である、こういう声が上がることがあります。そういう誤解を解くためにも、例えば女子差別撤廃条約の第四条一項に掲げてありますように、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」、こういう規定がありますけれども、この規定のように積極的改善措置というのは差別に当たらないと明示した方がいいのではないかと考えられますけれども、なぜ明示していないのかお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤正紀君) 第二条の二号に積極的改善措置の定義を置いてございます。さまざまな分野におきまして、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して活動に参画する機会を積極的に提供するものでございまして、個々の状況に応じて実施していくものでございます。

この積極的改善措置を含みます男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を国に課したという法律の構成になつておるわけでございますが、こういう構造の中でこの積極的改善措置が差別に当たらないという規定を置くことと自身が不自然であるというような指摘を法制局でも受けまして、そういうことからそういう規定は置かなかつた経緯がございます。

○浜四津鍬子君　それでは次に第三条、男女の人格の尊重に移らせていただきます。

第三条に「男女が性別による差別的取扱いを受

けないこと」、「こういう表現が出てまいります。ここには、先ほども同僚議員から質問がありましたけれども、間接差別の禁止がここに含まれるのかどうかというのはいささかでないとはいえません。直接的な差別のみならず、間接差別による人権侵害あるいは不平等と指摘される事実が現に存在するわけでございますから、間接差別についても明示していいのではないかと、こう思われますけれども、ここで明示していい理由が特にありません。つまり、お答え願いたいと思います。

○政府委員(佐藤正紀君) 差別的取り扱いにつきましては、昨年十一月の男女共同参画審議会からの答申の考え方を踏まえまして、「差別的取扱いい」という用語にしたところでございまして、直接差別、間接差別という切り口では整理をしなかったところでございます。これは、いわゆる間接差別の概念自体につきまして、何をもつて間接差別と言うかという社会的なコンセンサスがまだできていないというようなこと、それから問題としていっている範囲が人によって異なっておるというようなことがございます。

法律事務の面におきましても、差別をする意図があるなしに関係なく、結果として差別的な取り扱いであつたと認定されたものにつきましては差別的な取り扱いと従来から判定されていることもございまして、この法案の中では、「差別的取扱ひ」という言葉に統一させていただいたものでございまして。

○浜四津敏子君　そうしますと、いわゆる間接差別と言われているものをすべてをここから排除するという意味はないわけですね。

○政府委員(佐藤正紀君) 直接的、間接的にかかわらず、差別的な取り扱いにつきましては、ここから触れていると考えております。

○浜四津敏子君　それでは、同じく第三条の中に、「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」というのが出てまいります。この点につきまして二点お伺いいたします。

この「機会」というのは、単に機会が与えられ

ていればいいというのではなくて、男女に平等な機会が確保されていなければいけない、こういうことを求めていると思いますけれども、その点を確認したいのが一点でございます。

またさらに、平等な機会の確保だけでは不十分でありまして、例えば公務員の昇格の機会について、性別による差別があるわけではありませんけれども、実際に女性幹部に登用されることはほとんどないわけでありまして、また、地位が上がれば上がるほど女性の割合が少なくなっているのが現実でございます。

また、機会の均等を基本理念とした男女雇用機会均等法が制定されまして十年たちますけれども、雇用の場における男女差別、格差は一向になくなっていないのが現状でございます。この雇用の場における男女差別の問題というのは、いまだに男女差別の中核をなす問題であります。男女雇用機会均等法は、労働者の募集、採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならぬというように、こう定めてございますけれども、しかし現実には、募集、採用の段階から女性性は排除されている場合が多いわけであります。

また男女間の賃金格差は、日本は先進国の中で最も格差が大きい国でございます。平均賃金が男性と女性では、これは九五年の数字でございます。十対六、パートタイマーを含む数値では十対五、こういう数値になっております。この点につきまして、北京の女性会議では異例の集中批判が行われたと報告されております。

また、仕事の内容あるいは配置、退職、解雇における男女差別を男女雇用機会均等法は禁止しておりますけれども、実際には厳然として差別が存在しております。労働によって生計の糧を得るののが原則となっている社会におきまして、労働の場が差別されるということは人間としての生き方子

のものに制約を受けることにつながります。こうした現実を見ますと、差別をなくし女性が個人として能力を発揮するためには、機会の平等を確保するだけでは不十分であるということを示してい

ると思います。

こういふ状況の中で、参画をしたければどうぞ
 機会だけは確保していますと、こういふのでは
 いづまでも男女共同参画社会というのは絵に
 かいたものになってしまふのではないかという危
 惧を持っております。

この機会の平等に加えて、結果の平等をも視野に入れないと実効性が薄いとも思われますけれども、どうお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 男女共同参画社会につ
きましては、第二条第一号におきまして、「男女
が、社会の対等な構成員として、自らの意思によ
つて社会のあらゆる分野における活動に参画す
る機会が確保」される社会と定義しているところ
でございますが、ここで言う参画する機会が確保
されるということは、単に形式的に差別がなく門
戸が開かれているという意味での機会を確保する
だけでは足りないと考えておりまして、実態とい
まして、男性に比べてより多くの家事責任を
負っている女性でありまして、家庭生活におけ
る活動以外の活動にも参加していけるよう環境整
備をするなどして、実質的にあらゆる分野の活動
に参画する機会を確保していくことも含むもので
ございます。

このような機会を確保することによりまして、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会、すなわち男女共同参画社会の形成を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

○浜四津敏子君 それでは次に、第七条、「国際的協調」について伺います。

女子差別撤廃条約などによりまして、国際的に確立した理念があるわけであります。「論点整理」には、国際的に確立された理念の尊重という字句がありましたが、法案では国際的協調のもとに行うと表現が変わっております。これはどういう意味があるのでしょうか。国際的に確立された理念には縛られないということをあえて示したのか、

それとも国際的に確立された理念の尊重と同じことを別の言葉で表現したのか、いずれでしょう。

○政府委員(佐藤正紀君) 「国際的協調」というこの理念につきましては、男女共同参画審議会基本問題部会が昨年六月に公表した中間的な取りまとめであります。「男女共同参画社会基本法の論点整理」におきましては、「基本理念」の中に国際的に確立された理念の尊重が掲げられておいたわけでございます。しかし、昨年十一月に最終的に答申をいただきましたときには国際的協調という言葉に整理をされております。

これは、先ほどの質問の中でもお答えを申し上げましたけれども、女子差別撤廃条約あるいは第四回世界女性会議の成果を我が国の男女共同参画社会の形成の促進に生かしていくという趣旨につきましましては、国際的協調に含意されているということが一つでございますが、それと同時に、各方面に対する国際的な協力等も図っていくというふうな意味も含めまして、国際的協調という言葉に変えたものでございます。

○浜四津敏子君 次に、第十七条、「苦情の処理等」について伺います。

ここに「必要な措置」というのが出てまいりますが、この必要な措置というのは何を意味するのか、具体的にお伺いいたします。これは、制度、法制等の整備も含む意味なんでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) この法案は基本法案でございますことから、具体的にどのような措置を講ずるかにつきましては具体的な規定は置いていないわけでございますけれども、男女共同参画社会の形成を促進するためには苦情の処理が非常に重要であるということから、苦情の処理のために必要な措置及び人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならぬ、こういう規定を置いておるわけでございます。

昨年十一月四日の男女共同参画審議会答申におきましては、「男女共同参画社会の形成に関する

苦情等の処理のための制度については、「既存の制度の活用を検討するとともに、苦情等の処理の重要性にかんがみ、必要に応じて個別法で対応していくべきである」としていただいております。また、本条に言う「必要な措置」につきましては、まず既存の制度の活用を検討するとともに、必要がある場合には制度、法制の整備を含めまして、今後検討を行うことはあり得るということだと考えております。

○浜四津敏子君 それでは次に、第三点目に移らせていただきます。

直面しておりますさまざまな取り組みを推進策など、個別の課題について伺わせていただきます。

先日、五月七日に厚生省は、全国子育てマップというものを発表いたしました。これによりますと、昨年四月現在の保育園待機児童は全国で三万九千五百四十五人に上る、こういうことになっております。特にゼロ歳から二歳までの待機児童数が二万五千人、全体の待機児童数の六割以上を占める、こういう結果が報告されております。

この保育園不足というのは、即育児負担増につながるわけでございます。育児負担増によりまして家庭生活と社会経済生活との両立が非常に困難になることが多くわけでございまして、これにより夫婦のどちらか一方が仕事をやめざるを得ない、こういうことを強いられる場合に、それは男女がみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるという、男女共同参画社会のあり方に反する結果となるわけでございます。

また、ILO百五十六号条約がその三条で、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようになる、こう規定しております。その国の施策のあり方にも反する結果となります。特に、現状では女性が育児負担を負うことがほとんどでございまして、夫婦のどちらかがやめることを強いられるという場合には、通常女性

がやめざるを得ないというのが現実でございす。女性が労働や社会的活動など社会参画していくためには、妊娠、出産に対しての社会的な保護や充実、また家事、育児、介護の社会的支援措置が不可欠であります。

この育児の社会的支援措置、いわゆる子育て支援策について、直面する問題の一つとして何とやらさせていただきます。

去る四月九日に公明党、自民党、自由党の三党は、緊急の少子化対策を実施することで合意いたしました。緊急少子化対策の基本方針をまとめて発表いたしました。この緊急少子化対策は、保育所待機児童ゼロを主眼といたしまして、市町村が地域の実情に応じて展開する幅広い取り組みを支援するのが目的であります。

これには、例えば駅前保育ステーションの設置、あるいは駅前保育所の設置、幼稚園における預かり保育実施のための環境整備、あるいは病後児の一時預かり場所の整備、あるいは公共施設への育児コーナーあるいは託児室の設置、また自治体版エンゼルプランの作成などに国が緊急的に特例交付金を支給するという内容でございす。

また、規制緩和は保育所待機児童の解消を目指して認可保育所の設立基準を大幅に緩和するというものでございす。

また、幼稚園と保育所の連携強化へ、施設の共有化あるいは職員の兼務、教育内容と保育内容の整合性の確保なども盛り込んでおります。

多くの若いお父さん、お母さんたちがこれらの育児支援策の早期実現を心待ちにしている、そういう声をたくさん聞いております。この実現に向けて、野中官房長官、政府としての取り組みの姿勢、御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) ただいま委員から御指摘のございました去る四月九日の三党合意の緊急少子化対策につきましては、市町村におきまして多種多様な取り組みのきつかけづくりを支援することとを趣旨とされまして、市町村への少子化対策特例交付金事業あるいは保育所の規制緩和等につい

て取りまとめをいただいたものと承知しておる次第でございます。私どものところにも四月十三日にその合意に基づく要請を申し出いただいたところでございます。

政府といたしましては、これを真剣に受けとめまして、ただいまその具体化につきまして関係省庁に命じておるところでございまして、実現のために一層スピードを速めて取り組んでまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 ところで、この少子化対策という用語でございすけれども、これは女性にたくさん子供を産ませる対策というのではありませんで、産むことを望みまた選択する女性が子を産み育てつつ働き続けられる社会のシステムづくりの対策、こういう意味であるというふうに私は解釈しております。

平成七年の北京会議では、女性が子を産むか産まないかを定める性と生殖に関する自己決定権は人権の一つ、こう宣言しております。この基本的な考え方を前提とした対策でなければならぬのはもちろんでございす。女性がたくさん子供を産みたいと希望しても産み育てるのが大変で、経済的、心理的あるいは物理的さまざまな障害がある、こういう現状でありますから、この現状、障害となつていものを取り除いていく努力をしなければならぬ、そのための今回の緊急少子化対策であると私は思っております。

ところで、この少子化対策、子育て支援策の重要な柱の一つに新しい児童手当制度の創設というものが入っております。

これは、厚生省の資料によりますと、欧州各国の児童手当制度は、例えばイギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンではおおむね支給対象児童は十六歳未満、支給月額額は第一子で一万円から一万五千元、所得制限はなく、財源はすべて国庫負担か公費で賄われております。また、最も制度が充実しておりますドイツの場合には、支給対象児童は十八歳未満、所得制限なしでございす。また、支給月額も第一子、第二子で約一万五千元、

第三子で約二万円、第四子以降で約二万五千円でございす。

つまり、欧州各国の制度では支給対象児童は十六歳未満までが通例でございす。日本は三歳未満でございす。また、支給月額もほぼ日本の二倍というのが通例でございす。また、欧州各国は、その一方で税制面における児童扶養控除というのドイツを除いて存在いたしません。我が党も、中低所得層には恩恵が少ない十五歳以下の子供に対する扶養控除を廃止し、それを児童手当の財源とするように主張しております。

ところで、先般、新しい児童手当制度の創設、これについて公明党・改革クラブと自民党で合意をしたわけでございすけれども、その合意は、一つには二〇〇〇年度予算編成に向けて国の総合的な子育て支援事業であるエンゼルプランを見直す、その中で児童手当の支給対象年齢あるいは支給水準などを拡充する、また欧州各国で先進的に実施されている児童手当制度を日本としても参考にして新たな制度を検討する、こういう内容でございす。これを平たく言えば、欧州各国の児童手当制度を参考に新しい児童手当制度を来年四月からスタートさせよう、こういう内容でございす。

公明党は、児童手当の抜本的な拡充策といたしまして、支給対象を十六歳未満までに引き上げる、また支給額を第一子、第二子は月額一万円、第三子以降は月額二万円に増額する、また所得制限を撤廃する、これを主張してまいりました。官房長官、政府としてこの欧州各国に準ずるような児童手当の抜本的な実現にぜひ取り組んでいただきたいと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘の児童手当につきましては、両党において確認書が取り交わされたことは十分承知をしております。一つは新しい児童手当制度につきましては、一つは児童手当のあり方に関しましては保育所等の子育てサービスの充実を優先するべきではないかと

いったさまざまな意見がありますこと、また子育て支援を推進していくために新たなプランを策定するなど総合的な対策が求められておりますこと、三番目には給付総額に見合う具体的財源確保が必要であること等に留意する必要があると考えておるところでございす。

あわせて検討される扶養控除につきましては、十一年度で充実を図ったところでございす。また、広く社会の構成員でそれぞれの経済力に応じて公平に負担し合う基幹税たる個人所得課税の課税ベースについて、税率構造や課税方式のあり方等をあわせて抜本的改革に向けて幅広い観点から十分検討を行っていく必要があると考えておるところでございす。

いずれにいたしましても、両党の協議の確認事項でございすので、今後十分検討し、その実現に向けて努力してまいりたいと存じておるところでございす。

今御指摘のございました欧州諸国で行われておる児童手当制度を参考に新しい児童手当制度の検討を始めるという確認でございすので、先ほどから申し上げておりますように、具体的財源の確保など検討すべき論点も少なくない等の事情もございす。児童手当の今後のあり方について十分この両党合意を踏まえて検討してまいりたいと存じております。

○浜四津敏子君 育児は社会全体で子育てしていくという観点からどうしても必要であると考えておりますので、ぜひ実現に向けて御努力いただきたいと思います。

次に、総理府の男女共同参画二〇〇〇年プランとビジョンにおいて、「子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報をもちと自己決定できるよう専門相談サービスを提供する」、こうあります。これを目的として不妊相談センターというのが設置されております。

子供が産みたいのに生まれないということで悩む、不妊で悩んでおられる若い御夫婦もたくさん

おられます。この不妊治療の保険の適用などについて伺いたします。

現在、不妊治療のうち薬物治療または手術によるものにつきましては保険の適用が実現されておりますが、人工授精によるものについては保険の適用外でございす。

夫婦の十組に組あるいは十組に二組が不妊だということが多々寄せられております。その原因については不明な点も多いわけでございす。最近ではいわゆる環境ホルモンなどによる原因も指摘されておりますが、いずれにしても悩んでおられる方が大変多いわけでございす。そして、薬物あるいは手術によっても治らない、妊娠することができないという方について人工授精が現に実施されているわけでございすけれども、その費用が一回三十万から五十万と非常に高い。若い夫婦にとっては、この経済的な負担というのが非常に重たいという声が多々寄せられております。また、病院ごとの成功率あるいは費用などについても十分な情報公開がなされていないということも不安の大きな原因になっております。そうした中で、治療の事実が先行しているわけでございす。既に回答があっただけでも、いわゆるわかっていないだけでも体外受精で出生した子の数は平成七年の実績でも五千六百八十七人に上っております。

まずは、保険が適用されていない人工授精、大変費用が高いと言われていて人工授精でございすけれども、まずは配偶者間の人工授精であればかなり社会的な同意も得られるのではないかと考えられます。この配偶者間の人工授精から保険の適用を検討すべき段階にきていると思っております。が、厚生省、いかがでしょうか。

○政府委員(羽田信吾君) 先生御指摘のとおり、受精そのものを人工的に行います技術、すなわち人工授精でございすとかあるいは体外受精に関しましては保険適用につきましましては、現在のところ、その成功率が余り高くないというところ、それから安全性といったところでの問題と、や

り治療法に対します倫理的な面からのいろいろな意見がございす。そうした中で、配偶者間での人工授精あるいは体外受精であればそういった倫理的な側面の問題は少ないのではないかと御議論は当然あるわけでありすけれども、やはり配偶者間の人工授精や体外受精につきましても成功率は低いということ、あるいは母体の安全性といった医学的な観点からの問題がございす。また、いわゆる多胎妊娠という現象が生じやすい。そういう可能性が高いということになります。これに對しましてはいわゆる受精卵を減らす手術といいますが、そういった減数手術というふうなものが行われるというところになります。倫理的な問題というものがまだ解決すべき点として残されているというふうな現状を踏まえまして、やはり公的保険で取り扱うところにつきましましてはそこあたりの課題につきましまして総合的に慎重に検討していかねばならないというところで、現段階ではいわゆる人工授精でございすとか体外受精につきましましては医療保険の適用はいたしておられませんが、今後そういった点を踏まえて慎重な検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございす。

○浜四津敏子君 現在、ほとんどの先進諸国では既に公的経済支援のもとに体外受精、人工授精を受けることができるようになっております。無条件、無制限というのではなくて、一定の条件のもとで保険の適用は十分に可能であると思っております。この点でも日本は先進諸国からはるかにおくれておりますので、少なくとも一定の条件のもとに保険の適用、公的経済支援のもとにそれを認めるというところまでまずは突破口を開いていただきたいと思います。これからもこれを要望し続けてまいりたいと思っております。

例えば、フランスでは生命倫理法が制定されております。あるいはオーストラリア、これも不妊法がございす。アメリカ合衆国、統一親子関係法、あるいはスウェーデン、人工授精法、体外受精法等、法的整備がこうした先進諸国では同時に

なされております。

野中官房長官、こうした不妊治療につきましても、医学技術の面、安全性の面、あるいは生命倫理の問題、あるいは生まれた子供の法的地位の問題、さまざま整備しなくてはならない問題があるわけですが、現にこうした治療がなされて出生している子供も多数に上っております。この子たちの父親を知る権利等の問題もありますし、こうした法的整備を含めまして政府として総合的に取り組む必要がある、もうその段階にきているというふうに考えておりますが、御見解を伺わせていただきます。

○国務大臣(野中広務君) 不妊治療につきましては、先ほど厚生省からも答弁がございましたように、患者の経済的な負担あるいは精神的な負担、また体外受精等の生殖補助医療技術等について、その安全面や倫理面あるいは法的な側面等についてさまざまな問題が、委員も今指摘をされたところでございます。

こうしたことから、国におきましては、不妊専門相談センター事業というのを平成八年から継続して拡充をしております。また、平成十一年度で全国四十五カ所かと存するわけでございますが、この拡充をさらに図ってまいりますとともに、厚生省の審議会におきまして生殖補助医療に係る安全面、倫理面、法制面等について議論を行っていただいております。

なお、保険適用につきましては、ただいま答弁のあったところでございまして、さまざまな多くの問題を抱えておるわけでございますけれども、現に委員から御指摘がございましたように、不妊に悩む夫婦が適切な相談、治療を受けられるよう、今後ともその相談体制の整備を行いますとともに、不妊治療に係ります諸問題について政府全体としての総合的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 不妊相談センターは来年度までかなり拡充されるということになっていると伺っております。

ておりますが、私たちは真の男女共同参画社会実現を目指して、またその実現のためにこうした現場でさまざまな方々がさまざまな問題に悩んでおられる、その課題解決のために具体的に一つ一つ着実な政策を実現していくことによって、この男女共同参画社会実現に向けこれからの最大限努力をさせていただきます。ありがとうございます。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。男女共同参画社会基本法について質問いたします。

憲法が施行されて五十四年、個人の尊厳、法の下の平等と性による差別禁止、両性の合意のみに基づく婚姻などを国政上の原則とすることを憲法が求めています。また、国際婦人年から四半世紀、女性差別撤廃条約からも二十年たちました。国連の条約、諸規定は各国政府の女性政策に影響を与えてきました。

官房長官にまずお伺いいたします。

こうした中で、男女平等、女性の地位向上を求める国内外の声、運動が大きく盛り上がりつつあります。男女共同参画社会基本法はこうした流れの中で出されてきたということをお聞きしたいと思っております。男女平等は日本国憲法の中でどういう位置を占めているのでしょうか。憲法の人権規定は、まず十一、国民の基本的権利の永久不可侵、そして十三、個人の尊重、幸福追求権という総則的な規定を置いています。これに続いて各論があるわけですが、その冒頭の十四条に「法の下の平等」があります。「注釈日本国憲法」では、国政全般を直接拘束する法規範であって、単なる政治的指針ではないことは言うまでもないとされています。

政府もこのような認識のもとに男女平等を国政の基本とする努力をされてきたと思えますけれども、官房長官の認識をお伺いします。

○国務大臣(野中広務君) 男女の平等に関しましては、今、委員からも御指摘がございましたように

に、それぞれ憲法にその基本をうたわれておるところでございます。特に十四条には、すべての国民は法の下の平等であって、性別により差別されない旨が規定をされておるわけでございまして、憲法に定められた重要な基本原則の一つであると認識をしております。

○吉川春子君 この男女共同参画社会基本法案の中にもこの観点が見られると、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(野中広務君) そのように御理解いただきたいと思います。

○吉川春子君 第一回世界女性会議から二年後の七七年に政府は初めての女性総合政策を策定いたしました。国内行動計画ですけれども、この国内行動計画は今日に至るまで何回か書き改められてまいりました。

この七七年の「基本的考え方」の中で、まず、職場には男女の平等が依然として残存し、政策や方針決定への婦人の参画も、地方公共団体、企業、民間団体、国際分野を通じて低調であると分析をした上で、憲法の定める男女平等の原則、国連憲章、婦人に対する差別撤廃宣言、また条約がないときなどの撤廃宣言、世界行動計画を初めとする国際文書に基づき政治、教育、労働、健康、家庭生活に関して憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要であるという基本的考えに立つて、それを可能とする社会環境を形成することを全体の目標としております。

また、「施策の基本的方向とその展開」として、「法制上の婦人の地位の向上」の中では、憲法の定める男女平等原則の一層の徹底、かつ婦人の地位の実質的向上を図るため、時代の変化に即して常に諸法制を見直し、その再検討を行う。また、雇用、職業における男女平等の、均等ではないんです、男女平等の確保のための婦人労働関係法令、その他広く問題点について検討を行う。このように七七年の行動計画が策定されておりますけれども、この観点も今日も変わっていないということを確認できますか。

○説明員(名取はにわ君) 今、議員がおっしゃいましたのは、これまでの我が国の男女共同参画社会の実現に向けて、国内行動計画のまず最初のページでございました。

一九七五年、国際婦人年がございまして、国際婦人年世界会議がメキシコでございました。そのときに採択されました世界行動計画を受けまして、昭和五十二年に我が国で初めて国内行動計画が策定されました。それをまさに今言っていたのだと思います。

今おっしゃいましたとおり、これは本計画の施策の基本的方向といたしましては、法制上の婦人の地位の向上、それから男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進、それから母性の尊重及び健康の擁護などを掲げてございます。その後、今御指摘がございましたように、昭和六十年には女子差別撤廃条約を日本は留保なく批准いたしましたし、そのための条件整備といたしまして雇用機会均等法をつくる等々、順次進んできたわけでございます。

したがって、やはり憲法に基づき、そしてまた我が国が批准しております条約等に基づきまして着々と進んでまいりまして、その後、現在は第五回目の国内行動計画を平成八年につくったというふうな形で進んでまいりました。

○吉川春子君 それからおよそ二十年を経て、今日、男女共同参画二〇〇〇年プラン、平成八年十二月、男女共同参画推進本部、これが発表されました。これが最も新しい政府の女性総合政策であり、今回の男女共同参画社会基本法の基礎になっているものと考えられます。

その第一部、「基本的考え方」では次のように述べています。「我が国が戦後半世紀にわたって取り組んできた個人の尊重と男女平等の実現という課題は、男女共同参画という新たな概念の下に、二十一世紀に向けて我が国が取り組まなければ

ばならない最重要課題として、改めて提起された」と。全体的に見ても、男女共同参画という言葉が多用されており、ここに引用しました七七年の国内行動計画は男女平等という言葉が並びめられていて、まさにその計画の中には、ところが、二〇〇〇年プランは、男女共同参画という概念、新しい概念に取ってかわるんだということ、基本的な考え方方で打ち出しておりますけれども、なぜ男女平等が男女共同参画という概念に取ってかわられたのか、そのことを説明していただきたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 基本法の名称についてのお話であろうと思うわけでございます。

御承知のように、昨年の十一月四日の男女共同参画審議会の答申におきまして、一つには、男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮すること、二つには、男女が公的分野、私的分野を問わずに、あらゆる分野における意思決定過程への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調する必要があること等から、名称を男女共同参画社会基本法とすることが適当であると提言をされたところでございまして、政府といたしましては、この答申を受けまして、今国会に提出をいたしました御審議をお願いしております。この基本法案の名称も男女共同参画社会基本法案として提案をさせていただいたところでございます。

○吉川春子君 男女平等ということと男女共同参画ということとは少し違うわけですね。私たちは、憲法の今押さえてきた原則でいえば、やはり男女平等ということが国政上の原則として押さえられなくてはならない。願わくば、この法律も男女平等法であってほしいと多くの女性たちは思っているわけですね。

それはさておきまして、男女共同参画も平等を推し進めるための一つの概念ですけども、それは一つの概念なんです。やっぱり基本は男女平等ではないかというふうに思っています。例えば、

この間、女性の地位がいろいろ向上された部分もありまして、民法とか国籍法とかそういう改正も行われてきました。これは事実ですけども、経済的な平等という点でいえば、一番重要なのは労働、雇用の場における男女の平等だと思っております。

労働省の発表している働く女性、白書ですけれども、これによりまして、賃金は五十人規模の事業所で男性の五〇・八％、半分なんです。これはパート労働者を含む数字です。そして、先ほど来お話がありますように、M字型カーブと呼ばれる二十代後半から三十代前半の女性の雇用の場からの撤退、そして、女性のパート労働者は全体の七割近いわけですね。七割近い数字を女性が占めている。派遣労働者も圧倒的に若い女性。こういう劣悪な労働条件の中で働いているわけなんです。この四月からは労働基準法も女子保護規定を全部廃止いたしました。

こういうふうにさらに条件が悪化したわけですけども、私は、男女平等がもう前進したからもう男女平等はいいい、あとは共同参画だけでいいと言わんばかりのその考え方には賛同できないわけなんです。やはり女性の就業率が高まってきたことは事実ですけども、だから共同参画は進んだとしても、賃金の格差が五割などという先進資本主義国の中でも非常に低い水準にあるわけですね。

そういうことを考えると、重視されなくてはならないのは男女平等なんじゃないか、参画以前にまず平等なんじゃないか。この問題について官房長官、いかがお考えですか。

○国務大臣(野中広務君) 私は、先ほど来累次申し上げておりますように、この法案の基本とするところは、委員がおっしゃいましたように男女平等を当然の前提とした上で、それぞれ審議会の答申に基づきまして、男女が各人の個性に基づいて能力を十分発揮できること、さらに重ねてございまして、男女が公的分野、私的分野を問わずに、あらゆる分野における意思決定過程への参

加、いわゆる参画が極めて重要であるという審議会の認識のもとにおきまして、御答申を賜ったわけでございます。この基本となるところは委員がおっしゃっておりますように、男女平等を当然の前提としておるものであると考えております。

○吉川春子君 ですから、男女共同参画は必要なんです。これは、もともととって積極的に推し進めなければならぬというのが私どもの立場でもあります。しかし、共同参画だけでは足りないんじゃないか、やはりその基礎には男女平等の実現というところがないと、本当の意味での共同参画も進まないのではないかと、このように考えるわけですね。それで、もっと別の角度から質問をいたしますけれども、社会経済情勢の変化ということが法案の第一条に出てまいります。「社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性」、こういうふうに出てきていますけれども、この場合の社会経済情勢の変化というのは一体どういうことなのでしょう。

○政府委員(佐藤正紀君) この法律の目的の規定の中で出ております社会経済情勢の変化というものの中の大きな部分は、少子高齢化等を考えております。

○吉川春子君 もうちょっと丁寧に、五つまであるんでしょう。(1)で終わりましたね。

○説明員(名取はにわ君) 少子高齢化の進展、それからあと、これは平成八年七月三十日の前の男女共同参画審議会から、男女共同参画ビジョンの中で社会経済情勢の変化ということで五つ挙げられたものでございまして、まず第一といたしまして、少子高齢化の進展でございます。それから二つ目でございますが国内経済活動の成熟化と国際化、それから三つ目といたしましては情報通信の高度化、それから四つ目といたしまして家族形態の多様化、それから五つ目といたしまして地域社会の変化ということが挙げられておりました。

○吉川春子君 経済企画庁にきていただきましたが、我が国の課題と政策運営の基本方向について伺いたいと思います。

時代認識と対応すべき構造的諸問題について、時間がないので簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(中名生隆君) 簡潔にということですが、申し上げます。

平成七年十二月に閣議決定されました現在の経済計画、構造改革のための経済社会計画というところで、ここでは大きな潮流の変化ということで四点を挙げてございます。

第一点は、グローバル化の進展ということでございます。それから第二には高次な成熟経済社会への転換、それから三番目に少子高齢社会への移行、それから四番目に情報通信の高度化、これを内外における大きな潮流の変化ということで考えております。

その上で、目指すべき経済社会の方向ということで三つ挙げております。第一点は自由で活力ある経済社会の創造、それから第二点といたしましては豊かで安心できる経済社会の創造、それから三番目にいたしましては地球社会への参画、この三つを基本的な方向といたしております。

それで、特に今挙げました三つのうち、二番目に申し上げました豊かで安心できる経済社会を創造するためには若者男女共同参画社会を構築することが必要である、そのためには男女の固定的役割を見直し、女性の能力発揮の支援、あるいは高齢者、障害者の社会参加を積極的に図るとともに、ボランティア活動参加への支援、さらには豊かな学習環境の形成を図る必要があるということをおっしゃいます。

なお、申し添えますと、ことしの一月十八日に小沢内閣総理大臣より経済審議会に對しまして、この現行経済計画にかかわるものとして、新たな時代の姿と政策方針を策定するようにという諮問をいただいております。現在、経済審議会においてその策定に向けた議論を進めていただいておりますのでございまして、

以上でございます。

○吉川春子君 名取室長がお挙げになった五点の

内容と今般企庁が挙げていただいた内容とはかなりオーバーラップしまして、同じ政府が出すんだから同じといえは同じなんですけれども、その中で共通して言えることは、雇用の流動化と規制緩和、これをもっと進めていかなければならない、そして痛みを伴うかもしれないけれども構造改革をしていかなきゃならない。般企庁の方が先に出したと思いますが、それを共同参画審議会がとりまして、それを答申の中に組み込んだ、そしてその答申の内容を受けて、社会経済情勢の変化に対応する緊要性という言葉が第一条の法律の中に取り込まれた、こういう経過になると思います。

だから、第一条で、人権の尊重ということと経済社会の変化に対応するということが同列に置いている、これは間違いないか。やはり人権の尊重ということが上に来るべきであって、経済社会の変化に対応して女性を活用するなどということとはあつてはならないことではないかと、理念の問題ですけれども、その点はいかがお考えですか、官房長官。

○国務大臣(野中広務君) 非常に理念と現実の問題とさまざま、委員から御指摘をいただくと、難しい問題でございますけれども、いずれにいたしましても、憲法が示す男女の平等の基本的理念に立ちまして、さまざまな施策を遂行していかなくてはならないと考えておるわけでございます。

この問題は、引き続き次回以降も質問していきたいと思ふんですけれども、その中で、規制緩和と雇用の流動化が女性に対してどういう影響を与えているか、これはまさに大問題でございます。例え労働者派遣事業の自由化とか、あるいは変形労働時間制の弾力化、あるいは裁量労働制の導入、こういう中で、育児も家事も仕事も両立できない、むしろ本当に体をきないむような形で働かざるを得ないというところに追い込まれていっている。

今日まで、議員が具体的に御指摘になりましたように、社会の現象の中には、女性の置かれておる地位の低さ、あるいは多くの迫害等があるわけでございまして、さまざまな問題を私どもも抱えながら、今回のこの法案の成立をまた大きな契機といたしまして、今まで埋められなかった溝が埋められるための努力を政策を通じて実行していかなくてはならないと考えておるところでございます。

しかし、ビジョンはどういうふうに言っているかという、それが女性の雇用のチャンスをつくるものだと、あるいは高度情報化社会の中では中高年の男性は、こういう書き方はしていないんですけれども、意識しますと、コンピュータなどは不得意だから、そこに若い女性が入っていけば賃金の格差もなくなるんじゃないか、こういうような表現と見られるものもあるわけなんです。

○吉川春子君 私は、同時に、男女平等、女性地位向上のためには、女性への暴力の禁止ということとは非常に重要な問題であると思ひますし、国連も特に九〇年代に入つてより一層重視をしてくていて、クマラスワミさんとかマクドガルさんとか、この問題で特別報告者をつけて調査をし報告をさせているところです。日本政府もこれに呼応するとか歩調を合わせる形で、男女共同参画審議会の中に暴力禁止部会ですか、というものをつくりまして中間報告を取りまとめました。先ほど官房長官のお話では、近く答申が発表される見通しである、こういうことも明らかにになりました。

私は、最初に憲法の理念を長々とお伺いしたのは、まさにこういう経済社会の変化に対応して、その中で国が経済政策を出していく、その中で女性を活用する、それは痛みを伴うかもしれない、そういうことと男女平等の理念、本当に女性が子供を育て、人間として尊重され、働き続けられるということとは両立できないものが出てくると思ふんです。

それで、私は、女性への暴力の禁止という問題で日本が解決を迫られている従軍慰安婦問題について官房長官にお伺いいたします。

既にクマラスワミ報告、マクドガル報告でも、従軍慰安婦問題に対して日本政府に賠償等を迫ってきております。また、ILOの条約勧告適用専門委員会も年次報告も発表されて、こども、慰安婦の大多数が、それが日本政府からの賠償とは見えないことを理由に女性基金からのお金を拒否していること、及び女性基金からのお金を受け取った少数の女性たちに日本国首相が送った手紙が政府の責任を認めていないということ、拒否された事実は、大多数の被害者の期待が満たされていないことを示唆している、本委員会は日本政府が速やかに措置を講ずるよう要請する、このことは急を要する、このようにしているわけです。

また、昨年の四月ですけれども、下関判決が下りまして、日本が官房長官談話で責任を認めた以上はふさわしい立法措置を直接に講ずべしということ、私どもも国会議員に対しては立法の不作為責任という厳しい判決を下しました。政府も国会ももう従軍慰安婦問題は解決済みだという立場はとれないのではないかと私は思ひますが、官房長官の御認識はいかがですか。

○国務大臣(野中広務君) お話しのように、我が国はアジア女性基金の事業を創設いたしました。この事業を実施してまいりましたところでございます。しかし、これにつきましては一部御批判や反対があることも十分承知しておるわけでございます。けれども、一方、フィリピン、韓国、台湾におきましては、この基金から個々の元慰安婦の方々に対しまして一人当たり二百萬円の償いの支給や医療・福祉支援事業を実施しております。これまでに百十名以上の元慰安婦の方々に事業を実施したと承知しております。

また、基金は、インドネシアにおきましては高齢者のための入居施設整備を支援する事業を実施しております。オランダにおきましては、さきの大戦中、心身にわたりましていやしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援いたしますための事業を実施しておりますものと承知をいたしてお

ります。

一方、今お話ございましたように、韓国政府によりましては、元慰安婦への支援金の支給は、昨年の十月の小淵総理と金大中大統領との会談等によりまして、過去に区切りをつけまして二十一世紀に向けた未来志向の新たなパートナーシップの構築強化が図られる等、韓国におきまして基金事業を取り巻く状況が変化を遂げておるわけでございます。こういう変化の状況を踏まえまして、基金金として韓国において今後どのような形でこの事業を進めていくことが適切であるのか、さまざまな観点から現在検討を行つておるところでございます。

ただ、フィリピン、インドネシアにおきましては、基金はそれぞれの政府と覚書を結びまして緊密な協力のもと着実に実施をしておりますところでございます。またオランダにおきましても、基金がオランダの事業実施団体と覚書を結んだ際に、オランダ政府はこれを評価するとの立場を表明いたしておるわけでございます。

こういったことから、それぞれ御意見はあろうかと思ひますが、各国政府からはおおむね基金事業について評価を得ておるものと認識をしておりますところでございます。

○吉川春子君 外政審議会にお伺いたしますけれども、このアジア女性基金の募金、年度ごとに三年間ぐらいそれぞれお示しいただきたいと思ひます。それと、決算についても数字をお願いいたします。

○政府委員(登誠一郎君) お答え申し上げます。まず、募金額でございますが、過去三年間ということでございまして、平成八年度におきましては累計で四億三千二百萬円、平成九年度におきましては少しふえまして、累計で四億四千四百萬円、平成十年度、昨年度でございますが、二億四千三百萬円となっております。

また、決算の方でございますけれども、同じように過去三年間でございます。今申し上げましたのは国民の皆様方の募金の総額でございます。今

度の決算は、これは政府の補助金の方でございしますが、平成八年度におきましては四億一千七百万円、平成九年度におきましては四億二千三百百万円、昨年度、平成十年度でございしますが、三億五千六百万円となっております。

○吉川春子君 官房長官から大変詳しい御報告がありました。一番今問題になっているのは韓国との関係だと思ふんですね。四月、五月にかけて新聞報道が幾つかありました。それによると、日本政府は韓国に対する事業の打ち切りを表明するかもしれない、アジア女性基金は償い金の支給を断念して別事業への転換を韓国と協議しているというふうな報じられております。アジア女性基金によってこの従軍慰安婦問題を根本的に解決するということは難しい情勢になってきたのではないのでしょうか。その辺はいかがお考えですか。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど御報告申し上げましたように、この基金事業のあり方については、一部反対やさまざまな御意見がございまして、これは十分承知をいたしておりますけれども、先ほど御報告申し上げましたように、おおむね着実に進展をしておると考えておるわけでございまして、今後とも最大限の協力を行うとともに、この事業が基金として所期の目的を達成できるようにやってまいりたいと考えておる次第であります。

ただ、御指摘のように、韓国におきましては、昨年五月の韓国政府によります元慰安婦の方々への支援金の支給に加えて、昨年十月の金大中大統領の訪日及びことし三月の小淵総理の訪韓によりまして、また、先ほど御報告申し上げましたが、日韓両国の過去に区切りをつけて二十一世紀に向けた未来志向の新たなパートナーシップの構築強化が図られる等、韓国における基金事業を取り巻く状況が変化をしております。

こうした点を踏まえまして、政府は、韓国において基金がいかなる事業を実施することが適切であるか、基金とともに種々検討を行っておるところでございまして、今打ち切るということでは

く、引き続き基金として韓国側とも話し合いを続けてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 河野元官房長官の談話や総理の謝罪の手紙で政府の反省の立場は一応示されていると。その後、しかし、梶山元官房長官の公娼制度発言とか中川農水相の発言など、閣僚の発言が次々と行われて関係諸国の厳しい批判を浴びたことは御承知のとおりですけれども、こういうふうになりますと、日本政府の姿勢が疑われてしまうというところになると思ふんです。アジアの方々にすればどっちが本場の政府の立場なんだろう、こういう疑いの目を向けられても当然ではないかと思ふんです。

今、内外に日本政府のそういうはっきりした態度、真意が伝わるように改めて態度を表明すべきではないかと思ふますが、この問題について官房長官としてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) いろいろな歴史観やさまざまな政治情勢等今日の戦後処理というものが、今申し上げたような元従軍慰安婦につきましてもアジア女性基金という形で推移をしまいたいわけでございまして、今、官房長官として私に答弁を求められるならば、私としてこの基金を継続し、そして心身ともにいやしがたい傷を負われた方々に対してぜひ報いてまいる道を求めてまいりたいと考えておるわけでございまして。

ただ、一人の政治家としてこの世紀末を考えると、今なお我が国はアジア各国を初めとして、過去の戦争の傷跡を重く抱えておることを厳粛に踏まえて、我が国がかくあるべしという区切りを世紀末につけなければ、後世に、歴史観の欠落した世代にこのままこの傷を先送りしていくことの非常に問題点を私は強く認識しておる次第でございまして。

○吉川春子君 官房長官の政治家としての御発言は承りました。

同時に、ちょっと重ねてお伺いしたいのは、アジア女性基金一本やりで今後政府は進むのか。アジア女性基金といっても個別に支給する部分と

事業ということでトータルに支給する部分と両方ありますので、韓国については後者の道も探っているという報道もありますけれども、政府の意思を示すことと同時に、アジア女性基金のみで解決できると、特に韓国との関係ですね、その点はどう一度お答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 韓国との関係におきましては、アジア女性基金のあり方だけで今解決をつけるのかどうかというのは、これから韓国政府と十分話し合いをしていかなければならない重要な問題であると考えておるわけでございまして。いかにして金大中大統領と小淵総理との会談が過去を振り返らないで未来志向でやっていくという、こういう決意が示された中において、なお元従軍慰安婦問題をどのように解決していくかというの重要な課題でございまして、これで済んだということじゃなしに、あるいはこれで、アジア女性基金だけで対応するということじゃなしに、なお韓国側と深く入って話し合いを詰めていく必要があるというように、そして私どもとしては、この問題に個人的にも、そして国家的にも区切りをつけたいと考えておる次第でございまして。

○吉川春子君 わかりました。

本日に女性に対する暴力ということが過去の問題としてだけにとどまらず、今の日本に突き刺さった矢であるというふうに思ひますし、海外に行くと、国内にいてもそうだけれども、特にアジア諸国へ行くたびにこの問題は突きつけられる問題です。とりわけ、下関判決で国会の立法の不作などということも突きつけられますと本日に私たちが責任を感じざるを得ないわけですが、これも、この問題は何とか解決していかなくてはならないというふうに思ひますし、ぜひ二十世紀という世紀を越さない間に、政府としてもお互いに喜び合える解決策を示していただきたいということを重ねて要求いたします。

同時に、男女共同参画社会基本法、この法律が女性の参画のチャンス拡大するということとどまらずに、実質的に平等ということを保証する法律

でなくてはならないというふうに思うわけです。しかも、チャンスを与えられるということであっても、雇用流動化の中でチャンスを与えられるということになると、ぐっと低いレベルでチャンスを与えられるということになるので、それは本当に女性にとっていいことなのかという疑問が出てまいります。

そういう意味で、この男女共同参画社会基本法、共同参画ということに前面に打ち出した法律ですけれども、私たちが積極的これが本場の意味での共同参画につながるような法律にしていきたい、野党の皆さんとも、また国会の審議を通じて引き続きこの問題を追及していくということ表明しまして、きょうの質問は終わりたいと思ひます。

○清水澄子君 社民党の清水澄子です。

きょう、こうして男女共同参画社会基本法めぐって男女平等の推進について審議をしているというこの現実は一一定の前進だと受けとめております。

しかし、こういう本来の男女平等についての基本法というのは、ヨーロッパ諸国では一九七〇年代ぐらいにできているわけで、今もう三回ぐらいさらに改正を進めているというところが多い中で、非常に遅いスタートを日本はしていると思ふわけです。そういう中で一方では歓迎しつつも、一方ではよりよいものにしたいという希望を持っております。官房長官も非常に御苦労されながら答弁されておられます、伺いながら、私たちがこういうことを質疑で取り交わす中でより本質的なものをお互いに深めていきたいと思ひます。

私は、四月十二日の参議院の本案議において、小淵総理にこの法案の提出に至った経緯とその基本理念、とりわけ女性差別撤廃条約の遵守に対する基本認識を伺いました。

総理は、女子差別撤廃条約を国際規範であると認識している、そして条約の遵守に努めていきたい、世界人権会議におけるウィーン宣言や国連総会での女性に対する暴力撤廃宣言など、国際的な

動きも踏まえつつ女性の権利に關し今後適切に
対処してきたいという答弁をされました。

すなわち、私はこの基本法というのは、やはり
女性差別撤廃条約を初めとして職業生活と家庭生
活の両立の権利をうたったILO百五十六号条約
や北京行動綱領などの国際合意を踏まえて今後、
女性差別の撤廃を目指していくものであると考え
ます。

したがって、私はやはりそういうこの法律の趣
旨というものを明確に前文であらわすべきだと考
えますが、もういろいろ先ほどから何人かの議員
の皆さんもそれを主張しておられます。それに對
してもうそちらからの答弁は、他の基本法でも最
近はそういうものを書かないんだというお答えが
ありました。私は他の法律と比べる必要はないと
思います。女性の権利にかかわる基本的な法律が
初めてできるわけですから、やはりこれははつき
りだれが読んでもわかるという意味でもってぜひ
前文をつけるべきだということをお主張してい
ます。この目的とか、高校生がこれだけ読んで
全然わかりません。

それからまた、今後、地方自治体にどんな市
町村までこのことを実行していただくには、やは
り前文をつけるということをお主張したいとい
うわけですが、官房長官、いかがですか。

○國務大臣(野中広務君) 今まで各委員の先生方
から前文につきまして御指摘をいただいたところ
でございますけれども、政府といたしましては、
今回の基本法案におきまして、第一条において、
何回も申し上げておりますように、「男女の権利
が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に對應で
きる豊かで活力ある社会を実現することの緊要
性」という法案提出の背景を明らかにしておるこ
ろでございますし、また「男女共同参画社会の
形成を総合的かつ計画的に推進することを目的と
する」という法案の趣旨、目的を明確に規定い
たしておりますし、さらに第三条から七条におき
まして「男女の権利の尊重」等の五つの基本理念
を定めておるところでございます。

このように、法案提出の背景や趣旨、基本理念
について明確に織り込んでおるつもりでございます
ので、重ねて前文を置くということについては私
どもとしては考えておらないところでございま
す。

○清水澄子君 国民的な論議を深めたいというな
らば、わかりやすくやるということが大事ではな
いかと思います。

メキシコ宣言でも男女の平等の実現というこ
と、それから差別撤廃条約でもすべての人間の自
由と尊厳及び権利について平等であるということ
と性による差別をなくすということが明確にされ
ているわけです。ですから、本来、この基本法は
男女平等基本法と呼ぶべきものである、それがこ
く自然であり国際的合意にマッチするものである
ということをお主張されておられるのでございま
す。

次に、第二条の「定義」についてお伺いいたし
ます。
基本法の男女の権利というのは本当はおかしい
んです。女性の権利というのは本来あるべきなの
に、なぜ男女の権利になっているのかというの
も疑問ですが、まず女性の権利の確立、女性に對
する差別撤廃が明確に打ち出されるべきだと考え
ます。

そのことは、男性の権利がないがしろにすれば
いい、決してそういう問題ではございません。こ
れまで性別役割分業の固定観念に基づいた男性中
心社会において、女性の人間としての権利が不当
に抑圧されてきた、差別をされてきた、そのこと
が経済社会の発展や民主主義の実現を阻害してい
るということへの認識と反省から、男女が同じ人
間としての権利を享受することが緊急の課題とい
う認識になって、国際的にそれが共通の政治課題
になったはずでございます。したがって、私は、
定義において、性差別の撤廃、すなわち男女平等
の実現を阻害する要因となっている社会における
制度もしくは慣行の撤廃または取り扱いその他の
行為の禁止ということが明確に掲げられるべきだ
と考えます。

しかし、この法律には不思議なことに男女平等
という文言は一つもありません。対等と均等と
なっているわけです。これは北京会議において
も、平等という言葉は権利をあらわす、平等の権
利があつて初めてひとしく分かち合う均等とか公
正というものがあつて、だから平等と均等の使
い方を厳格に区分すべきだという議論が非常にな
されておりました。

そこで、私は、なぜ平等ではなく均等、しかも
男女共同参画になるのかというところは決して納
得できないわけです。さあさあ先ほどから、この
法律は男女平等の実現を当然の前提としているの
だと、一つ飛び越えておられるわけです。幾ら未
来志向といつても、現実の解決を先にやることに
おいて未来が開かれていくのであつて、男女平等
を当然前提としていまして、その先の話ですとい
うのはやはりおかしい。

ですから、これは東京都なんかの条例もそれは
おかしいんじゃないかということで男女平等参画
基本条例という名称をつけておりますけれども、
どこでも歴史的経緯とかこの趣旨のわかつてい
る人たちがこれを本気に議論すると、何でもこう
名称になったのかというのはいま疑問に思ふ
わけです。

他方、政府は、英語では男女共同参画も男女平
等もジェンダーイコリティーと両方とも同じに
訳しているわけです。ということは、ここでお尋
ねしておきます、男女共同参画社会というのは日
本型男女平等社会であるのとらえてよろしいで
しょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) この法律で申し上げて
おります男女共同参画社会は、あくまでも男女平
等を前提として、男女が対等な構成員としてみず
からの意思によってその役割を決めていく社会と
いうものだと理解をいたしております。

○清水澄子君 全然わからないです。
その二つは違うんでしょうか、基本的に、便宜
上なんですか。だって、英語では二つ並んで

同じなんです。男女共同参画も男女平等も同じ
ようにジェンダーイコリティーと使つて国連に
報告をしている。こちらでは、男女平等を前提に
したその先の社会のことだとききおっしゃった
ので違ふのかと思つたんですが、国連にもそう
いうふうに報告されているならば、やっぱり日本
型男女平等社会だと思つたんです。そういうふ
うに認識してよろしいでしょうか。

○國務大臣(野中広務君) 内閣総理大臣が男女共
同参画社会の審議会に諮問をいたしました、審議
会の答申を受けて、この審議会は男女共同参
画社会と定義づけられて答申をいただいたわけ
でございますので、私どもとしては法案の名称を男
女共同参画社会基本法とさせていただきます。

内容につきましては、もう男女平等を根底とし
ておるということにつきましては累次答弁を申し
上げておるところでございますので、御了承賜り
たいと存じます。

○清水澄子君 次に、この定義を見ますと、やは
り国際社会では、人権を考えたときには単に政治
的、市民的、文化的な権利の享受だけではなく
だ、家庭や職場あるいは街頭において性的な押
取、虐待、そういうもの、女性には特にこの性的な
暴力を受けやすいということ、人間として安全に
生きる権利というものが、女性に對する暴力の撤
廃とかリプロダクティブヘルス・ライツ、いわゆる
自分の子供を産むか産まないか、自分の性に對す
る自己決定権というのは女性の権利であるとい
うことが再定義をされたわけです。

そうすると、この定義は第二条の中にはどの
部分がそれに当たるのでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) この第二条の定義規定
におきましては、男女共同参画社会の形成、それ
から積極的改善措置の規定だけを置いてございま
すが、ただいま委員のおっしゃいました暴力ある
いはリプロダクティブヘルス・ライツの問題につ
きましては、基本理念の一つといたしまして第三
条に、「男女の権利の尊重」の中でございしますが、

「個人としての尊厳が重んぜられること」という規定を置いてごさいます。

この規定から、女性に対する暴力は決して許されるべきものではないと考えておるわけでございすけれども、さらにリプロダクティブヘルス・ライツの問題もこの条文に関連いたしまして重要な問題であると認識しておるところでございす。

○清水澄子君 それは第三条でしよう。私は、第二条の定義というところのどこに当てはまりますかと伺ったんです。定義には入らないです。いわゆる性の暴力被害とかそういう問題は入らない、この定義の中には。ここに書いてある文言はそうなんです。そして、これも男女平等が実現したさらにその先の目標が書いてあるんです。ですから、皆そちらの答えは一致しているんですが、いわゆる今日の女性の権利の再定義の部分がこの定義の中から外れている、この点について私はやっぱりもう一度検討すべきだと思います。

次に、ポジティブアクションについてなんですが、私はこれも積極的改善措置ではなく、女性差別撤廃条約を踏まえて積極的平等促進措置とすべきであるというふうに考えます。しかし、それはそういうふうにお答えにならないのはわかっているんですが、官房長官は本会議においても、その前に私がポジティブアクションが逆差別に当たらないということを明文化すべきと質問したことに對して、それは第八条において国の責務として明確に規定されているから大丈夫だというふうにおっしゃったんですが、そういう本案の構造からその論理というのはどういうふうになるのか、ぜひちょっとお答えください。

○政府委員(佐藤正紀君) 積極的改善措置につきましては、第八条におきまして、国は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」と書いてございすので、これを総合的に策定し、及び実施する責務を有しておるわけでございす。国にこういふ責務を与えます上で、その行動の中身がそういう差別

に当たるものでないことは当然のことであるという前提に立っておりまして、法制局の審査の中におきまして、逆にこれが逆差別ではないという規定を置くこと自体かえって矛盾であらうという指摘を受けて、そういう規定は置かないこととしたところでございす。

○清水澄子君 それでは確認をさせていただきます。官房長官、ポジティブアクションは逆差別に当たらないということをごさきり確認してよろしいですね。

○国務大臣(野中広務君) これは委員、どうなんでしょう。ポジティブアクションというのは、私はある意味において経過措置と考えたいと思うんです。私は不勉強でございすけれども、アメリカあたりでこの問題は州において最近は見直されて、そして改善がむしろ逆にされていくというようなことが顕著に行われておるわけでございすので、やはり固定したものでなく、ある意味においては経過措置と考えるべきでなかろうか。そういう意味において、私は先般の答弁でお答えもいたしましたけれども、積極的改善措置が逆差別には当たらないというように考えておる旨を申し上げた次第でございす。

○清水澄子君 そのように確認させていただきま

次に、厚生省が「育児をしない男を、父とは呼ばない」という画期的なポスターをつくりました。そこには日本の父親は一日に十七分しか育児をしないとおって、非常に海外でこれは有名になっております。ことし一月に公表された女性労働白書でも、子育て期にある女性の多くが就業を希望しているが現実には就業を控えている状況や、女性が子育ての後に再就職する際の問題点として、実に九四・四％の人が仕事と家庭の両立が難しいというところを挙げておるわけです。さらに、先月公表された男女共同参画白書でも、仕事を持つ女性が育児、介護、家事などの無償労働を行っている時間が大体三十代から四十代で四時間なんです。その

一方で、やっぱり同年齢の仕事を持つ男性は二十一分から二十七分となっているわけです。

このことは、やはりさっきからいろいろ、本当はもっとこういふところを、次に時間があればもっと深くやりますが、この問題が、実は一番これが女性の役割とされてきたところで、生活時間というんですか、その面がいわゆるこれはアンペイドワークになっているんですが、それらが男女が均等になっていない。それで女性の労働が非常に仕事と家事労働とか介護と育児とかそういう二重負担になる。そしてさらに、そのことが理由で女性の就業に大きな不利益が生じてくる。ですから、この辺をどう解決するかというのが一番大きな問題だと思ひます。そして、現にそういうことの中で、パート以外の一般労働者の数は減る一方です。それから、女性のパートの労働化のみが進んでいく。そして、女性の平均賃金は男性の五〇・二％というふうに一年ごとにながっていき、これがまた国際社会で問題になっているという現状だと思ひます。

北京女性会議行動綱領では、男女の経済格差を解消するというのが大きな課題になっているわけなんです。これについてはまた次の時間にしたんですが、経済格差というのは働く女性だけではあきません。農業とか自営業に働く人とか家庭の女性たちもそれぞれの労働の価値というのをどう考えるかという問題があるんですが、ここでは私は働いている女性のことをきょうはちょっと、雇用における男女の経済格差というのが一番大きな問題でありますから。私は、そこが全然改善をされず悪化の道をたどっているという背景に、性別役割分業を解消しなきゃならないんだ、男女がともに仕事と家庭を両立できる、そして男性も女性もライフスタイルを変えていくということが実はこの法律のやっぱり大きな目標にあるはずだと思ひ

んです。このことは、この法律の持つ意味が、これからの経済社会構造のあり方を根本的に見直していくという、私はそういう必要性を求められていると

思ひわけですけれども、その際に、雇用形態や労働時間のあり方という雇用システムの変革というのは、とてもこれはもう基礎的なところか絶対的な条件になってまいります。その場合に、企業の責任というのは非常に大きいと思ひわけですが、個々の事業主の責務というのは国民の責務の中に一般化されている。私は、国民一般と事業主とか企業の責任というのは違うと思ひます。その点でやはり私は、これは同列ではない、事業主の責務というものを明確にすべきだと質問したいんですが、いかがですか。

○国務大臣(野中広務君) 委員が御指摘のように、先進諸国に比べて残念ながら我が国の現状は、家庭と職場の両立の問題やあるいは男女の賃金格差、その他女性の登用の問題等、さまざまな分野においておくれをとっていることは現実の事実として残念ながら認めなければならぬと思ひわけです。そういう中におきまして、男女共同参画社会の実現の観点から、政府の国内行動計画でございす男女共同参画二〇〇〇年プランに織り込まれた問題を政府一体となりまして取り組んでまいらなくてはならない重要な課題でございすし、また、先進諸国におくれをとるものを私どもとしても深刻な責任として取り組まなくてはならないと考えておる次第であります。

ただ、男女共同参画社会の形成に当たりましては、単に職場だけでなく、あらゆる分野において取り組みを行うことが求められておるわけでございすので、委員が御指摘になりましたように、企業とか事業主だけの責任を特記するのではなく、国民の責任として職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野という表現を使っておりますけれども、こういうあらゆる分野におきまして男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならぬと規定することが妥当であると考えた次第でございす。

○清水澄子君 私は、もうあと何分かありませんで、ちょっといろいろ取りま

変です。しかし、やはり事業主というのは全く雇用の関係になるわけですから、そこはもともと私は大きな社会的責任を持つと思いますが、また次にいたします。

次に、女性差別撤廃条約では、女性の権利の法的な保護を、権限のある自分の国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女性の権利を保護することを確保しなければならぬと定めているわけですが、日本ではそのような機関がないために本当の意味での女性差別を撤廃するための実効性が上がらないという現状があります。

これに対してイギリスでは、監視機構として雇用にかかわる専門家など八名から十五名で構成される機会平等委員会が置かれて、九七年には雇用とか賃金、教育、訓練、商品、施設、サービス、採用、求人広告、仕事と家庭など、二万五千件の案件を取り扱っているわけです。同様にカナダでも、人権侵害被害救済とか差別防止、人権教育を任務とする第三者機関である人権委員会が設置されて、女性差別もそこで被害の救済に当たっております。

官房長官は本会議で、私は苦情処理、被害救済についてはまず第三者機関を設置すべきだということに対して、先ほどからも答弁をされていますが、既存の人権擁護委員会とかそういう制度の活用を考えると答弁されているわけですが、それでは解決できないと思います。

まず、国連規約人権委員会は、昨年、日本政府に対して、人権侵害を調査したり不服に対して救済を与えるための制度的仕組みを欠いていることを懸念するというコメントを発表しております。人権擁護委員はそのような仕組みには当たらないと考える、そういうふうにはっきり明記されております。そして、人権侵害の申し立てに対する調査と救済のための独立した仕組みを確立することを強く勧告しているわけであります。

ですから、この法律が本当に女性の人権を保障して、差別を撤廃する意思を実行していくのであ

るならば、この法律の基本理念に反する取り扱いを受けた女性が被害を申し立てたり権利救済を受ける道を開くことは絶対に必要だと思ふんです。そのためには、やはり第三者機関が不可欠だと思います。

この法律の第十一条には、「政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するために必要な法制上」と書いてあるわけですから、第十一條も使って苦情処理、被害救済のための第三者機関の設置についてさらなる検討をされることを私はここで約束していただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘の被害者の救済等の問題は非常に重要な問題でございます。国は人権侵害の救済のために当然必要な措置を講じなくてはならないと規定されておるわけでございまして、御承知のように行政改革が求められておる今日の現状でございます。私どもとしては当面既存の委員会をそれぞれ活用してやってまいりたいと考えておる次第でございますけれども、御承知のように、省庁再編の後には内閣府に男女共同参画局も置かれ、審議官、二課長及び課長相当職を置くことも内定をいたしております。

そういう中におきまして、御指摘の救済措置がどのように行われるか、あるいは内閣府に置かれる男女共同参画局の議を得ましてまたこの対応について考えてまいりたいと存じております。

○清水達子君 終わります。

○入澤登君 長い経緯をたどって、いよいよ法案の審査に至ることになりましたことにつきまして、まず関係者に対して敬意を表したいと思います。

それにつきまして、私もこの法案を読んでみまして思い出しますのは日本とアメリカの差でありまして、私は六十一年から二年にかけまして日米農産物交渉に大デレゲーションの一員として行きました。こちらは外務省以下十二名の男性でございまして、アメリカ側は四人のUSTRの女性

が対応いたしました。国益を追求して堂々たる論陣を張られ、その結果、牛肉・オレンジの自由化

につながったという経緯がございます。

それからまた、日米農産物交渉にも当たりましたけれども、時のUSTRの代表はヒルズ女史でございまして、女史の凛とした指導、指揮のもとにウイリアムズ・リン大使等が要するにヒルズさんの要求のままに日本を押し切ったという場面に直面したこともあります。アメリカにおける女性の共同社会への参画状況と比べまして、日本の場合にはまだまだいろいろな問題があるということを私も実感しております。

(委員長退席、理事江田五月君着席)

そこで、この基本法を制定するまでの間に相当な期間が経過いたしましたから、私は政府当局はかなりの勉強をしたのじゃないかと思うのであります。勉強の一覧表は総理府がつくっていただいた資料に出ておりますけれども、ただ、基本的な重要な点が欠けているのじゃないかと思ひます。もし研究成果がございましたら、これは事務局で結構ですから教えていただきたいのでございます。

最近、従来は男性の職場とされているところに女性がかかり進出してあります。例えば建設現場の重機の運転手などにも女性が進出してあります。それから航空機のパイロットにも進出するようになつてある。こういうふうなところから女性が進出するという状況を見ますと、男女の能力の差、これは決して不平等あるいは差別という意味じゃなく、女性が男性に比べてどういふ分野でより適しているか、男性は女性に比べてどういふ分野でより適しているか、そういう基礎的な研究を各般にわたってやったことがあるのかどうか。こういう研究がないと、男女平等と言うけれども、なかなかこれは美しい言葉で語られるだけであつて具体的な対応措置にはつながっていないのじゃないかと思ふんです。

この点について、まず佐藤審議官の研究成果をお聞きしたいと思います。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘のとおり、今、各方面で女性が活躍するようになっておりますが、そういう肉体的な能力の差でございますとかそういうことにつきましての研究というのは総理府ではやっております。また、そういう研究成果について当方はまだちょっと不勉強で、ただいま承知はいたしておりません。

○入澤登君 一般的に、これだけの世論の関心のもとに、また長い間の経緯のもとで基本法にまづめて審議を行うということであれば、これに関連する種々の問題につきましては相当な勉強が総理府を中心としてなされてしかるべきじゃないかと思ひますので、そういう基礎的なことについて研究成果がないまま法案を書く、法案はだれでも書けますけれども、そこに魂が入っていないのじゃないかなという気もしないわけじゃないわけであります。

そこで、もう一つ二つ、その研究があるのかどうかというところについてお聞きしたいんですが、女性の高等教育就学率の数字がここにございますけれども、低いという結果が出ております。この低い理由は一体何なんでしょう。

○説明員(遠藤純一郎君) 女性の大学、短大等高等教育機関への進学率でございますけれども、平成十年度におきましては四九・四％という数字になつておまして、男性の進学率四七・一％より上回つておるわけでございます。ただ、大学について見ますと女性は一七・五％でございます、男性の四四・九％に比べかなり下回つておる、こういう状況にあるわけでございます。

これを経年的に見てみますと、昭和五十年代におきましては二一・二％程度で推移しておりましたけれども、昭和六十年代に入りまして年々増加し、特に平成に入りましてからは毎年平均一・五％ずつの伸びを示しておるわけでございます。

分野別で見ますと、従来の文学部系統よりも、よりよいと見ますか、工学部や法学あるいは経済といった分野に進学する女性が増えてきているということもございまして。

このような女性の四年制大学志向は今後とも続くものと思われまして、このところ、短期大学か

ら四年制大学への改組転換が大幅にふえてきている、こういう状況になっておるわけでござい

したがいます。このようなことを考えますと、これまで女性の四年制大学への進学率が低かったのは、やはり短大の教育が積極的評価されてきたということが一つあると思えますけれども、ただ、こういう推移を見ますと、大学進学率が上昇に転じたのときを同じくして、昭和六十一年にいわゆる男女雇用機会均等法が施行されたということがあつたわけでござい

こういうことを考え合わせますと、やはり職業、雇用という問題も要因の一つとして考えられるのではないかと、こう考えておる次第でございます。

○入澤肇君 雇用均等法が、進学率が高くなつてきているけれどもまだ低いという理由にはならないんじゃないかと私は思うんですけれども、こ

もう一点、研究があるのかどうかお聞きいたします。

私も就職のあっせんなどを頼まれてまして、友人の娘さんたちを一流商社に就職させたことがありますがけれども、入つてみて、立派な大学を出ていながらやっぱり一般職でも総合職でもかなり男性との間に格差があるということ、不満を漏らす向きがあります。一体、商社においてどのような差があるのか、一流企業、一流商社あるいは銀行においてどのような格差があるのかということ、こういうことについて調査したことはござい

ますか。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘の、そういう個別の分野におきましてどういふ差があるかというふうな調査につきましては、残念ながら私どもはしておりません。

然るにここに至るまでに二十年も三十年もかかっているわけでありまして、実態についてはやはり総務府なり労働省なりが積極的に私は調査をしておくべきじゃないかと思うんです。

それでは、公務員の実態についてはいかがでしょうか。公務員について、女性の管理職への登用の実態。それから、これは一種と二種とに分けてまして、特に二種の方々あるいは三種の方々で男性と比べて不平等を訴える向きがあります。私も経験をしたしました。この実態はいかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 完全に先生の御指摘に沿えるかどうか若干疑問がございすけれども、ことし発表いたしました男女共同参画の現状と施策におきまして、職務の級別女性公務員の割合というふうなものは一応把握はいたしております。例えば、指定職であります女性公務員の比率が〇・六%、総務課長クラスの十一級でありますと一・〇%というふうな数字がございす。

○入澤肇君 特に、公務員の中の二種の女子職員につきましては、これはなかなか課長補佐のポストとか専門官のポストが割り当てられない。

私はかなり女性にひいきいたしまして、これは女性のためにつくるポストであるからというので、人事の円滑化も考えて、課長補佐のポスト、専門官のポストを農林省各局においてつくった経験がございす。これはトップの方は男性諸君の理解を得て、女性に対して平等に扱うという気持ちになかなかできない。

今度のこの基本法の制定を契機として、ぜひ総務府なり総務府なりが首領をとって、同じ資格で入つてきて同じような能力を持つていられるのであれば同じような処遇をするように奮励をしていただきたいと思うんです。そのための具体的なポストの要求もしていただきたいと思うのであります。

【理事江田五月君退席、委員長着席】
そこで、具体的な対応措置について若干私見を申し述べ、御意見を伺いたいと思ひます。
先ほどから、育児休暇の消化率が非常に男性の

場合低いというふうな話がございました。また、女性の場合も、育児休暇をとつてもなかなか職場への復帰が難しい、生涯所得という観点から先ほど大変な格差があるということが説明されました。私は、育児休暇、産前産後の休暇をとった後もスムーズに職場に復帰するための一つの方法として、例えば今の公務員、役所の組織なんかにおきまして課長、課長補佐、係長というライン制を撤廃して、問題のテーマごとにプロジェクトチームをつくつてスタッフとして処遇する、そうするといつても抜けたり入ったりできるといふふうになるんじゃないか。

具体的に法案をつくつたりなんかするときにプロジェクトチーム方式を私はかなりつくつてやりましたけれども、この方法だと、急に突然不幸があつて長期の休暇をとらなくちゃいけない、あるいは出産するために休まなくちゃいけない、そういう場合でも途中から復帰することができず、このようなことを役所の組織の中で具体的に推進することを検討してはいかかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(瀧上信光君) 国の行政組織には、いわゆるラインとしましての局、部、課、係といった組織、そしてまたいわゆるスタッフとしましては審議官、参事官、調査官等といった特定事項についての総括整理、参画する組織等がございす。

そして、いわゆるライン組織というのは、固定的な事務分掌に基づく明確な責任のもとに經常的に行政事務の遂行に当たるものでありまして、こういったライン組織は国の行政組織として基幹的な位置を占めるものと考えております。

一方、スタッフ組織につきましては、政策の企画立案あるいは専門的な事項の調査、審議等に従事しておるわけでございすが、こういったスタッフ組織につきましては、行政をめぐる変化に機動的に対応する、あるいは総合的な行政を遂行する、専門的事項を処理する、こういったことか

今日の的に増してきているものというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、国の行政組織編成におきましてはそれぞれの行政事務の内容に応じて適切な行政組織形態をとられる必要があるというふうに認識をいたしております。

○入澤肇君 官僚組織は戦後五十年の間で非常に精緻にわたつて仕組みがつくられてきたんですけれども、その結果、逆に硬直性が目立って、新しい時代の要求に合わない、即応できないというふうなことが私は間々あるんじゃないかと思ひます。

今の御説明は、今までの役所の行政管理局の行政に対する基本的な考え方ですね。これからどんどん新しい問題が出てくると思ひます。例えば、政府委員制度が廃止になります、副大臣制度になります、新しいことをどんどん政治家主導でやるようになる、そうしたらライン組織というのは果たして動くかどうか、非常に疑問なところもあります。

ですから、ラインを緩やかにするとか、あるいはスタッフを中心にしてプロジェクトチーム方式でプロジェクトごとに人を動員して事に当たるとか、そういうことをももっと柔軟にやるべきじゃないか。男女平等を本当に言うのであれば、私は女性の職場復帰のためにはぜひこのことを具体的に組織として検討することが必要じゃないかというふうに思ひます。これはぜひ聞きつ放しにしない

で検討してもらいたいと思ひます。

それから二つ目に、具体的な積極的改善措置の一つとして、例えば審議会に女性委員の割合を何%というのがありますね。ところが、各省で審議会の委員をだれにしようかというときに非常に困るんです。

一つの方法として、全国各地で活躍する女性の方々をプロフィールも含めて総務府でリストアップして、各省で女性を選ぶときに便利になるようにひとつ情報網をつくり上げたかどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 国の審議会等への女性の登用につきましては、男女共同参画推進本部におきまして目標値を設定いたしました。各省庁における取り組みを推進しておりますが、総理府におきましては、各省庁の審議会における女性委員の氏名、所属、役職名、兼職状況等を掲載した名簿を作成いたしました。各省庁に配付をいたしてあります。

さらに、各方面の女性有識者に関する人材情報システムを構築しようという計画をいたしておるところでございます。

○入澤肇君 こういうのを実は私は見たことがあつたんですけれども、週刊誌とか新聞とか何かに出る回数が多い人が優先的にピックアップされていまして、地味だけれども確実に極めて立派な研究をやっている各都道府県の大学の女性の教授とか、あるいは各都道府県にいる経営者、こういう方々の名前が必ずしも十分に入っていないんです。そういうことに各都道府県、県庁当局を総動員して、総理府でリストをつくって、そして各省の女性の審議会の委員とかあるいは研究会の委員の選択の便利に資するようにしたいんじゃないかと思ふんです。ぜひ検討していただきたいと思ふんです。

それから三つ目、これはなかなか難しいんで恐らく十分な研究がなされていないんじゃないかと思ふんですが、男女平等と言いつながら家族制度というものが日本では背景にございます。これは先ほども、家族制度を私は否定するものではありませんで、むしろ矢野先生と同じような考え方を持っているんですけれども、法律制度上は世帯単位になっているために、逆に新しい制度をつくった場合に女性に不利になる、奥様が不利になるといふ、そういう法律もあるわけですね。

例えば、農業者年金基金法、この農業者年金基金に女性を入れようとしたときに、農地の所有者は男性で夫なものですから、農地の所有者が女性でない場合には年金基金に入らなかった。これを

うまく民法上の法理論を活用して、組合契約みたいなことを間にに入れて、女性も年金基金の対象者になるようにしたことがあるんです。農地法だとか農協法だとかなんかのほかに、年金もそうですね、三号被保険者。

この問題につきましても、世帯単位であつても、世帯ということに大事にしながらも、婦人の地位の向上ということに配慮した制度の見直しがあつていいんじゃないかと思ふんですが、審議官、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘のように、いろいろな制度、本来は男女の差別的取り扱いに つながつてはいけないようなものでありましても、結果としてそういう男女共同参画社会の形成の阻害要因になるものがあり得るということは想定をされておりました。この法案におきましても第四条におきまして、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、こういうものにつきましてもできるだけ中立なものとするよう配慮しなければならぬという規定を置いておるわけでございます。

これによりまして、いろいろな年金あるいは税制等も含めまして、こういう観点からの制度の検討をお願いしたいと思つておるところでございます。

○入澤肇君 次の質問は若干抽象的なもので、また大きな問題ですから、官房長官にぜひお聞きしたいんです。

経済戦略会議が答申を出しました。その中で、ここ二年間の間に二％の経済成長を達成するためには人的資源、解説によりまして特に女性労働力の活用が必要不可欠である、そういう局面に我が国はもう突入したと言われております。この二％の経済成長の実現のために、女性の職場の開発等について格段の努力をお願いしたいと思ふんですが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 女性の能力開発につきましては、これからは政策を十分詰めて、その実効性が担保されるように努力をしていかなければならないものと考えております。

○入澤肇君 もう一つ、先ほど浜四津委員からも自公の少子化対策のお話がありました。私は、さらに一歩進めて、幼稚園と保育園の一元化、あるいは協調、連帯の強化、こういうことについて、この基本法を背景にして一歩進めていいんじゃないかというふうな感じを持っているんです。

特に、児童福祉法の「保育に欠ける」という保育園に入れるための要件というのはいくらも要らないんじゃないか。むしろ、三歳未満の子供たちはみんなどこでも保育園に行けますよ、それから四歳児、五歳児はみんな幼稚園に行けますよと。そして、保育と教育の理念をきちんと踏まえて、就学前の子供の扱い方、保育と教育のあり方について政府が前向きに取り組むべきではないかと思つておるんですが、これは児童家庭局長、いかがでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 共働き家庭が増加していることに対応いたしまして、保育ニーズが非常に増大しております。私も、こうした状況の中で、平成六年以降、エンゼルプランあるいは緊急保育対策等五カ年事業をつくりまして推進しているところでございます。

こうした中で、まだ全国的にも待機児が四万人ほどいるというところで、特に大都市中心でございまして、その解消対策に全力を挙げているところでございます。そのために、保育所関係のさまざまな規制を緩和いたしまして、例えば定員の弾力化ということ、年度当初は定員の一五％程度、あるいは途中では二五％、産休、育休明けにつきましてはスペースがある限り無制限に入所できるというふうな緩和を行っておりますし、その他さまざまな分園方式、小規模の保育所方式等を通じて努力しているところでございます。この中で、今御指摘いただきました保育所の

役割といたしまして、「保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」というふうな法律上はなっております。これは、児童福祉法に言ういわゆる児童福祉施設といたしまして、もともと保護者が労働に従事したりあるいは疾病にかつたりということとでその児童の監護ができな場合に、これを公の責任において保育を行うという福祉制度としてスタートしたことによるものでございまして、福祉制度として整備費あるいは運営費につきましても公的な助成を行っているというところであります。

こうした中ではございますが、定員に余裕がある場合におきましては、保育に欠けるという要件にかかわらず入所できるような扱いにいたしております。最近におきましては、地域における子育て機能が低下してきたということもございまして、地域の中での育児相談あるいは子育てサークルへの支援等にも保育所が乗り出してあります。また、一時保育等も含めましてさまざまな保育ニーズにこたえるような努力をしているところでございます。

幼稚園との関係につきましても、文部省とも協議いたしまして、相互に協力できるところは協力していく、施設の総合化等を含めその連携を進めているところでございます。

○入澤肇君 最後に、せっかく基本法がこれからできるわけですから、今度はこの基本法の各条文を受けて具体的な実定法が各省から提案されなくちゃいけないと思ふんです。幸いなことに、小淵総理の決断で局長のポストができるようになっております。今までは労働省と総理府あるいは厚生省それぞれが消極的な権限争いで調査研究も十分にできなかったというところのようでございます。それから、積極的に男女平等の追求のための調査研究を進めて、具体的な実定法ができていくように心から要望して、質問を終わります。

○堂本暁子君 男女共同参画の問題は、幾ら審議をしても審議し切れるというところがないほど山のように問題はあるのですが、きょうは長い一日で

ございまして、私が最後でございます。

私自身の質問に入ります前に、今お隣の男性の同僚議員が非常に本質的な質問をしてくださったと思っております。男女共同参画といいますが、例えば今回の基本法の六条に、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他」云々といっています

が、一番問題は、年金とか税制とかそういうところで世帯単位になっているために、やはり男女平等にといったもなかなか、ほかの法律、ほかの行政の仕組みゆえにそれが実現できないところを非常に端的に指摘していただいて、ありがとうございます。この問題は、この基本法が通ったならば、大変に大きな課題として私たちが議論しなければならぬことではないかというふうに思っております。

私は、先日、四月十二日の本会議の質問の続きと申しますか、その細部にわたってきょう質問させていただきたいと思いますが、まず官房長官に質問いたします。

法案の第三条に、「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」という文言がございますが、この条文は明確な差別意図がある場合に限ったものでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 過去の判決におきまして、明確な差別意図がはっきりしない場合に種々の状況から女子従業員への差別を容認したとの推認が行われた例もございます。本法案においては「差別的取扱」という用語について明確な差別意図がある場合に限ったものとして考えているわけでありまして。

○堂本曉子君 大変心強く思います。この条文がもし差別してはならないであれば、差別が意図的、直接的なものに限られてしましますが、この一見消極的な規定によりて意図しない差別も撤廃の対象になる、入るといふことになったことを歓迎したいというふうに思います。

次に、この第三条の同じ文言について、もう先に質問なさった委員から、既にリプロダクティブ

ヘルス・ライツの概念が含まれている、あるいは女性への暴力が入っているというこの審議官からの御答弁がございました。

そこで、私はあえて伺いたいんですが、ジェンダーイコリティーがこの文言に、文言と申しますか条文に含まれているかどうか、この点を御答弁いただきたいと思っております。

○政府委員(佐藤正紀君) 第三条におきましては、「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」を規定しております。男女平等の理念はここにあらわれていると考えています。

○堂本曉子君 答えになっていない、全然違う。私が伺いましたのは、三条の条文の「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」という条文の中にジェンダーイコリティーの概念が入っているかどうかということですが。

○政府委員(佐藤正紀君) ただいま男女平等の理念と申し上げたのは、いわゆるジェンダーイコリティーを含んでおるといふふうに考えております。

○堂本曉子君 切りがない。非常に何か御答弁が不明確ですが、もう一回はっきり主語をジェンダーにしておっしゃってください。

○委員長(竹村泰子君) 佐藤審議官、質問の意味をきちんと酌み取って答えてください。

○政府委員(佐藤正紀君) 失礼いたしました。男女平等の理念というふうに申し上げましたけれども、これは通常ジェンダーイコリティーと言われているものと理解いたしております。

○堂本曉子君 続いて審議官に伺いますが、では、その他ジェンダー概念が条文化されているのはどの部分ですか。

○政府委員(佐藤正紀君) この基本法におきましては、ジェンダーという言葉は一般に理解されにくいということからその文言をそのまま使っておりませんけれども、例えば第四条におきまして性別による固定的な役割分担の問題を規定しております。それからまた、第六条におきましては、

男は仕事、女は家庭といったことにとらわれず、家族を構成する男女が家庭生活における活動と他の活動を両立できるようにすることを基本理念として規定しております。ジェンダーの視点はこういうところに体现されておるかとお考えしております。

○堂本曉子君 例えば、今おっしゃったこと、何かどうもはつきりしませんが、何条のどこですか。条文を挙げておっしゃっていただきたいんですが、きちんと。

○政府委員(佐藤正紀君) 第四条におきましては、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、こういうところがございします。

○堂本曉子君 それはもちろんお読みになった。同じことは言っていたがなくていい。

○政府委員(佐藤正紀君) はい。ここに含まれているということをお考えしております。

第六条におきましては、家族の協力のもとに「当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」と、こういうところがジェンダーの視点を反映してつくられた条文であると理解いたしております。

○堂本曉子君 あと、八条とか十五条というところはどうか。

○政府委員(佐藤正紀君) 基本理念におきましてジェンダーの視点を含んでおりますので、それに基づきまして基本理念のつとて国が施策を講ずる、それから地方公共団体もそういう施策を講ずる、ここら辺はすべてそういう視点を含んだ施策を講ずることを意味しております。

○堂本曉子君 審議官の御答弁を伺っていると、この法律の頭から終わりまで全部がそうだというふうに聞こえます。それはそれでも構いませんけれども、もうちょっとやはり的確な答弁をしていただかないと、こちらの言っている質問の意味と全くそぐわないと思っておりますが、もうこれ以上聞い

ても時間のむだだと思っております。ここでやめます。次に、官房長官に伺いたいと思っておりますが、北京で行われた第四回の世界女性会議で合意したジェンダーメーンストリーミング、つまり主流化していくという理念を行政機構の中でどう具体化して政策化していくかのおつもりか、その点について御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(野中広務君) 男女共同参画社会基本法におきましては、第八条におきまして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定、実施することを国の責務として規定をしております。また、国の責務を果たす上で、政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画基本計画を閣議決定によって定めなければならない旨規定をいたしております。このように、基本法におきましては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを明確に定めておるところでございます。

この基本法に基づきまして、施策を総合的に推進していくための体制につきましては、中央省庁改革におきまして国会にお願いをいたしております。二〇〇一年からの現在の審議会に新たな任務を付与し、その機能を格段に強化した合議制の機関として内閣府に男女共同参画会議を置くことといたしております。

また、本年一月二十六日に中央省庁等改革推進本部が決定をいたしました中央省庁改革に係る大綱におきまして、男女共同参画に関する企画立案及び総合調整等を主たる所掌事務といたします局を先ほど来申し上げておるように総理の決断によりまして新たに設けられることとされたことでございます。現在、局にふさわしい弾力的かつ強力な体制をつくるべく検討をいたしております。

○堂本曉子君 ありがとうございます。いわゆるナショナルマシーナリーとして国内本部機構がどのように機能するかということがこれ

からこの基本法が通ったときに最も大事なことになるかと思っております。

では、今度はジェンダー教育に話を移したいと思っております。先日、本会議で、有馬文部大臣が、ジェンダー教育の具体例としてお茶の水大学の学内共同教育施設であるジェンダー研究センターについて言及され、女性学・ジェンダーに関する教育研究の充実に一層配慮したいというふうに答弁されました。

きょうはわざわざ佐藤学長にお越しいただいたんですけれども、文部大臣が指摘された点について、お茶の水大学としてはどのような教育をこれからやろうとしていらっしゃるのか伺いたいというふうに思っております。

○参考人(佐藤保志) お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきましたように、参議院の本会議で有馬文部大臣が言及されましたお茶の水女子大学のジェンダー研究センターは、平成八年度にその前の女性文化研究センターを発展的に改組して今日に至っているものでございます。

同センターはこれまで、日本社会のジェンダー規範と制度の関連に関する研究とかアジアの女性政策と女性学の研究、あるいは大学教育とジェンダーに関する研究などを行っており、それぞれ報告書を作成して国内外の関係機関等に研究成果の報告を行っております。

また、改組に伴いまして、特に国際的協調を促進するために外国人客員教授を招聘いたしました。アジアにおける女性と開発等の研究を行うとともに、学内外の研究者を対象とした夜間セミナーを定期的に開催して幅広い研究交流を進めておるところでございます。

さらに、女性政策推進機構の研究、あるいは男女平等教育、ジェンダーフリー教育の研究におきましては、現在まだ少数ではございますが、政策担当行政職員、あるいは学校・社会教育関係職員への研究、研修の機会も提供しておるところでございます。

一方、教育面におきましては、以上のような研

究成果に基づいて、本学の大学院から附属中学校までのカリキュラムの中にジェンダーフリー教育を位置づけまして、ジェンダー研究センターがその中核となって教育の実践を行っているというところでございます。本学といたしましては、ジェンダー研究センターのこれまでの研究あるいは教育の一層の発展充実を図ってまいりますとともに、国内外の関係機関との連携をより深めてまいりたいと考えております。

ただ、今後の具体的な将来計画につきましては、同センターがちょうど三年を経過したところでございますので、早急に点検、評価を行いたいというふうに考えております。

○堂本曉子君 ありがとうございます。

お茶の水大学が今一番センターになっているわけですが、もしかしたら間違っているかもしれないが、教授以下十人以下の人数でやっているの、きょう正確に人数を伺いませんでした。非常に少ない。日本では、大変私は、今度の基本法が通るに当たって、その根幹となるジェンダーの教育あるいは政策についての研究が手薄というところは、実際に政策を厚く展開していくことに影響があるのではないかと、ううううに思っております。外国では、学部、修士、博士に至るまで一貫してジェンダー研究ができるところが幾つもあると聞いていますけれども、日本では余りそういうところがない。お茶の水大学には大いに頑張っている。基本法の政策をぜひとも具体化するための研究を大いにやっていただきたいと思っております。

文部省にもきょうお越しいただいておりますが、大変急で申しわけございませんでした。有馬文部大臣がおっしゃったこと、研究の充実に一層配慮していきたいというふうに御答弁くださったんですが、文部省としてはこれをきちんと行政的にこれから担保していただけるんでしょうか。

○政府委員(富岡賢治君) 先般の、先生御指摘の

参議院の本会議におきまして大臣から御答弁申し上げましたように、ジェンダーに關します教育研究に關しましては、例えば授業科目を開設する大学数が平成九年度で百六十九の大学に上っております。お尋ねのとおり、お茶の水女子大学は、ジェンダー研究センターとして発展的に改組していただくなど、教育研究体制の整備充実に努めてきたわけでございます。

今後とも、本基本法案の趣旨とか女性学等の重要性というのを考えますと、ますますその研究体制の充実が努めてまいらなければならないわけでございます。例えばお茶の水女子大学におきましても、自己点検、評価等のいろいろな検討結果等を踏まえまして、いろいろ御相談等がありましたら適切な対応をしてまいらなうかと思っております。努めるように努力してまいりたいと思っております。

○堂本曉子君 学部から修士、博士まで一貫して

実際に研究ができる大学は幾つあるんですか。

○政府委員(富岡賢治君) そういう点で資料をまとめたまいりませんでしたので、ちょっと正確な答えになるかと思っております。後ほどよく調べましてから必要ございましたら御説明いたしたいと思っております。ちょっと手元にはそろっておりません。大変恐縮でございます。

○堂本曉子君 私の知る限りではゼロだと思っております。お茶の水大学が一番充実していて、学部から修士、博士というふうにお茶の水女子大学では一貫して研究できる体制でございますか、学長にこれは伺いたいんですが。

○参考人(佐藤保志) 一応その体制を組んでカリキュラム上やっております。

○堂本曉子君 とすると、恐らくお茶の水女子大学一つではないかというふうに私は認識しております。学生数は非常に少ないんじゃないかというふうに思いますが。

これからそのところは文部省の方にきくと、講座が一つあるだけでは何にもならない、や

はりそのことを専門に研究した人が、まさに先ほどから女性がどれだけ登用されるかという質問もありましたけれども、民間の企業であれ、国家公務員であれ、地方公務員であれ、大学の先生たちであれ、そういう方たちが散らって初めてきちっとした私はジェンダー的な教育なり政策なりを実現できるのだらうと思っております。文部省にはそういう意味で、単に幾つあればいいというのではなくて、この基本法ができるに際しては、もっと抜本的にその辺のところをこれから見直していただきたいというふうに思っています。

ついでにはないのですが、もっと大事なことは、やはり小学校あるいは幼稚園のときから社会人になるまでの生涯にわたっての教育が重要だと思っております。文部省はこれから基本計画の中でジェンダー教育をどのように具体化されるおつもりでしょうか。

○政府委員(富岡賢治君) 大変重要な課題であるという認識のもと、文部省におきましては、先生御案内のように男女共同参画二〇〇〇年プランに基づきまして今まで進めてきたわけでございます。このたびの法案の趣旨に基づきまして、今後、基本計画等、具体的な内容につきましては男女共同参画審議会等の意見を聞いて案を作成するというぐあいになっているわけでございますが、文部省といたしましては、その基本理念のとりまわして、特に教育を、学校教育だけではなくて社会教育、さまざまな幅広い分野でございますので、その努力を一層進めてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

特に初等中等教育につきましては、小さいことから、物心ついたところから非常に大事な教育としてやっていかなくちゃいけないということから、社会科学とか家庭科、道徳、保健体育等につきましては、今度の学習指導要領の改訂におきましては非常に指導の充実が図られるようになってまいりました。でございますので、このような線を踏まえまして、さらに今後努力してまいりたいというふうに思っております。

○堂本曉子君 これはもう本当にイエス、ノーだけでお答えいただいて結構ですが、これも本会議で伺ったことですから、北欧では男女の平等あるいはジェンダーの視点からすべての教科書をチェックしているということなんです、日本でもそれはやっていますか。

○説明員(鏡谷眞美君) 学校で用います教科書につきましては、学習指導要領に基づきまして検定を行っているわけでございますけれども、その検定におきましては、男女平等の観点に留意をして、検定申請をされた図書の中に女性差別や男女の固定的な役割分担を助長するような記述があれば従来よりこれを指摘し、適切な記述となるように配慮しているところでございます。

今後とも、このような観点に配慮いたしまして、適切な検定を実施してまいりたい、こういうふうに考えております。

○堂本曉子君 差別的なものを排除していくというのは、非常に消極的だと思います。今回出される基本法はもっと積極的に男女の共同参画で経済社会構造を変えていくという視点ですから、そういう視点で、差別のある部分をなくす、削除するのではなくて、積極的にジェンダーの視点を教育していくという形で教科書をきちんと考えていただく。お互いに、男の子も女の子も相手の人格なり個性なりを尊重するということがどんなに大事か。

例えば、スウェーデンの教科書なんか私みんな見ましたけれども、日本は性教育という形ですが、北欧の教科書はジェンダー教育です。相手の心も体も本当に大事にしようということ、幼稚園とか小学校の一年、二年のときからやっています。

私の知る限りでは、日本の文部省ではそういう教科書をつくっていないというふうに認識している、これから積極的に、今おっしゃったような教科書だけではなくて、国語の教科書だろうが何の教科書だろうがそういうことをやっていただきたいというふうに思います。

限られた時間の中で先へ参りますけれども、二十世紀から二十一世紀へのちょうど時代の転換期を迎えております。新しい世紀は、私は、本当に成熟した民主主義あるいは大量消費型ではなくて循環型の社会への転換、そして豊かで安全な生活が保障される社会の実現が求められているというふうに思っています。

そういう中で、やはり教育の問題というのが大変大事だということに思っております。同時に、それは男女が平等な立場で参画する社会でもあるというふうに考えています。

老いも若きも、それから先住民も障害者も、すべての人が一人一人の個性と人権を尊重する社会、多様性を大事にする社会が今世界の潮流です。国連のいろいろなグローバルイシューと言われる会議でも、ほとんどの会議でそういった個人の尊重、そして多様性を大事にするという流れになっていきます。

けさからこの委員会と同僚議員たちがずっと指摘してこられたことは、日本ではジェンダーパランスがいかに悪いか、まだ差別が実質的にどれだけあるかと。それから清水先生は二十年おくれであるというふうにおっしゃいましたが、私も本当にそうだった意味で法的にも、それから実態的にも世界から日本は二十年おくれであると言っても決して過言ではない、このままでは二十一世紀に日本は国際的に通用しない、あるいは日本は異質な国だというふうに言われても仕方がないというふうに思っております。

こうした時期に、今回男女共同参画社会基本法が提出されたことの意義は非常に大きいというふうに思っております。この基本法に基づいて、世帯単位の法律ですとか、それから今の教育の問題、大学にしても小学校にしても、教科書の問題にしてもそうだと思いますが、あらゆる法律、あらゆる政策をやはり見直し、そして新しい政策についてはジェンダーの視点をきちんと入れていくということが、日本が二十一世紀に世界に通用する国になるかならないか、果たしてこういった基

本法をもとにして経済社会構造の変革を実現できるかできないかということ、世界は注目して見ていると思います。それを実現するために、私はこの基本法はとてとても大事な法律だというふうに認識しております。

最後に官房長官に、今度特に行政改革の中では非常にいい制度をつくっていただいて、そのことの御答弁はもうさっきいただきましたので、ぜひとも最後の一言を伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 世紀末を迎えて新しい世紀に向かうあるべき我が国の方向づけについて、今貴重な意見を賜ったわけでございますが、現実には非常に厳しく、かつ国際社会に立ちおくれである部分が多きに多いわけでございまして、それはそのまま政治の責任であらうと考えるわけでございます。

委員各位の御協力をいただきまして、この困難な時代を切り開いて二十一世紀に希望の持てる我が国の国づくりのために一層励んでまいりたいと思つ次第でございます。

○堂本曉子君 どうもありがとうございます。

○委員長(竹村憲子君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願(第一五九〇号)(第一五九四号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一五八七号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願(第一五九〇号)

一、青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願(第一五九一号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額

に関する請願(第一六〇五号)
一、公務員の天下り禁止、情報公開法の制定等に関する請願(第一六一〇号)(第一六一二号)(第一六一二二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第一六二二二号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六二九号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六四二二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一六三三三号)

横澤里美 外五百六十五名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五九〇号 平成十一年四月十九日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金増額に関する請願(四通)
請願者 東京都大田区久が原三ノ四ノ六
田中清太郎 外五十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一五九一号 平成十一年四月二十日受理
青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上
三、六〇六 小林千秀
紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第一四六五号と同じである。

第一六〇五号 平成十一年四月二十日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金増額に関する請願
請願者 仙台市太白区向山一ノ一四ノ二一
村上敏子 外二十六名
紹介議員 亀谷 博昭君
この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一六一〇号 平成十一年四月二十日受理
公務員の天下り禁止、情報公開法の制定等に関する請願
請願者 愛知県春日井市知多町二ノ一六〇
ノ三 北平勝幸 外十九名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第一六一一号 平成十一年四月二十日受理
公務員の天下り禁止、情報公開法の制定等に関する請願
請願者 愛知県春日井市知多町二ノ一六〇
ノ三 北平勝幸 外十九名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第一六一二号 平成十一年四月二十日受理
公務員の天下り禁止、情報公開法の制定等に関する請願
請願者 奈良市二名町三、七四四ノ一ノ一
〇二 大谷和美 外四十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第一六二二号 平成十一年四月二十一日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 埼玉県草加市小山一ノ三〇二一
松本サチ子 外三十八名
紹介議員 阿部 幸代君
かつての事変地又は戦地等に勤務した元日赤救護看護婦に対し、兵の恩給に準じて次の措置を採られたい。

一、現在、兵の恩給との間に著しい格差があるの
で、兵に準じて慰勞給付金を増額すること。
二、十二年未満(戦地加算年数を含む)の者は全
く除外されているが、兵の恩給資格者について
は既に実施されているので、十二年未満の全員
に対しても相応の措置がなされるようにするこ
と。

理由
私たちは救護看護婦として、軍の命令により外
地の陸・海軍病院等に配属され、戦傷病者の救護
に従事中敗戦となり、外地に長期抑留の身となっ
た。昭和五十四年度より慰勞給付金が支給され、
その支給については恩給制度を準用し、戦地加算
を考慮して兵に準ずる処遇をすることが各党の申
合せで決められているが、いまだ多くの問題を残
している。

第一六二三号 平成十一年四月二十一日受理
戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定
に関する請願
請願者 福岡県八女市大字稲富五七一ノ一
二井上都夫 外百九十九名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第一六二九号 平成十一年四月二十一日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)
の早期制定に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀野市森崎一ノ九ノ九
脇茂子 外千六百六名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一六三三三号 平成十一年四月二十二日受理
戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定
に関する請願
請願者 熊本県荒尾市八幡台二ノ一七ノ一
五 馬場英敏 外九十九名
紹介議員 日笠 勝之君
この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第一六三四号 平成十一年四月二十二日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金増額に関する請願
請願者 埼玉県三郷市東町三六二ノ一 平
野秀子 外百名
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一六三五号 平成十一年四月二十二日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金増額に関する請願(三通)
請願者 広島市西区観音新町一ノ三〇二ノ
一〇、〇〇七 村上スミエ 外二
十四名
紹介議員 日出 英輔君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一六四二号 平成十一年四月二十二日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)
の早期制定に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝三、九三四
ノ一九 本田キヨ 外千二百六十
六名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名
発議)

男女共同参画基本法案
男女共同参画基本法
目次
前文
第一章 総則(第一条―第十二条)
第二章 男女共同参画の促進に関する基本的施
策(第十三条―第二十條)
第三章 男女共同参画審議会(第二十一条―第
二十六条)

附則
男女平等は、法の下での平等として日本国憲法に
保障され、各種の法律や制度にも位置付けられて
いる。しかし、いまだ、性別に基づく差別や偏
見、あるいは男女の役割に対する固定的な考え方
に基づく行動が見られ、また、社会における制度
や慣行にも、性別による偏りが多く残されてお
り、戦域、学校、地域、家庭その他の社会のあら
ゆる分野の活動における男女の参画には大きな格
差がある。
また、我が国は、少子高齢化、経済活動の成熟
化と国際化、情報通信の高度化等の急速な進展に
より、社会経済において大きな変革期を迎えてい
る。こうした社会経済情勢の変化に対応し、将来

にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、多様化と個性化を重視した新たな価値の創造に向けた男女共同参画の促進が重要な課題となっている。

このような現状にかんがみ、個人の権利が尊重され、かつ、男女が社会的・文化的に形成された性差にとらわれず、その個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画の促進を図っていく必要がある。そのため、国及び地方公共団体はもとより、企業、学校、地域社会、家庭等が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、男女共同参画の促進の基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女共同参画の促進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の権利が尊重され、かつ、男女が、社会的・文化的に形成された性差にとらわれず、個人としてその個性と能力を発揮する機会が十分に保障される社会を形成することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するために、男女が、社会のあらゆる分野における活動に、社会の対等な構成員として、自らの意思によって参画することをいう。

二 積極的は正措置 男女共同参画の機会に係

る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(人権の確立)

第三条 男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(直接的には性別による差別的取扱いをするものではないが、その結果として、男女のいずれか一方に対し差別的効果をもたらすこととなる取扱いを含む。第十七条において同じ。)を受けないこと、男女が個人としてその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が確立されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の促進に当たっては、女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立に欠くことのできないものであることにかんがみ、性犯罪、売買春、夫からの暴力その他あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的な取組がなされなければならない。

(男女共同参画の促進に向けた社会意識の形成等)

第四条 男女共同参画の促進は、性別による固定的な役割分担の意識が男女共同参画の促進を阻害する要因となっていることにかんがみ、男女が、社会的・文化的に形成された性差にとらわれず、個人としてその個性と能力を発揮すべきものであるとの社会意識を形成することを旨とし、及び社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の促進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、行われなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画の促進は、男女が、社会の

対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(必要に応じ、積極的は正措置が講じられることを含む。)を旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画の促進は、家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(条約等の尊重と国際協力の積極的推進)

第七条 男女共同参画の促進は、男女共同参画の促進に関して我が国が締結した条約その他の国際約束が尊重されること及び国際協力が積極的に推進されることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の促進に関する施策(積極的は正措置を含む。以下「同じ。」を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、男女共同参画の促進に関する施策を実施するため、必要な法律、条例等の制定若しくは改廃又は必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 国は、地方公共団体が男女共同参画の促進に関する施策を実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画の促進の状況及び政府が講じた男女共同参画の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画の促進の状況を考慮して講じようとする男女共同参画の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の促進に関する次に掲げる施策
- イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための施策
- ロ 男女の家庭生活と職業生活等との両立の支援のための施策
- ハ 政策等の立案及び決定への男女共同参画の促進のための施策
- ニ 男女平等を推進する教育及び学習機会の充実のための施策

ホ 男女共同参画の視点を立った税制、社会保障制度及び婚姻その他の家族制度に関する法制の見直し等社会における制度又は慣行の改善のための施策

ヘ 社会経済活動その他の活動における性別による差別的撤廃のための施策

ト 女性に対する暴力の根絶のための施策
妊娠又は出産に係る選択の自由等性及生殖に関する女性の自己決定の尊重及び生理、妊娠、出産等の女性に固有の身体的機能の保護等生涯を通じて女性の健康の支援のための施策

リ その他男女共同参画の促進のための施策
二 男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を国会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)
第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

二 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めように努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たつての基本理念の反映)
第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、基本理念を反映するように努めなければならない。

(基本理念の理解を深めるための措置)
第十六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に関する理解が深まるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等のための体制の整備)
第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の促進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を適切かつ迅速に行うため、当該苦情の処理及び当該救済のための組織及び運営体制についての法制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究の推進等)
第十八条 国は、国の施策又は社会における制度若しくは慣行が男女共同参画の促進に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進し、その成果を当該施策に適切に反映するように努めるものとする。

(条約等の誠実な履行と国際協力の推進のための措置)
第十九条 国は、男女共同参画を国際的協調の下に促進するため、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約その他の男女共同参画の促進に関する我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要な措置を講ずるとともに、外国政府又は国際機関との情報交換、国際機関への人員の派遣、国際会議への参加、開発途上にある海外の地域に対する支援等男女共同参画の促進に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画の促進に関して行う活動との連携を図りつつ、当該施策及び当該活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画審議会
第二十一条 総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)
第二十二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

二 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

(委員)
第二十三条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 委員は、再任されることが出来る。

四 委員は、非常勤とする。

(会長)
第二十四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

二 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

三 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)
第二十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

二 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)
第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日
に、第二十三条第一項の規定により、審議会の
委員として任命されたものとみなす。この場合
において、その任命されたものとみなされる者
の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同
日における旧審議会設置法第四条第二項の規定
により任命された男女共同参画審議会の委員と
しての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五
条第一項の規定により定められた男女共同参画
審議会の会長である者又は同条第三項の規定に
より指名された委員である者は、それぞれ、こ
の法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定
により審議会の会長として定められ、又は同条
第三項の規定により審議会の会長の職務を代理
する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百
十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画基本法(平成十一年法
律第 号)第十三条第三項の規定に基
づき、同条第一項に規定する男女共同参画
基本計画の案を作成すること。